

30. 新クリーンセンター施設整備基本計画（案）における概算事業費整備費の根拠資料

環境部 クリーンセンター建設推進課

（単位：千円・税込）

工 種	交付対象内外	地域エネルギーセンター	リサイクルセンター
1. 土木・建築工事	交付対象内(1/2)	14,000,000	※地域エネルギーセンターに含む
	交付対象内(1/3)		
	交付対象外		
2. プラント設備工事	交付対象内(1/2)	21,000,000	4,000,000
	交付対象内(1/3)		
	交付対象外		
3. 共通仮設費	交付対象内(1/2)	600,000	100,000
	交付対象内(1/3)		
	交付対象外		
4. 現場管理費	交付対象内(1/2)	1,400,000	300,000
	交付対象内(1/3)		
	交付対象外		
5. 一般管理費	交付対象内(1/2)	3,300,000	500,000
	交付対象内(1/3)		
	交付対象外		
計		40,300,000	4,900,000

400 億円	50 億円	総合計 450 億円
--------	-------	------------

※交付対象内とは、循環型社会形成推進交付金の交付の対象となる経費。

※同交付金の交付率は、交付対象経費の1/3。ただし、高効率エネルギー回収に必要な設備及びそれを備えた施設に必要な災害対策設備に限っては1/2。

31. 地球温暖化対策庁内実行計画(第5次)及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託に関する決裁文書一式、
6号随意契約理由書一式、及び変更契約に係る決裁文書一式、支出負担行為変更書等行政文書一式

環境部 環境政策課

保存期間	10年	決裁区分	市長決裁					
收受日		文書番号						
起案日	令和5年9月19日	公印	不要					
決裁日	令和5年9月19日	起案者	クリーンセンター建設推進課					
施行日			係員 芦谷 岳希					
処理期限			(電話番号: 34-5314 (内線: 2272))					
発信元文書の日付								
分類	A-1-2	議会提案	なし					
簿冊名	クリーンセンター建設計画(方針決定)(10年)							
あて先								
件名	新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託に係る随意契約について							
決裁・合議	市長	副市長	部長	理事	次長	課長	課長補佐	主任
								
	課内							
	合議	環境政策課	環境政策課	環境政策課	環境政策課	環境政策課	環境政策課	環境政策課
公印使用承認	伺い文 標記の件について、別紙のとおり「新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等」を委託してよろしいか伺います。							

1 業務内容

本市では、新たなごみ処理施設(熱回収施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設)の整備を目指しており、本業務は、新ごみ処理施設における新たなPPP/PFI導入プロセスの検討、施設整備基本計画等の情報整理、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画や奈良市ゼロカーボン戦略アクションプランの策定等を行うものです。

2 予算額

①新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等
33,000,000円
※国費(循環型社会形成推進交付金)11,000,000円
※一般財源 22,000,000円

②地球温暖化対策庁内実行計画・ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務分
13,000,000円(一般財源、流用予定)

3 仕様

別紙のとおり

4 経緯

本市の新クリーンセンター建設事業は、公害調停が平成17年12月に成立したのち、平成18年2月に「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会(現:奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会)」が設置され、移転建設候補地の検討が始まってから約17年間の歳月が過ぎたにもかかわらず、未だ建設候補地が確定していない状況にある。この間、現工場である奈良市環境清美工場の老朽化は著しく進行しており、最も古い炉は稼働開始後41年経過している。そのため、現工場の維持管理に係る費用は毎年上昇を続け、本市財政を圧迫していることに加え、故障による施設稼働停止により正常なごみ処理の運営を行うことが困難となっている。こうした状況において、一刻も早い新施設の建設が求められており、速やかな施設整備基本計画の策定や事業手法の検討が求められている。さらに、本市新クリーンセンター建設事業は公害調停により移転しなければならない前提条件がある中、移転先の住民に対して具体的な事業コンセプトを示すことができず、住民理解の醸成は困難を極めている。こうした状況において事業を進展させるためには、一定程度計画内容が決定した際に民間事業者から意見を徴収する、従来の「マーケットサウンディング型」のPPP/PFI導入プロセスだけでなく、民間事業者に提案インセンティブを付与できる「選抜・交渉型」の手法を組み合わせるなど、これまでのごみ処理施設のPPP検討手法に捉われない本市の実情にあった新たなPPP/PFI導入プロセスの検討が必要である。また、このPPP/PFI導入プロセスの検討を行うPFI等導入可能性調査業務と施設整備基本計画策定業務を同一事業者が実施することで、早期に事業スキームを整理できる。

併せて、新クリーンセンターは、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画や奈良市ゼロカーボン戦略(環境政策課所管)の「施策(アクション)の立案」において中核となる施設であり、構想の各施策において重要な役割を担っている。このことから本業務において当該事業者へ一括して委託することで新クリーンセンター建設事業とゼロカーボン戦略の施策の内容の整合性を図ること

とができると見込める。また、それぞれの業務において重複する作業、業務打ち合わせを省くことで経費削減についても見込める。

本事業は、これまで困難を極めた住民理解の醸成、一刻も早く新施設の検討を進めなければならないひっ迫した状況において、新たなPPP／PFI導入プロセスの検討、施設整備基本計画等の情報整理を行うものである。今回の委託先であるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社は、我が国において、空港・下水道・ガス事業の多種多様な業種において新たなPPP／PFI事業の第1号案件の受注経験を有しているコンサルタント事業者であること、本市の県域水道一体化に係る検討支援業務において精緻なシミュレーションを実施し、県域水道一体化に参加するよりも本市単独経営の方が有利であることを示すなど本市財政状況に精通していること、早期に建設予定地を確定するために住民説明会を令和5年中に実施する必要があるなど時間的制約がある中で、年内の中間報告、今年度中の計画策定が可能な事業者であることから、地方自治法施行令第167条第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に基づき、当該事業者に本業務を契約することが妥当であると考えます。

新クリーンセンター建設に係る

新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等委託

仕様書

令和5年9月

奈良市

1. 業務目的

奈良市（以下「発注者」という。）では、新たなごみ処理施設（熱回収施設、粗大ごみ処理施設、リサイクル施設）の整備を目指している。

本業務では、新ごみ処理施設の新たなPPP／PFI導入プロセスの検討としてPFI等導入可能性調査、施設整備基本計画策定等の情報整理を行うものであるとする。

なお、本業務は、環境省の循環型社会形成推進交付金を受けて行うものであることに留意すること。

2. 業務名称

新クリーンセンター建設に係る新たなPPP導入プロセス検討アドバイザー業務等

3. 業務履行期間

契約締結日から令和6年3月22日までとする。

4. 履行場所

奈良市内一円

5. 業務の内容

本業務の内容は次のとおりとする。（詳細は第2章に示すものとする）

- ・PFI等導入可能性調査
- ・施設整備基本計画策定

6. 本仕様書の適用

本業務内容は、本仕様書に基づき履行するものであるが、本仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、発注者と協議・決定のうえ、受託者の責任において履行するものとする。

7. 関係法令等の遵守

受託者は、本業務の実施にあたり、関係法令及び関係通知等（最新版）で示された当該業務に関する事項を遵守し、業務内容に不備のないようにしなければならない。

8. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。

なお、承認された事項を変更しようとするときは、その都度、発注者の承認を受けなければならない。

(1) 着手時

- ①業務着手届
- ②管理技術者、照査技術者及び担当技術者選任並びに経歴書
- ③業務実施工程表
- ④業務実施計画書（業務内容、業務実施担当者一覧等を記載）

(2) 完了時

- ①業務完了届
- ②納品書
- ③請求書
- ④そのほか発注者が指示する書類

9. 業務の実施体制

(1) 受託者は、将来の市民の負担を最小化するために、従来の官民連携手法に留まらない新たな官民連携手法を含めて検討を行うものであり、また、円滑に業務を遂行するために、以下のとおり、「管理技術者」、「照査技術者」、「担当技術者」の他、検討に必要とされる十分な経験を有する者を配置しなければならない。

(2) 受託者は、本業務における管理技術者、照査技術者及び担当技術者を定め、発注者に届け出るものとし、受託者が直接雇用している者であることの確認できる書類（健康保険証等の写し）を提出しなければならない。また、管理技術者、照査技術者及び担当技

術者は兼ねることはできないものとする。

- (3) 管理技術者は、本業務の管理及び統括等を行う責任者として、受託者と直接的な雇用関係にあり、コンセッションを含めたPPP／PFIの導入可能性の調査に関係する業務における管理技術者としての実績を有する者でなければならない。
- (4) 照査技術者は、成果品の内容について技術上の照査を行うなど業務の照査を行う者であり、コンセッションを含めたPPP／PFIの導入可能性の調査に関係する業務での業務経験を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。
- (5) 担当技術者は、本業務を主に担当する者とし、本業務を行うための知識及び技術を有する者で、かつ、直接雇用している者でなければならない。
- (6) 本業務では、コンセッションを含めたPPP／PFI導入可能性調査の実績を有する公認会計士を配置すること、かつ、弁護士から適やかな支援を受けることができる体制を構築すること。

10. 打合せ協議

受託者は、業務の円滑な実施のため、打合せ協議を業務着手時、中間時及び成果品納入時に行うことを原則とするが、必要があれば発注者と協議し、適宜開催するものとする。

11. 相談対応

受託者は、業務内容において、本市から当該検討内容についての助言が求められた場合、訪問又はWebによる会議方式の他に電話、電子メール等により速やかに対応すること。

12. 中立性の義務と秘密保持

受託者は、本業務の遂行上知り得た事項について、当事者以外の第三者に漏らしたり、当該以外の目的に使用したりしてはならない。また、中立性を保たなければならない。

13. 資料等の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集は、原則として受託者が行うものであるが、発注者が所有し、かつ業務に利用できる資料は貸与する。この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成し、業務完了時に全て返納するものとする。

14. 関係機関等との協議

受託者は、本計画内容に関係する機関等との協議を必要とするとき、または発注者に協議を求められたときは誠意をもってこれにあたり、遅滞なく発注者に助言、報告するものとする。

15. 議事録の作成

受託者は、打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、発注者に提出するものとする。

16. 疑義

本仕様書の記載事項に疑義が生じた場合、または仕様書に定めのない事項については、発注者と受託者が別途協議のうえ、決定するものとする。

17. 検査

受託者は、業務の完了に際し、発注者による成果品検査を受けるものとし、検査合格をもって本委託業務の完了とする。なお、納品後において成果品内容に誤記・誤算があった場合は速やかに訂正し、再提出しなければならない。

18. 成果品

- (1) PFI等導入可能性調査 A4版・・・・・・・・・・・・・3部
- (2) 施設整備基本計画 A4版・・・・・・・・・・・・・3部

- (3) 施設整備基本計画概要版 A4版又はA3版 3枚
- (4) 参考資料 一式
- (5) 打合せ議事録 一式
- (6) 上記の電子データ (CD-R等) 一式

19. 成果品及び資料等の帰属

本業務の過程で作成した成果品及び資料等については、すべて本市に帰属するものとし、受注者は、本市の承諾を得ないで業務の成果を他に公表、貸与または使用してはならない。

業 務 内 容

第1節 PFI等導入可能性調査

本市では、本市所有の環境清美工場が、稼働開始から既に40年近く経過し、老朽化が進んでいるため、安定した稼働を続けることが厳しい状況になっている。現施設の老朽化は、一刻の猶予もないほどの深刻さを増しており、今後の人口減少を念頭に段階的な広域化の可能性を残しつつ、本市単独で新クリーンセンターの早期整備に取り組む必要がある。

人口減少下において、莫大な修繕・更新費用を本市単独で負担していくためには、民間の資金・技術・ノウハウを最大限に活かした施設整備・運営計画が欠かせないと考えており、また、本市では新ごみ処理施設を核として、廃棄物の資源化を含めた資源・エネルギーの地域内循環を担う地域エネルギーセンターの構築を模索している。本検討では新ごみ処理施設の整備及び運営に関し、民間の専門的な技術、手法、情報、経験を活用したPPP/PFI方式（民間のノウハウを最大限に活かすための従来の官民連携手法に留まらない新たな事業スキームの検討を含む）（以下、PFI方式等という。）の導入の可能性について、定量的・定性的な評価を行ったうえで、総合的な観点から最適な事業方式を選定することを目的とする。

本業務の内容は次のとおりとする。

1. 事業概要の整理

新ごみ処理施設における基本条件（施設の概要、立地条件、施設規模、処理対象ごみ量、計画ごみ費、公害防止基準、余熱利用計画、施設の整備内容等）を整理する。

また、整理した結果は、3. 市場調査での活用を想定しており、整理にあたっては、対外的に分かりやすい資料の作成に努めることとする。

2. 事業スキームの検討

(1) 事業方式等の整理

先行事例等を踏まえ、本事業で想定されるPFI方式等を整理し、本事業への適合性を検討する。特に、コンセッション等の先進的な経営体制を採用している官民連携事業の事例を調査し、その事業スキーム、経営改善効果、資金調達手法等について詳細に把握するとともに、当該調査結果をもとに、民間のノウハウを最大限に活かすための従来の官民連携手法に留まらない新たな事業スキームも含め検討すること。検討にあたっては、方式等毎に以下の項目について整理し、本市への適合性を検討すること。

- ① 事業方式の概要
- ② 公共と民間の業務範囲及びリスクの分担
- ③ 資金調達、設計、建設、運営（運転・維持管理）の業務主体と施設の所有権
- ④ 導入されている施設の整備事例（事業スキームや事業期間等含む）
- ⑤ 一般廃棄物処理施設における導入事例及び採用実績等
- ⑥ ⑤における余熱利用施設や付帯施設の事例

（2）法的条件の整理

廃棄物の処理及び清掃に関する法律、地方自治法等現行の法制度を踏まえ、PFI方式等で本事業を実施する場合の法的条件や留意事項を整理する。また、固定資産税や都市計画税等の税制度についてもPFI方式等を導入した場合における影響について整理する。

（3）支援措置の検討

交付金、税制優遇及び金融上の支援措置等、事業採算性を向上するための支援措置について検討する。なお、支援措置については、国等において適宜、検討されていることから最新の情報を反映すること。

3. 市場調査

民間事業者の参加意欲や本事業スキームの妥当性を把握するために、適切な選定基準を設定した上で、廃棄物処理PPP/PFI事業で代表企業等を務める企業より複数社を

選定し、書面及び口頭によるヒアリングを実施すること。

なお、ヒアリング候補先の決定にあたっては、事前に発注者と相談を行うこと。

4. 事業化シミュレーション

3の調査結果を踏まえた有効となる事業手法について、本市より提示する建設費・維持管理費情報を基に、本市の負担を比較するための長期事業収支シミュレーション（損益計算・キャッシュフロー計算）を行うこと。

5. 事業手法の評価

上記2から4の調査結果を踏まえ、定性的かつ定量的に総合評価を行い、新ごみ処理施設の整備に最適な事業手法を整理する。

評価した事業手法で実施する場合の事業スケジュールを整理するとともに、当該事業手法で実施する場合に想定される課題を抽出する。

6. 実施（基本）方針作成

前項までの検討で最適な事業手法と評価された手法における事業実施に係る実施方針（案）を検討・作成する。

第2節 施設整備基本計画策定

本計画は、奈良市が目指す施設の整備に向け、民間事業者からの事業提案を受けるための公表情報の整理のため、ごみ処理に係る基本事項に関する調査・分析を行い、最適な処理システムや施設整備の方法について、整理する。

1. 基本計画の目的等の整理

本計画の策定にあたり、これまでの背景や目的を整理する。

2. ごみ処理の現状及び課題の整理

本計画の前提となるごみ処理の現状及び課題を整理する。

ごみ排出量の推移、分別区分、ごみ処理の流れ、ごみ処理施設の概要及びごみ処理の課題等について整理する。

3. 施設整備に係る基本理念の整理

施設基本構想によって設定された施設整備に係る基本方針をもとに整理する。

4. 事業計画地の概要の整理

事業計画地の要件、位置、法規制状況、稼働開始時における搬出入道路等について整理する。

5. 施設基本条件の検討

焼却施設およびリサイクル施設の基本条件について下記のとおり設定する。

稼働開始年度、処理対象物、処理対象物の排出量の将来予測、施設規模及び計画ごみ質を設定する。また、焼却施設の系列数及び処理方式における評価を実施する。本計画施設における搬出入条件、搬出入道路及び台数について整理する。

なお、排出量予測及び計画ごみ質については「プラスチック資源循環促進法」施行に伴う、プラスチック類の取り扱い変更による処理量及びごみ質の変化の予測含む。

6. 眺望・環境保全計画の検討

周辺環境との調和を図り、奈良らしい眺望・景観の保全等に配慮した計画について検討する。また、建設候補地周辺地域及び施設に十分に配慮した環境保全計画について、公害防止の観点から検討する。

7. 熱エネルギー回収・利用計画の検討

余熱利用方式の考え方を整理し、余熱の利用可能量の算定を行うとともに、発電可能量の試算を実施する。

8. 残渣処理計画の検討

残渣処理等の考え方を整理し、検討する。

9. 環境学習・啓発機能の検討

循環型社会の形成を目指し、環境学習・啓発機能について検討する。

10. 防災・減災計画

施設の強靱化のために配慮すべき事項を整理する。日常の安全管理及び防災時の対応並びに災害復旧時の防災拠点としての役割について検討する。

11. 災害廃棄物の把握

災害廃棄物の受入に必要な設備について検討する。

12. 施設計画

新クリーンセンターの施設計画は、処理フロー、主要設備構成等について検討する。

13. 土木基本計画

造成、外構等の計画を策定する。

14. 建築基本計画

整備コスト削減を目的とし、プラント設備の一部屋外設置について検討する。

居室、窓庇、デザイン等の計画を策定する。また、耐震基準も併せて検討する。

15. 施設配置計画・動線計画

施設運営時の利便性、災害時対応、都市計画要件を考慮し、全体施設配置計画及び動線計画を検討する。

16. 概算事業費及び財源構成

施設の管理・運営計画を検討する。

メーカーヒアリングを実施し、概算事業費の算定を行う。また、市負担額の軽減のため、本計画において活用することができる交付金、起債等について調査する。

17. 事業スケジュールの検討

本施設の稼働までにかかる事業スケジュールを策定する。

18. 施工計画

工事行程及び施設施工中の環境保全について、近隣の施設の状況等をふまえ検討する。また、工事用車両のアクセスルートについて検討する。

以上

奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び 奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託 仕様書

1. 業務名称

奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務

2. 業務の目的

市町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律の定めにより、国が定める地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量削減等に係る計画（以下、「事務事業編」という。）の策定が求められている。また、中核市は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を行うための総合的な計画（以下、「区域施策編」という。）の策定が求められている。

奈良市（以下、「発注者」という。）では、2018年3月に事務事業編として策定した「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第4次）」（以下、「第4次庁内実行計画」という。）の計画期間が2022年3月で終了し、早急に新たな計画を策定する必要がある。また、区域施策編として2023年9月に「奈良市ゼロカーボン戦略」（以下、「ゼロカーボン戦略」という。）を策定している。2050年脱炭素社会の実現に向けて、中間目標である2030年度までに温室効果ガス排出量の2013年度比50%削減を目指し、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入等具体的な取組の着実な実施に向けてアクションプランの策定が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、本業務では、ゼロカーボン戦略及び第4次庁内実行計画等を基に、現在までに起きた環境の変化を反映した「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）」（以下、「第5次庁内実行計画」という。）を策定するとともに、2030年度までの中間目標を達成するための「奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定することを目的とする。

なお、第5次庁内実行計画とアクションプランは、その内容について整合させるものとする。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月27日（水）まで

4. 業務の対象区域

奈良市全域

5. 業務の内容

(1) 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）策定業務

① 基本的事項の整理

計画策定の背景や目的、計画期間、基準年度等基本的事項について、第4次庁内実行計画策定以降の状況変化を踏まえて整理する。

② 温室効果ガス排出量の現状と課題の整理

第4次庁内実行計画までの目標達成状況、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の現状、並びに温室効果ガス削減に向けた課題を整理する。

③ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

2050年脱炭素社会の実現及び2030年度中間目標を念頭に、基準年度及び現状の温室効果ガス排出量を踏まえて、削減目標を設定する。

④ 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の整理

本市の事情を踏まえて、ゼロカーボン戦略に掲げた取組を中心に、2030年度までに優先的に取り組む施策を検討・整理する。

⑤ 実行計画の推進に関する検討

第5次庁内実行計画の推進方法及び推進体制について検討、整理する。

(2) 奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務

① 基本的事項の整理

ゼロカーボン戦略において掲げる目標、取組内容等の基本的事項を整理し、取組における「ゼロカーボン古都モデル・奈良」との整合性を確認する。

② 取組及び取組に係る課題の整理

2050年脱炭素社会の実現を念頭に、2030年度の中間目標達成に向けて、各実施主体（市民、事業者、本市）が実施する取組と、その取組を実施するに当たり想定される課題を整理する。既に本市が実施している取組についても、更に推進する上での課題を整理する。

③ 課題を解決するための施策（行動）の整理

2030年度までに温室効果ガス削減効果が表れる取組を中心に、②で整理した課題に対応するための有効な施策（行動）等を他自治体の事例も踏まえて整理する。既に実施中の取組についても、その進捗を把握し、今後取るべき施策（行動）を検討する。

④ 施策（行動）案の選定

各施策（行動）について、奈良市の規模や特徴、適用の鮮易度（予算、期間等）等、市の特性を踏まえ適用可能かを検討する。

⑤ 2030年度排出量削減目標の達成に向けた施策（行動）の評価

抽出した取組を実施することによる2030年度までに想定される排出削減量を推計するとともに、進捗管理のため、事業者による排出量の調査・推計方法を示す。

⑥ 2030年度に向けた脱炭素ロードマップ策定

目標達成までの期日やマイルストーンを設定し、また各取組を推進する上での体制、進捗のモニタリング方法等について検討し、2030年度に向けたロードマップを策定する。

6. 成果品等

本業務の成果品として、以下を提出すること。

- (1) 「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）」電子データ（Word）
- (2) 「奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン」電子データ（Word）
- (3) 本業務に使用した各種資料を含む電子データ
- (4) その他発注者が指示する資料

7. 業務実施に関する留意事項

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令、上位計画等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 受注者は、本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面による承諾を得ること。
- (5) 受注者は、業務中に知り得た内容等について、第三者にその情報を漏らしてはならない。
- (6) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 本業務は、奈良県の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルに沿って実施すること。

8. 打合せ及び協議記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は定期的に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

9. 貸与する資料及び使用制限

本業務の実施に当たっては、発注者は受注者より申請があれば資料を貸与するものとする。

なお、受注者は貸与された資料が本業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。受注者は本業務完了後、速やかに発注者へ返納及び電子データを削除するものとする。また、受注者は貸与された資料に損傷、滅失、盗難等のないように慎重に

取り扱わなければならない。

10. 秘密事項等

本業務の実施に当たり、奈良市個人情報保護条例及び下記の事項について遵守するものとする。

- (1) 本業務の過程で知り得た秘密事項、資料等を発注者の許可なく他に公表してはならない。
- (2) セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩の無きよう徹底した管理を実施しなければならない。

11. 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (3) 文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を必ず明記すること。

12. その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

13. 担当課（問合せ先）

奈良市 環境部 環境政策課
 〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号
 電話：0742-34-4591
 電子メール：kankyoseisaku@city.nara.lg.jp

保存期間	30年	決裁区分	部長級専決
收受日		文書番号	
起案日	令和5年 9月25日	公印	不要
決裁日	令和5年 9月25日	起案者	環境政策課
施行日			ゼロカーボンシティ推進係
処理期限			係員 出口 善之助 (電話番号： 2732)
発信元文書の日付		議会提案	なし
分類	F-3-4	簿冊名	地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）一件
あて先		件名	奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託
決裁・合議	部長	理事	次長
	課長	課長補佐	係長
	課内		
公印使用承認		伺い文 標記の件について、別紙のとおり「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務」について委託してよろしいか伺います。	

1. 業務内容

市町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律の定めにより、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量削減等に係る計画（以下、「事務事業編」という。）の策定が求められている。また、中核市は、自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を行うための総合的な計画（以下、「区域施策編」という。）の策定が求められている。

本市では、2018年3月に事務事業編として策定した「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第4次）」の計画期間が2022年3月で終了し、早急に新たな計画（第5次計画）を策定する必要がある。また、区域施策編として2023年9月に「奈良市ゼロカーボン戦略」を策定しているが、2050年脱炭素社会の実現に向けて、中間目標である2030年度までに温室効果ガス排出量の2013年度比50％削減を目指し、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの導入等具体的な取組の着実な実施に向けてアクションプランの策定が必要となっている。

本業務は、第5次庁内実行計画及びゼロカーボン戦略アクションプランの策定を行うものである。

2. 予算額

款：総務費 項：企画費 目：環境対策費
 大事業：エネルギー政策経費 中事業：エネルギー政策経費
 小事業：エネルギー政策経費
 節：委託料 12,903千円

3. 財源 一般財源12,903千円

4. 仕様 別紙のとおり

5. 契約方法 随意契約（第6号）

第3号様式

予定価格調書

業 務 場 所 奈良市内全域

件 名 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び
 奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務

百万				千				円	
¥	1	2	9	0	3	0	0	0	

予 定 価 格

百万				千				円	
¥	1	1	7	3	0	0	0	0	

入 札 書 比 較 価 格

令和 5 年 9 月 25 日

予 定 価 格 決 定 者 役職名 環境部長
 氏 名 山口 浩史



（注）入札書比較価格は、予定価格の110分の100に相当する金額を記入すること。

随意契約の理由書

課名 環境政策課

1. 件名
奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託
2. 契約又は契約予定の相手方（名称 代表者名）
EY ストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
代表取締役 近藤 聡
3. 随意契約を適用する条項（地方自治法施行令第167条の2第1項）
 - ☐ 第1号 予定価格が一定の金額を超えないとき
 - ☐ 工事又は製造の請負 130万円以下
 - ☐ 財産の買入れ 80万円以下
 - ☐ 物件の借入れ 40万円以下
 - ☐ 財産の売払い 30万円以下
 - ☐ 物件の貸付け 30万円以下
 - ☐ 前各号に掲げるものの以外のもの 50万円以下
 - ☐ 第2号 その性質又は目的が競争入札に適さないとき
 - ☐ 第3号 障害者支援施設等により製作された物品を買入れる契約又は障害者支援施設等、シルバー人材センター若しくは母子福祉団体等からの役務の提供を受ける契約のとき
 - ☐ 第4号 新規事業分野の開拓事業者により生産された新製品の買入れ
 - ☐ 第5号 緊急の必要により競争入札に付することができないとき
 - ☒ 第6号 競争入札に付することが不利と認められるとき
 - ☐ 第7号 時価に比して著しく有利な価格で契約を締結することができる見込みのあるとき
 - ☐ 第8号 競争入札に付し入札者がいないとき、又は再度の入札に付し落札者がいないとき
 - ☐ 第9号 競争入札において落札者が契約を締結しないとき
4. 上記3.の各号を適用した理由（第1号適用の場合は、理由は不要です。なお、随意契約適用条項が第1号に該当し、かつ他の号のいずれかに競合的に該当する場合は、第1号を適用します。但し、他の号と競合し見積者1者となる場合は、1者となる理由が必要です。）

別紙のとおり

（随意契約の理由書別紙）

本市の新クリーンセンター建設事業は、公営調停が平成17年12月に成立したのち、平成18年2月に「奈良市ごみ焼却施設移転建設計画策定委員会（現：奈良市クリーンセンター建設計画策定委員会）」が設置され、移転建設候補地の検討が始まってから約17年間の歳月が過ぎたにもかかわらず、未だ建設候補地が確定していない状況にある。この間、現工場である奈良市環境清美工場の老朽化は著しく進行しており、最も古い炉は稼働開始後41年経過している。そのため、現工場の維持管理に係る費用は毎年上昇を続け、本市財政を圧迫していることに加え、故障による施設稼働停止により正常なごみ処理の運営を行うことが困難となっている。こうした状況において、一刻も早い新施設の建設が求められており、速やかな施設整備基本計画の策定や事業手法の検討が求められている。さらに、本市新クリーンセンター建設事業は公営調停により移転しなければならない前提条件がある中、移転先の住民に対して具体的な事業コンセプトを示すことができず、住民理解の醸成は困難を極めている。こうした状況において事業を進展させるためには、一定程度計画内容が決定した際に民間事業者から意見を徴収する、従来の「マーケットサウンディング型」のPPP/PFI導入プロセスだけでなく、民間事業者に提案インセンティブを付与できる「選抜・交渉型」の手法を組み合わせるなど、これまでのごみ処理施設のPPP検討手法に促われない本市の実情にあった新たなPPP/PFI導入プロセスの検討が必要である。また、このPPP/PFI導入プロセスの検討を行うPFI等導入可能性調査業務と施設整備基本計画策定業務を同一事業者が実施することで、早期に事業スキームを整理できる。

併せて、新クリーンセンターは、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画や奈良市ゼロカーボン戦略（環境政策課所管）の「施策（アクション）の立案」において中核となる施設であり、構想の各施策において重要な役割を担っている。このことから本業務において当該事業者へ一括して委託することで新クリーンセンター建設事業とゼロカーボン戦略の施策の内容の整合性を図ることができると見込める。また、それぞれの業務において重複する作業、業務打ち合わせを省くことで経費削減についても見込める。

本事業は、これまで困難を極めた住民理解の醸成、一刻も早く新施設の検討を進めなければならないといった状況において、新たなPPP/PFI導入プロセスの検討、施設整備基本計画等の情報整理を行うものである。今回の委託先であるEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社は、我が国において、空港・下水道・ガス事業の多種多用な業種において新たなPPP/PFI事業の第1号案件の受注経験を有しているコンサルタント事業者であること、本市の県域水道一体化に係る検討支援業務において精緻なシミュレーションを実施し、県域水道一体化に参加するよりも本市単独経営の方が有利であることを示すなど本市財政状況に精通していること、早期に建設予定地を確定するために住民説明会を令和5年中に実施する必要があるなど時間的制約がある中で、年内の中間報告、今年度中の計画策定が可能な事業者であることから、地方自治法施行令第167条第1項第6号（競争入札に付することが不利と認められるとき）に基づき、当該事業者に本業務を契約することが妥当であると考えます。

奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び
奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託
仕様書

1. 業務名称

奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務

2. 業務の目的

市町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律の定めにより、国が定める地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量削減等に係る計画（以下、「事務事業編」という。）の策定が求められている。また、中核市は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を行うための総合的な計画（以下、「区域施策編」という。）の策定が求められている。

奈良市（以下、「発注者」という。）では、2018年3月に事務事業編として策定した「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第4次）」（以下、「第4次庁内実行計画」という。）の計画期間が2022年3月で終了し、早急に新たな計画を策定する必要がある。また、区域施策編として2023年9月に「奈良市ゼロカーボン戦略」（以下、「ゼロカーボン戦略」という。）を策定している。2050年脱炭素社会の実現に向けて、中間目標である2030年度までに温室効果ガス排出量の2013年度比50%削減を目指し、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入等具体的な取組の着実な実施に向けてアクションプランの策定が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、本業務では、ゼロカーボン戦略及び第4次庁内実行計画等を基に、現在までに起きた環境の変化を反映した「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）」（以下、「第5次庁内実行計画」という。）を策定するとともに、2030年度までの中間目標を達成するための「奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定することを目的とする。

なお、第5次庁内実行計画とアクションプランは、その内容について整合させるものとする。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月27日（水）まで

4. 業務の対象区域

奈良市全域

5. 業務の内容

(1) 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）策定業務

① 基本的事項の整理

計画策定の背景や目的、計画期間、基準年度等基本的事項について、第4次庁内実行計画策定以降の状況変化を踏まえて整理する。

② 温室効果ガス排出量の現状と課題の整理

第4次庁内実行計画までの目標達成状況、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の現状、並びに温室効果ガス削減に向けた課題を整理する。

③ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定

2050年脱炭素社会の実現及び2030年度中間目標を念頭に、基準年度及び現状の温室効果ガス排出量を踏まえて、削減目標を設定する。

④ 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の整理

本市の事情を踏まえて、ゼロカーボン戦略に掲げた取組を中心に、2030年度までに優先的に取り組む施策を検討・整理する。

⑤ 実行計画の推進に関する検討

第5次庁内実行計画の推進方法及び推進体制について検討、整理する。

(2) 奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務

① 基本的事項の整理

ゼロカーボン戦略において掲げる目標、取組内容等の基本的事項を整理し、取組における「ゼロカーボン古都モデル・奈良」との整合性を確認する。

② 取組及び取組に係る課題の整理

2050年脱炭素社会の実現を念頭に、2030年度の中間目標達成に向けて、各実施主体（市民、事業者、本市）が実施する取組と、その取組を実施するに当たり想定される課題を整理する。既に本市が実施している取組についても、更に推進する上での課題を整理する。

③ 課題を解決するための施策（行動）の整理

2030年度までに温室効果ガス削減効果が表れる取組を中心に、②で整理した課題に対応するための有効な施策（行動）等を他自治体の事例も踏まえて整理する。既に実施中の取組についても、その進捗を把握し、今後取るべき施策（行動）を検討する。

④ 施策（行動）案の選定

各施策（行動）について、奈良市の規模や特徴、適用の難易度（予算、期間等）等、市の特性を踏まえ適用可能かを検討する。

⑤ 2030年度排出量削減目標の達成に向けた施策（行動）の評価

抽出した取組を実施することによる2030年度までに想定される排出削減量を推計するとともに、進捗管理のため、事業者による排出量の調査・推計方法を示す。

⑥ 2030年度に向けた脱炭素ロードマップ策定

目標達成までの期日やマイルストーンを設定し、また各取組を推進する上での体制、進捗のモニタリング方法等について検討し、2030 年度に向けたロードマップを策定する。

6. 成果品等

本業務の成果品として、以下を提出すること。

- (1) 「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）」電子データ（Word）
- (2) 「奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン」電子データ（Word）
- (3) 本業務に使用した各種資料を含む電子データ
- (4) その他発注者が指示する資料

7. 業務実施に関する留意事項

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令、上位計画等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 受注者は、本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面による承諾を得ること。
- (5) 受注者は、業務中に知り得た内容等について、第三者にその情報を漏らしてはならない。
- (6) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 本業務は、環境省の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルに沿って実施すること。

8. 打合せ及び協議記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は定期的に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

9. 貸与する資料及び使用制限

本業務の実施に当たっては、発注者は受注者より申請があれば資料を貸与するものとする。

なお、受注者は貸与された資料が本業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。受注者は本業務完了後、速やかに発注者へ返納及び電子データを削除するものとする。また、受注者は貸与された資料に損傷、滅失、盗難等のないように慎重に

取り扱わなければならない。

10. 秘密事項等

本業務の実施に当たり、奈良市個人情報保護条例及び下記の事項について遵守するものとする。

- (1) 本業務の過程で知り得た秘密事項、資料等を発注者の許可なく他に公表してはならない。
- (2) セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩の無きよう徹底した管理を実施しなければならない。

11. 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (3) 文獻その他の資料を引用した場合は、その文獻、資料名を必ず明記すること。

12. その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

13. 担当課（問合せ先）

奈良市 環境部 環境政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-4591

電子メール：kankyoseisaku@city.nara.lg.jp

委託契約書（案）

1 委託業務の名称	奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務
2 契約期間	令和 5年●●月●●日から令和 6年 3月27日まで
3 履行期間	令和 5年●●月●●日から令和 6年 3月27日まで
4 委託料	金 ●●● 円（うち取引に係る消費税及び地方消費税額 ●●● 円）
5 契約保証金	奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

上記の業務の委託について、委託者 奈良市を発注者とし、受託者 ●●●●●●●●を受注者とし、次の条項により契約を締結する。

（総則）

第1条 発注者は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

（処理の方法）

第2条 受注者は、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に、委託業務を別紙仕様書に基づき処理しなければならない。

2 受注者は、委託業務の処理について、前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

（調査等）

第3条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

（器具材料の負担等）

第4条 受注者は、委託業務の実施に必要な器具、材料等を負担するものとする。

（再委託等の禁止）

第5条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、受注者は、当該第三者の委託業務の履行について一切の責任を負うものとする。

（権利義務の譲渡等の禁止）

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

い。

（業務主任者）

第7条 受注者は、委託業務の履行について、管理、監督する業務主任者を定め、発注者に通知するものとする。

（特許権等の使用）

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

（秘密の保持及び個人情報の保護）

第9条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の期間満了、解約又は解除後も同様とする。

2 受注者は、その業務の従事者（従事していた者を含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

（損害賠償）

第10条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。

（業務完了の報告及び確認等）

第11条 受注者は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受理したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、発注者の確認を受けるものとする。

（委託料の支払）

第12条 受注者は、委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の支払を請求するものとする。

2 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料

を受注者に支払うものとする。

（履行期間の延長）

第13条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

（履行遅滞等）

第14条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金（次項の規定により計算した額が1,000円未満であるときは、これを要しない。）を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

（委託業務の内容の変更等）

第15条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

（発注者の催告による解除権）

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- （1） 正当な理由なく、委託業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。
- （2） この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。
- （3） 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

（発注者の催告によらない解除権）

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

（1） この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者（受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

（2） 役員等（受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下この項において「暴力団員」という。）であると認められるとき。

（3） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

（4） 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

（5） 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

（6） 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

（7） この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知らず、当該者と契

約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（前号に該当する場合を除く。）に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。

(11) 委託業務の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(12) 委託業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

(13) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は委託業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(14) 特定の日時又は一定の期間内に委託業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。

(15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかとき。

2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 委託業務の一部の処理が不能である（ことが明らかに認められる）とき。

(2) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。

4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不公正な取引方法（昭和57年公正取引委員会告示第15号）第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1

項第11号及び第12号に該当するものとみなす。

(1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人

(2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人

(3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等

（発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告によらない解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) 第15条の規定により、委託料が3分の2以上減少したとき。

(2) 第15条の規定により、中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（管轄裁判所）

第22条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 5年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号
奈良市
奈良市長 仲 川 元 庸

受注者

別記（契約第9条関係）

奈良市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針[※]を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第1号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第2号）により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 受注者は、業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に作業場所に関する報告書（様式第3号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者の事務所内に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受注者が発行する身分証明書[※]を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

（教育の実施）

第5条 受注者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第6条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（再委託）

第7条 受注者は、業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書（様式第4号）により発注者に申請しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（様式第5号）により再委託を承認するものとする。

4 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。

(1) 再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。

(2) 再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法

6 受注者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。

7 前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合について準用する。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 受注者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

(1) 個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。

(2) 個人情報を保管する場合は、施設が可能な保管庫又は施設若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。

(3) 発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

(4) 個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

(5) 事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

(6) 個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。

(7) 個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破損その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）

を防ぎ、真正性、見識性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。

(9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

（個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止）

第10条 受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

（受渡し）

第11条 受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報預り証（様式第6号）を提出しなければならない。

（個人情報の返還又は廃棄）

第12条 受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書（様式第7号）により発注者に報告しなければならない。

（定期報告及び緊急時報告）

第13条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

（監査又は検査等）

第14条 発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

（事故時の対応）

第15条 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告

書（様式第8号）を提出しなければならない。

- 2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。
- 3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

様式第1号（第5条関係）

作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地（住所）
名称（商号）
代 表 者 名
連 絡 先 （ ）

以下のとおり報告します。

業 務 名			
契約年月日	年 月 日		
	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第2号（第3条関係）

作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業 務 名				
契約年月日	年 月 日			
	所属・職位	氏名	担当業務	変更年月日
（変更前） 作業責任者				年 月 日
（変更後） 作業責任者				
抹消となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
追加となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第3号（第4条関係）

作業場所に関する報告書（新規／変更）

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
所在地	：（所在住所）
名称	：（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	：（当該作業場所で行う作業の詳細）

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

<変更後の内容> 変更年月日 年 月 日

所在地	：（所在住所）
名称	：（ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称）
作業内容	：（当該作業場所で行う作業の詳細）

変更する事項のみについて記入すること。

様式第4号（第7条関係）

再委託承認申請書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名
連絡先 ()

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
再委託先名	所在地(住所) 名称(商号) 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全 性及び信頼性を確保す る対策並びに再委託先 に対する管理及び監督 の方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

様式第5号（第7条関係）

(記号) 第 号
年 月 日

再委託承認書

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名
連絡先

奈良市長
(公印省略)

年 月 日付けで承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

業務名	
契約年月日	年 月 日
再委託先	所在地(住所) 名称(商号) 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

様式第6号（第11条関係）

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり個人情報を預かりました。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	☐ 紙 ☐ USBメモリ ☐ 外付けハードディスク ☐ CD/DVD ☐ その他（ ）
情報の名称（内容）	
受領者及び受領日	（所在地） （名称・商号） （連絡先） （受領者氏名） （受領日） 年 月 日
預り期間（予定）	年 月 日から 年 月 日まで
返却方法（予定）	

情報の名称（内容）には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。

返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年 月 日
-------	-------

受領者	
-----	--

様式第7号（第12条関係）

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
消去・廃棄した個人情報	
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

備考

- 1 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
- 2 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
- 3 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

様式第8号（第15条関係）

漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事案の概要 （発覚日、発生日及び 発覚に至る経緯を必ず 記載すること。）	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事象	☐ 紛失 ☐ 漏えい ☐ 改ざん ☐ 破損 ☐ その他
④漏えい等した個人デ ータ又は加工方法等情 報の内容	
⑤漏えい等した個人デ ータ又は加工方法等情 報に係る本人の数	（ ）人 （発覚した時点で把握した概数を記載すること。）
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそ れを含む。）の有無（破 害がある場合は、その 内容）	

⑧公表（予定）	【事案の公表】 ☐ あり（予定も含む。） 公表（予定） 年 月 日 ☐ なし ☐ 未定 【公表方法（事案の公表において「あり（予定も含む。）」を選択し た場合のみ記載すること。）】 ☐ HPに掲載 ☐ 記者会見 ☐ 記者クラブ等への資料配布 ☐ その他（ ）
⑨本人への対応等 （連絡の有無及び対応 内容を必ず記載するこ と。）	
⑩再発防止策等	
⑪その他	

前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引くこと。

支出負担行為書

(委託)

施無単件

伝票番号

0148418 - 000

年度	05	会計	01 一般会計	所属	100000907000000 環境政策課	
市長	西田	副市長	橋本	経済部長	補佐	
* * * 環境政策課 環境政策課 環境政策課						
合 議 簿						
予算区分	現年度予算			起算日	5 年 9 月 29 日	
款	15	総務費			決裁区分 部長	
項	15	企画費				
目	25	環境対策費				
大 事業	010	環境保全対策経費			工事財源 単・国・県・地	
中 事業	013	エネルギー政策経費				
小 事業	001	エネルギー政策経費				
節	12	委託料			予算現額	14,001,000 円
細 節	01	委託料			負担行為額	13,756,160 円
細 節	052	計画策定委託料			予算残額	244,840 円
金額						
金額 ¥ 1 2 7 8 7 5 0 0						
内税 消費税等 1,162,500 円						
件 名	奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託					
履行期間	令和 5 年 9 月 29 日 から 令和 6 年 3 月 27 日 まで または 日間					
履行場所	奈良市					
備考	決裁日 令和 5 年 9 月 29 日					
依頼者	依頼者コード 0100016041 所在地 東京都千代田区有楽町 1 丁目 1 番 2 号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー 氏名 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 代表者 代表取締役 近藤 聡					
運番	品名コード	項目・品名	履行場所	数量	単価/金額	

05 / 一般会

委託契約書

1 委託業務の名称	奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務
2 契約期間	令和5年9月29日から令和6年3月27日まで
3 履行期間	令和5年9月29日から令和6年3月27日まで
4 委託料	金 12,787,500 円 (うち取引に係る消費税及び地方消費税額 1,162,500 円)
5 契約保証金	奈良市契約規則第23条第2項第3号の規定により免除する。

上記の業務の委託について、委託者 奈良市を発注者とし、受託者 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社を受注者とし、次の条項により契約を締結する。

(総則)

第1条 発注者は、頭書の委託業務（以下「委託業務」という。）の処理を受注者に委託し、受注者は、これを受託する。

(処理の方法)

第2条 受注者は、頭書の委託料をもって、頭書の履行期間内に、委託業務を別紙仕様書に基づき処理しなければならない。

2 受注者は、委託業務の処理について、前項の仕様書に明記されていない事項については、発注者の指示を受けるものとする。

(調査等)

第3条 発注者は、必要と認めるときは、受注者に対して委託業務の処理状況等について随時に調査し、又は報告を求めることができるとともに、委託業務の実施について、必要な指示をすることができる。

(器具材料の負担等)

第4条 受注者は、委託業務の実施に必要な器具、材料等を負担するものとする。

(再委託等の禁止)

第5条 受注者は、委託業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。

2 受注者は、委託業務の一部を第三者に委託し、又は請け負わせる場合は、あらかじめ発注者の書面による承諾を受けなければならない。この場合において、受注者は、当該第三者の委託業務の履行について一切の責任を負うものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第6条 受注者は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させ

てはならない。ただし、あらかじめ発注者の書面による承諾を得た場合は、この限りでない。

〔業務主任者〕

第7条 受注者は、委託業務の履行について、管理、監督する業務主任者を定め、発注者に通知するものとする。

〔特許権等の使用〕

第8条 受注者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権その他法令に基づき保護される第三者の権利（以下「特許権等」という。）の対象となっている施行方法を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。ただし、発注者がその施行方法を指定した場合において、仕様書等に特許権等の対象である旨の明示がなく、かつ、受注者がその存在を知らなかったときは、発注者は、受注者がその使用に関して要した費用を負担しなければならない。

〔秘密の保持及び個人情報の保護〕

第9条 受注者は、この契約の履行において知り得た秘密を他に漏らし、又は自己の利益のため若しくは不当な目的に使用してはならない。この契約の期間満了、解約又は解除後も同様とする。

2 受注者は、その業務の従事者（従事していた者を含む。）に対して前項の義務と同様の義務を課すために、教育等の必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、この契約の履行において個人情報を取り扱う場合は、別記「奈良市個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

〔損害賠償〕

第10条 受注者は、その責めに帰する理由により、委託業務の実施に関し発注者又は第三者に損害を与えたときは、相当因果関係が証される範囲において、その損害を賠償しなければならない。

〔業務完了の報告及び確認等〕

第11条 受注者は、委託業務を完了したときは、委託業務完了報告書を発注者に提出しなければならない。

2 発注者は、前項の報告書を受領したときは、委託業務の履行について確認し、完全に履行されていない場合は受注者に対し履行を求めるものとする。この場合においては、履行の完了を業務の完了とみなして、発注者の確認を受けるものとする。

〔委託料の支払〕

第12条 受注者は、委託業務の完了について発注者の確認を受けた後、委託料の支払を請

求するものとする。

2 発注者は、前項の適法な支払の請求があったときは、その日から30日以内に、委託料を受注者に支払うものとする。

〔履行期間の延長〕

第13条 受注者は、その責めに帰することができない理由により、履行期間内に委託業務を完了することができないことが明らかになったときは、発注者に対し遅滞なくその理由を付して履行期間の延長を求めることができる。ただし、その延長日数は発注者と受注者との協議して定めるものとする。

〔履行遅滞等〕

第14条 受注者の責めに帰すべき理由により履行期間内に委託業務を完了することができない場合において、履行期間満了後相当の期間内に完了する見込みがあると認めたときは、発注者は、違約金（次項の規定により計算した額が1,000円未満であるときは、これを要しない。）を付して履行期間を延長することができる。

2 前項の違約金は、委託料につき、延長日数に応じて年2.5パーセント（政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定による財務大臣が定める率が改正された場合は、当該改正された後の率）を乗じて計算した額とする。

3 発注者の責めに帰すべき理由により、第12条第2項の規定による委託料の支払いが遅れた場合においては、発注者は、未払金額につき、遅滞日数に応じて、前項に規定する率を乗じて計算した額の遅延利息を受注者に支払うものとする。ただし、当該額が100円未満であるときは、この限りでない。

〔委託業務の内容の変更等〕

第15条 発注者は、この契約締結後の事情により必要がある場合には、委託業務の内容を変更し、又は委託業務の処理を一時中止することができる。この場合において、委託料又は履行期間を変更する必要があるときは、発注者受注者協議して書面によりこれを定めるものとする。

〔発注者の催告による解除権〕

第16条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なく、委託業務の処理その他この契約による債務を履行しないとき。
- (2) この契約に基づく発注者の指示に従わず、又は発注者の調査に協力しないとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、この契約に違反したとき。

2 発注者は、前項の規定により、この契約を解除したときは、違約金として委託料の10

分の1に相当する金額を徴収する。この場合において、その額が損害の額に満たないときは、不足分を別途請求する。

3 第1項の規定により、この契約が解除された場合、受注者がこれにより被る損害については、発注者は、その責めを負わない。

(発注者の催告によらない解除権)

第17条 発注者は、受注者が次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、次のいずれかに該当するとき。

ア 公正取引委員会が受注者に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第64条第1項の競争回復措置命令をし、その命令が確定したとき。

イ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第49条の排除措置命令をし、その命令が確定したとき。

ウ 公正取引委員会が受注者に対し、独占禁止法第62条第1項の納付命令をし、その命令が確定したとき。

エ 受注者(受注者が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は第198条の罪を犯し、刑に処せられたとき。

(2) 役員等(受注者が個人である場合にはその者を、受注者が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは委託契約を締結する事務所の代表者をいう。以下この項において同じ。)が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第6号に規定する暴力団員(以下この項において「暴力団員」という。)であると認められるとき。

(3) 暴力団(暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この項において同じ。)又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められるとき。

(4) 役員等が自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしたと認められるとき。

(5) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与していると認められるとき。

(6) 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

(7) この契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が第2号から前号までのいずれかに該当することを知りながら、当該者と契約を締結したと認められるとき。

(8) 受注者が、第2号から第6号までのいずれかに該当する者をこの契約に係る下請契約又は資材若しくは原材料の購入契約その他の契約の相手方としていた場合(前号に該当する場合を除く。)に、発注者が受注者に対して当該契約の解除を求め、受注者がこれに従わなかったとき。

(9) 受注者が、この契約による債務を履行するに当たり、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を発注者に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。

(10) この契約に基づく調査において発注者の業務を妨害し、又はこの契約に基づく債務の履行において詐欺その他の不正行為をしたとき。

(11) 委託業務の処理が不能である(ことが明らかに認められる)とき。

(12) 委託業務の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

(13) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示した場合又は委託業務の一部の処理が不能である場合において、既に完了した部分のみでは契約の目的を達することができないとき。

(14) 特定の日時又は一定の期間内に委託業務を処理しなければ契約の目的を達することができない場合において、当該日時又は期間内に処理しないとき。

(15) 第10号から第13号までに掲げる場合のほか、委託業務の処理その他この契約による債務を履行せず、発注者が前条の催告をしても契約の目的を達するに足りる履行がなされる見込みがないことが明らかとなるとき。

2 受注者が次に掲げる場合に該当するときは、発注者は、前条の催告をすることなく、直ちに契約の一部を解除することができる。

(1) 委託業務の一部の処理が不能である(ことが明らかに認められる)とき。

(2) 委託業務の一部の処理を拒絶する意思を明確に示したとき。

3 前条第2項及び第3項の規定は、前2項の解除の場合に準用する。

4 受注者は、第1項第1号に該当するときは、発注者がこの契約を解除するか否かにかかわらず、契約金額の10分の2に相当する金額を発注者に支払わなければならない。ただし、同号アからウまでに該当する場合において、当該命令の対象となる行為が不正な取引方法(昭和57年公正取引委員会告示第15号)第6項に該当する行為である場合その他発注者が特に認める場合は、この限りでない。

5 前項の規定は、この契約による債務の履行が完了した後においても適用するものとする。

6 次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める者がこの契約を解除した場合は、第1項第11号及び第12号に該当するものとみなす。

- (1) 受注者について破産法（平成16年法律第75号）の規定により破産手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された破産管財人
 - (2) 受注者について会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により更生手続開始の決定があつた場合 同法の規定により選任された管財人
 - (3) 受注者について民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により再生手続開始の決定があつた場合 同法に規定する再生債務者等
- （発注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第18条 第16条第1項各号又は前条第1項各号若しくは第2項各号に定める場合の解除が発注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、発注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（受注者の催告による解除権）

第19条 受注者は、発注者がこの契約に違反した場合において、その違反によってこの契約の履行が不可能となったときは、相当の期間を定めてその履行の催告をし、その期間内に履行がないときはこの契約を解除することができる。

2 発注者は、前項の解除により受注者に損害を及ぼしたときは、その損害を賠償しなければならない。

（受注者の催告によらない解除権）

第20条 受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、前条の催告をすることなく直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) 第15条の規定により、委託料が3分の2以上減少したとき。
- (2) 第15条の規定により、中止の期間が履行期間の2分の1以上に達したとき。

2 前条第2項の規定は、前項の解除の場合に準用する。

（受注者の責めに帰すべき事由による場合の解除の制限）

第21条 第19条第1項又は前条第1項各号に定める場合が受注者の責めに帰すべき事由によるものであるときは、受注者は前2条の規定による契約の解除をすることができない。

（管轄裁判所）

第22条 この契約に関する訴訟等については、発注者の事務所の所在地を管轄する裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

（協議）

第23条 この契約に定めのない事項及びこの契約に疑義が生じたときは、発注者と受注者とが協議して定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和5年9月29日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元



受注者 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

EYストラテジー・アドバイザーズ・コンサルティング株式会社

代表取締役 近藤 邦



別記（契約第9条関係）

奈良市個人情報取扱特記事項

（個人情報の保護に関する法律等の遵守）

第1条 受注者は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び奈良市情報セキュリティ基本方針を遵守しなければならない。

（責任体制の整備）

第2条 受注者は、個人情報（特定個人情報を含む。以下同じ。）の安全管理について内部における責任体制を構築し、これを維持しなければならない。

（作業責任者等の届出）

第3条 受注者は、個人情報の取扱いに係る作業責任者及び作業従事者（以下「作業責任者等」という。）を定め、個人情報を取り扱う業務（以下「業務」という。）の着手前に作業責任者等報告書（様式第1号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業責任者等を変更する場合は、事前に作業責任者等変更報告書（様式第2号）により発注者に報告しなければならない。

（作業場所の特定）

第4条 受注者は、業務に係る作業を行う場所（以下「作業場所」という。）を定め、業務の着手前に作業場所に関する報告書（様式第3号）により発注者に報告しなければならない。

2 受注者は、作業場所を変更する場合は、事前に前項の作業場所に関する報告書により発注者に報告しなければならない。

3 受注者は作業責任者等以外の者が作業場所に立ち入らないよう、必要な措置を講じなければならない。

4 受注者は、発注者の事務所に作業場所を設置する場合は作業責任者等に受注者が発行する身分証明書を常時携帯させ、作業責任者等を容易に識別できるようにしなければならない。

（教育の実施）

第5条 受注者は、作業責任者等にこの特記事項の内容その他個人情報の適正な取扱いに必要な事項を習得させ、その個人情報の保護及び情報セキュリティに対する意識の向上を図るため、作業責任者等を対象とする教育及び研修を実施しなければならない。

（個人情報の漏えいの禁止）

第8条 受注者は、業務の処理において知り得た個人情報を第三者に漏らしてはならない。この契約が満了し、又は解除若しくは解約された後においても同様とする。

（再委託）

第7条 受注者は、業務の第三者への委託（以下「再委託」という。）をしてはならない。

2 前項の規定にかかわらず、受注者は、業務の一部を再委託する必要があると認める場合は、業務の着手前に再委託承認申請書（様式第4号）により発注者に申請しなければならない。

3 発注者は、前項の場合において申請内容が適正であると認めるときは、再委託承認書（様式第5号）により再委託を承認するものとする。

4 受注者は、発注者及び第三者に対して、再委託先の行為及びその結果について責任を負うものとする。

5 受注者は、再委託先との契約において、次に掲げる事項を規定しなければならない。

（1）再委託先は、この契約に基づく受注者の義務と同様の義務を負うこと。

（2）再委託先に対する管理及び監督の具体的な手続及び方法

6 受注者は、再委託先の履行状況を管理し、及び監督するとともに、発注者の求めに応じて管理及び監督の状況を報告しなければならない。

7 前各項の規定は、再委託した業務をさらに委託（2以上の段階にわたる委託を含む。）する場合について準用する。

（派遣労働者等の利用時の措置）

第8条 受注者は、業務を派遣労働者、契約社員その他の正社員以外の労働者に行わせる場合は、当該労働者に、この契約に基づく一切の義務を遵守させなければならない。

2 前項に規定する場合において、受注者は、発注者に対して、当該労働者の全ての行為及びその結果について責任を負うものとする。

（個人情報の管理）

第9条 受注者は、個人情報の適正な管理のため、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

（1）個人情報を収集する場合は、業務に必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行うこと。

（2）個人情報を保管する場合は、施設が可能な保管庫又は施設若しくは入退室管理の可能な保管室で厳重に行うこと。

（3）発注者が指定した場所へ持ち出す場合を除き、個人情報を作業場所から持ち出さないこと。

（4）個人情報を電子データで持ち出す場合は、電子データの暗号化処理又はこれと同等以上の保護措置を施すこと。

（5）事前に発注者の承認を受けて、作業場所において、かつ、業務に必要最小限の範囲で行う場合を除き、個人情報を複製又は複写しないこと。

（6）個人情報を電子データで保管する場合は、当該データが記録された媒体及びそのバックアップの保管状況並びに記録されたデータの正確性について定期的に点検すること。

（7）個人情報の紛失、漏えい、改ざん又は破壊その他の事故（以下「漏えい等の事故」という。）

を防ぎ、真正性、見読性及び保存性の維持に責任を負うこと。

(8) 作業場所に私用の端末機器又は電磁的記録媒体等を持ち込んで、業務に係る作業を行わないこと。

(9) 業務に係る作業を行う端末機器に業務に関係のないアプリケーションをインストールしないこと。

(個人情報の目的外利用及び第三者への提供の禁止)

第10条 受注者は、収集又は作成した個人情報を業務の処理以外の目的に使用し、又は第三者に提供してはならない。

(受渡し)

第11条 受注者は、発注者と受注者の間の個人情報の受渡しに関しては、発注者が指定した手段、日時及び場所で行うとともに、発注者に個人情報預り証(様式第6号)を提出しなければならない。

(個人情報の返還又は廃棄)

第12条 受注者は、業務が終了した場合は、個人情報を発注者の指定する方法により、返還し、又は廃棄しなければならない。

2 受注者は、個人情報を廃棄する場合は、当該情報が記録された電磁的記録媒体の物理的な破壊その他個人情報を判読不可能とするために必要な措置を講じなければならない。

3 受注者は、個人情報の消去又は廃棄を行った場合は個人情報消去・廃棄報告書(様式第7号)により発注者に報告しなければならない。

(定期報告及び緊急時報告)

第13条 受注者は、発注者から個人情報の取扱いの状況について報告を求められた場合は、直ちにこれを報告しなければならない。

2 受注者は、個人情報の取扱いの状況に関する定期報告及び緊急時報告の手順を定めなければならない。

(監査又は検査等)

第14条 発注者は、個人情報の取扱いについてこの契約の規定に基づき必要な措置が講じられているかを検証するため、受注者及び再委託先に対して、監査又は検査を行うことができる。

2 前項の規定による監査又は検査のほか、発注者は、受注者に個人情報の取扱いに係る情報を求め、又は指示をすることができる。

(事故時の対応)

第15条 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、当該漏えい等の事故の発生に係る帰責の有無にかかわらず、直ちに発注者に報告し、その指示に従うとともに、漏えい等の事故報告

書(様式第8号)を提出しなければならない。

2 受注者は、漏えい等の事故が発生した場合に備え、発注者その他の関係者との連絡、証拠保全、被害拡大の防止、復旧及び再発防止の措置を迅速かつ適切に実施するために、緊急時対応計画を定めなければならない。

3 発注者は、漏えい等の事故が発生した場合は、必要に応じて当該事故に関する情報を公表することができる。

様式第1号（第3条関係）

作業責任者等報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名
連絡先 ()

以下のとおり報告します。

業務名	年 月 日		
契約年月日	年 月 日		
	所属・職位	氏名	担当業務
作業責任者			
作業従事者			

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第2号（第3条関係）

作業責任者等変更報告書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)
名称(商号)
代表者名
連絡先 ()

以下のとおり作業責任者等を変更しますので報告します。

業務名	年 月 日			
契約年月日	年 月 日			
	所属・職位	氏名	担当業務	変更年月日
(変更前) 作業責任者				年 月 日
(変更後) 作業責任者				
抹消となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
追加となる 作業従事者				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日
				年 月 日

記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。

様式第3号(第4条関係)

作業場所に関する報告書(新規/変更)

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)

名称(商号)

代表者名

連絡先 ()

個人情報の取扱いに係る作業場所について、次のとおり報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
所在地 : (所在住所)	
名称 : (ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)	
作業内容 : (当該作業場所で行う作業の詳細)	

所在地が複数ある場合は、作業場所ごとに追加すること。

<変更後の内容> 変更年月日 年 月 日

所在地 : (所在住所)
名称 : (ビル等の名称、所在階、区画・部屋等の名称)
作業内容 : (当該作業場所で行う作業の詳細)

変更する事項のみについて記入すること。

様式第4号(第7条関係)

再委託承認申請書

年 月 日

奈良市長

(受注者) 所在地(住所)

名称(商号)

代表者名

連絡先 ()

次のとおり、業務の一部を他の事業者へ再委託したいので、その承認について申請します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
再委託先名	所在地(住所) 名称(商号) 代表者氏名
再委託する理由	
再委託して 処理する内容	
再委託先が 取り扱う情報	
再委託先における安全 性及び信頼性を確保す る対策並びに再委託先 に対する管理及び監督 の方法	(記入欄が不足する場合は、別紙として追加すること。)

様式第5号（第7条関係）

（記 号） 第 号
年 月 日

再委託承認書

（受注者）所在地（住所）
名称（商号）
代表者名
連絡先

奈良市長
（公印省略）

年 月 日付けで承認申請のありました次の業務の一部の再委託について、次のとおり承認します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
再委託先	所在地（住所） 名称（商号） 代表者名
再委託する業務 及びその内容	

様式第6号（第11条関係）

個人情報預り証

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）
名称（商号）
代表者名
連絡先（ ）

次のとおり個人情報を預かりました。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
記録媒体種類	☐ 紙 ☐ USBメモリ ☐ 外付けハードディスク ☐ CD/DVD ☐ その他（ ）
情報の名称（内容）	
受領者及び受領日	（所在地） （名称・商号） （連絡先） （受領者氏名） （受領日） 年 月 日
預り期間（予定）	年 月 日 から 年 月 日まで
返却方法（予定）	

情報の名称（内容）には、名称のほかその情報の範囲や数量など詳細を記入すること。

返却の場合は、以下も記入すること。

返却年月日	年 月 日	受領者	
-------	-------	-----	--

様式第7号（第12条関係）

個人情報消去・廃棄報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり個人情報の消去・廃棄が完了したことを報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
消去・廃棄した個人情報	
消去・廃棄年月日	年 月 日
消去・廃棄作業場所	
作業処理者	
消去・廃棄方法	

備考

1. 専用ソフト等を使用して消去・廃棄した場合は、使用ソフト名を記載すること。
2. 物理的破壊の場合は、処理方法（穿孔処理、焼却処理等）を記載すること。
3. 消去・廃棄を第三者に委託した場合は、処理委託先の消去又は廃棄証明書を添付すること。

様式第8号（第15条関係）

漏えい等の事故報告書

年 月 日

奈良市長

（受注者）所在地（住所）

名称（商号）

代表者名

連絡先（ ）

次のとおり漏えい等の事故が発生しましたので報告します。

業 務 名	
契約年月日	年 月 日
①報告種別	新規報告・続報（前回報告： 年 月 日）
②事業の概要 （発覚日、発生日及び 発覚に至る経緯を必ず 記載すること。）	発覚日： 年 月 日 発生日： 年 月 日
③発生事実	☐ 紛失 ☐ 漏えい ☐ 改ざん ☐ 破壊 ☐ その他
④漏えい等した個人デ ータ又は加工方法等情 報の内容	
⑤漏えい等した個人デ ータ又は加工方法等情 報に係る本人の数	（ ）人 （発覚した時点で把握した概数を記載すること。）
⑥発生原因	
⑦二次被害（そのおそ れを含む。）の有無（被 害がある場合は、その 内容）	

⑤公表（予定）	【事案の公表】 ☐ あり（予定も含む。） 公表（予定） 年 月 日 ☐ なし ☐ 未定 【公表方法（事案の公表において「あり（予定も含む。）」を選択した場合のみ記載すること。）】 ☐ HPに掲載 ☐ 記者会見 ☐ 記者クラブ等への資料配布 ☐ その他（ ）
⑨本人への対応等 （連絡の有無及び対応内容を必ず記載すること。）	
⑩再発防止策等	
⑪その他	

前回報告から記載を変更した箇所には、変更した記載に下線を引くこと。



奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び
奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託
仕様書

1. 業務名称

奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務

2. 業務の目的

市町村は、地球温暖化対策の推進に関する法律の定めにより、国が定める地球温暖化対策計画に即して、自らの事務及び事業に関する温室効果ガスの排出量削減等に係る計画（以下、「事務事業編」という。）の策定が求められている。また、中核市は、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量削減等を行うための総合的な計画（以下、「区域施策編」という。）の策定が求められている。

奈良市（以下、「発注者」という。）では、2018年3月に事務事業編として策定した「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第4次）」（以下、「第4次庁内実行計画」という。）の計画期間が2022年3月で終了し、早急に新たな計画を策定する必要がある。また、区域施策編として2023年9月に「奈良市ゼロカーボン戦略」（以下、「ゼロカーボン戦略」という。）を策定している。2050年脱炭素社会の実現に向けて、中間目標である2030年度までに温室効果ガス排出量の2013年度比50%削減を目指し、省エネルギーの徹底や再生可能エネルギーの最大限の導入等具体的な取組の着実な実施に向けてアクションプランの策定が必要となっている。

これらの状況を踏まえ、本業務では、ゼロカーボン戦略及び第4次庁内実行計画等を基に、現在までに起きた環境の変化を反映した「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）」（以下、「第5次庁内実行計画」という。）を策定するとともに、2030年度までの中間目標を達成するための「奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン」（以下、「アクションプラン」という。）を策定することを目的とする。

なお、第5次庁内実行計画とアクションプランは、その内容について整合させるものとする。

3. 履行期間

契約締結日から令和6年3月27日（水）まで

4. 業務の対象区域

奈良市全域

5. 業務の内容

(1) 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）策定業務

①基本的事項の整理

計画策定の背景や目的、計画期間、基準年度等基本的事項について、第4次庁内実行計画策定以降の状況変化を踏まえて整理する。

②温室効果ガス排出量の現状と課題の整理

第4次庁内実行計画までの目標達成状況、温室効果ガス排出量及びエネルギー使用量の現状、並びに温室効果ガス削減に向けた課題を整理する。

③温室効果ガス排出量の削減目標の設定

2050年脱炭素社会の実現及び2030年度中間目標を念頭に、基準年度及び現状の温室効果ガス排出量を踏まえて、削減目標を設定する。

④温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の整理

本市の事情を踏まえて、ゼロカーボン戦略に掲げた取組を中心に、2030年度までに優先的に取り組む施策を検討・整理する。

⑤実行計画の推進に関する検討

第5次庁内実行計画の推進方法及び推進体制について検討、整理する。

(2) 奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務

①基本的事項の整理

ゼロカーボン戦略において掲げる目標、取組内容等の基本的事項を整理し、取組における「ゼロカーボン古都モデル・奈良」との整合性を確認する。

②取組及び取組に係る課題の整理

2050年脱炭素社会の実現を念頭に、2030年度の中間目標達成に向けて、各実施主体（市民、事業者、本市）が実施する取組と、その取組を実施するに当たり想定される課題を整理する。既に本市が実施している取組についても、更に推進する上での課題を整理する。

③課題を解決するための施策（行動）の整理

2030年度までに温室効果ガス削減効果が表れる取組を中心に、②で整理した課題に対応するための有効な施策（行動）等を他自治体の事例も踏まえて整理する。既に実施中の取組についても、その進捗を把握し、今後取るべき施策（行動）を検討する。

④施策（行動）案の選定

各施策（行動）について、奈良市の規模や特徴、適用の難易度（予算、期間等）等、市の特性を踏まえ適用可能かを検討する。

⑤2030年度排出量削減目標の達成に向けた施策（行動）の評価

抽出した取組を実施することによる2030年度までに想定される排出削減量を推計するとともに、進捗管理のため、事業者による排出量の調査・推計方法を示す。

⑥2030年度に向けた脱炭素ロードマップ策定

目標達成までの期日やマイルストーンを設定し、また各取組を推進する上での体制、進捗のモニタリング方法等について検討し、2030 年度に向けたロードマップを策定する。

6. 成果品等

本業務の成果品として、以下を提出すること。

- (1) 「奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）」電子データ（Word）
- (2) 「奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン」電子データ（Word）
- (3) 本業務に使用した各種資料を含む電子データ
- (4) その他発注者が指示する資料

7. 業務実施に関する留意事項

- (1) 受注者は、業務の実施に当たり、本仕様書に基づくとともに、関係法令、上位計画等を遵守すること。
- (2) 受注者は、業務の実施に当たり、発注者と協議を行い、その意図や目的を十分に理解した上で、適切な人員配置のもとで進めること。
- (3) 受注者は、業務の進捗に関して、発注者に対して定期的に報告を行うこと。
- (4) 受注者は、本業務委託の一部を再委託する場合は、あらかじめ発注者に書面による承諾を得ること。
- (5) 受注者は、業務中に知り得た内容等について、第三者にその情報を漏らしてはならない。
- (6) 業務の実施に関し疑義が生じた場合には、速やかに発注者と協議を行い、指示を仰ぐこと。
- (7) 本業務は、環境省の地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアルに沿って実施すること。

8. 打合せ及び協議記録

業務を適正かつ円滑に実施するため、受注者と発注者は定期的に打合せを行い、業務方針の確認、条件等の疑義を正すものとし、その内容については、受注者がその都度記録し、発注者の確認を得ること。

9. 貸与する資料及び使用制限

本業務の実施に当たっては、発注者は受注者より申請があれば資料を貸与するものとする。

なお、受注者は貸与された資料が本業務上必要であっても発注者の承諾なくして複製してはならない。受注者は本業務完了後、速やかに発注者へ返納及び電子データを削除するものとする。また、受注者は貸与された資料に損傷、滅失、盗難等のないよう慎重に

取り扱わなければならない。

10. 秘密事項等

本業務の実施に当たり、奈良市個人情報保護条例及び下記の事項について遵守するものとする。

- (1) 本業務の過程で知り得た秘密事項、資料等を発注者の許可なく他に公表してはならない。
- (2) セキュリティ対策及び個人情報保護に精通し、外部への情報漏洩の無きよう徹底した管理を実施しなければならない。

11. 権利関係

- (1) 本業務の成果品の著作権等はすべて発注者に帰属するものとし、発注者の承認を受けずに他に公表、貸与又は使用等をしてはならない。なお、本業務が完了した後においても、受注者の責めに帰すべき理由により不良箇所が発見された場合は、速やかに必要な措置を講じるものとし、これに要する経費は受注者が負担するものとする。
- (2) 本業務の履行にあたって、第三者の著作権、特許権、その他権利を使用する場合は、受注者がその使用に関する一切の責任、費用負担を負うものとする。
- (3) 文献その他の資料を引用した場合は、その文献、資料名を必ず明記すること。

12. その他

本仕様書の内容等について疑義のある場合は、双方協議のうえ決定するものとする。

13. 担当課（問合せ先）

奈良市 環境部 環境政策課

〒630-8580 奈良市二条大路南一丁目1番1号

電話：0742-34-4591

電子メール：kankyoseisaku@city.nara.lg.jp

令和 5 年 9 月 29 日

奈良市長 殿

東京都千代田区有楽町一丁目1番2号
EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
代表取締役 近藤 聡

見積書

下記のとおり、見積り申し上げます。

記

件名 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカー
ボン戦略アクションプラン策定業務
見積金額 12,787,500 円（消費税及び地方消費税 1,162,500 円を含む）

以上

担当窓口

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
インフラストラクチャー・アドバイザー

見積内訳①（奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）策定業務）

業務内容	工数	金額(税抜)
① 基本的事項の整理	1人日	175,000 円
② 温室効果ガス排出量の現状と課題の整理	2人日	350,000 円
③ 温室効果ガス排出量の削減目標の設定	2人日	350,000 円
④ 温室効果ガス排出量の削減に向けた取組の整理	3人日	525,000 円
⑤ 実行計画の推進に関する検討	1人日	175,000 円
小計		1,575,000 円

見積内訳②（奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務）

業務内容	工数	金額(税抜)
① 基本的事項の整理	2人日	350,000 円
② 取組及び取組に係る課題の整理	21人日	3,675,000 円
③ 課題を解決するための施策（行動）の整理	5人日	875,000 円
④ 施策（行動）案の選定	13人日	2,275,000 円
⑤ 2030 年度排出量削減目標の達成に向けた施策（行動）の評価	10人日	1,750,000 円
⑥ 2030 年度に向けた脱炭素ロードマップ策定	5人日	875,000 円
⑦ 経費	一式	250,000 円
小計		10,050,000 円

見積内訳①+見積内訳② 計	11,625,000 円
消費税及び地方消費税（10%）	1,162,500 円
合計	12,787,500 円

業務主任者選任通知書

1. 委 託 名 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画(第5次)及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託
2. 委 託 場 所 奈良市全域
3. 契約締結日 令和5年9月29日
4. 業務主任者

住 所	[REDACTED]
氏 名	[REDACTED]
生年月日	[REDACTED]
経 歴	別紙のとおり

上記のとおり選任したので通知します。

令和 5年 9月 29日

奈 良 市 長 様

受 託 者 住 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

氏 名 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
代表取締役 近藤 聡

経 歴 書

現 住 所 [REDACTED]

生 年 月 日 [REDACTED]

氏 名 [REDACTED]

学 歴

[REDACTED] [REDACTED]
年 月 日

職 歴

[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]
[REDACTED] [REDACTED]

現在 コンサルタント業務等 に従事す。

請 負 者

住 所 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

氏 名 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社
代表取締役 近藤 聡

保存期間	30年	決裁区分	部長級専決				
收受日		文書番号					
起案日	令和6年 3月27日	公印	不要				
決裁日	令和6年 3月27日	起案者	環境政策課				
施行日			ゼロカーボンシティ推進係				
処理期限			係員 出口 善孝 (印)				
発信元文書の日付			(電話番号：内2236)				
分類	F-3-4	議会提案	なし				
簿冊名	地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）一件						
あて先							
件名	奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託に係る変更契約について						
決裁・合議	部長	理事	次長	課長	課長補佐	係長	課内
	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)	(印)
公印使用承認							
伺い文 標記の件について、別紙のとおり契約を変更してよろしいか、伺います。							

1. 業務の名称 奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託 2. 契約の相手方 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号 EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社 代表取締役 近藤 聡 3. 契約金額 12,787,500円（変更なし） 4. 契約期間及び履行期間 （変更前）令和5年9月29日から令和6年3月27日まで （変更後）令和5年9月29日から令和6年12月27日まで 5. 変更理由 地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）の策定に当たって、本市の事務事業における温室効果ガス排出量の実績の精査及び削減に向けた取組の調整に時間を要したため、ゼロカーボン戦略アクションプランの策定に十分な検討時間を確保できず、契約期間を延長する必要が生じた。 なお、令和6年3月26日、令和6年3月議会において、繰越明許費を含む令和5年度奈良市一般会計補正予算（第9号）が原案可決された。

変更契約書（案）

奈良市（以下「発注者」という。）とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「受注者」という。）とは、発注者と受注者との間で令和5年9月29日付けで締結した、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託契約（以下「原契約」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

なお、その他の契約事項は、原契約のとおりとする。

（契約期間の変更）

第1条 原契約頭書中、契約期間「令和5年9月29日から令和6年3月27日まで」を「令和5年9月29日から令和6年12月27日まで」に改める。

（履行期間の変更）

第2条 原契約頭書中、履行期間「令和5年9月29日から令和6年3月27日まで」を「令和5年9月29日から令和6年12月27日まで」に改める。

この変更契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元庸

受注者 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

代表取締役 近藤 聡

令和 6年 3月 26日 原案可決



奈良市議案第2号

令和5年度奈良市一般会計 補正予算（第9号）

令和5年度奈良市の一般会計補正予算（第9号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ1,593,949千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ163,463,728千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款・項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第2条 地方自治法第213条第1項の規定により繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の追加及び変更は、「第3表 地方債補正」による。

令和6年2月29日提出

奈良市長 仲川 元庸

第1表 歳入歳出予算補正

歳 入

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
12. 地方交付税		19,583,633	467,070	20,050,703
	1. 地方交付税	19,583,633	467,070	20,050,703
14. 分担金及び負担金		570,737	1,600	572,337
	1. 分 担 金	4,775	1,600	6,375
16. 国庫支出金		39,176,776	475,926	39,652,702
	1. 国庫負担金	22,078,512	450,000	22,528,512
	2. 国庫補助金	3,755,022	10,926	3,765,948
	4. 国庫交付金	13,195,869	15,000	13,210,869
17. 県支出金		10,580,168	340,753	10,920,921
	1. 県負担金	6,482,861	225,000	6,707,861
	2. 県補助金	1,969,626	115,753	2,085,379
19. 寄附金		1,162,140	10,000	1,172,140
	1. 寄 附 金	1,162,140	10,000	1,172,140
23. 市 債		15,493,300	298,600	15,791,900
	1. 市 債	15,493,300	298,600	15,791,900
歳 入 合 計		161,869,779	1,593,949	163,463,728

=59=

歳 出

款	項	補正前の額 千円	補 正 額 千円	計 千円
2. 総務費		18,106,248	86,177	18,192,425
	1. 総務管理費	12,049,390	10,400	12,059,790
	2. 企画費	2,769,973	11,000	2,780,973
	4. 戸籍住民基本台帳費	1,183,884	64,777	1,248,661
3. 民生費		75,666,537	909,100	76,575,737
	1. 社会福祉費	37,803,077	907,700	38,710,777
	2. 児童福祉費	24,425,132	1,400	24,426,532
6. 農林水産業費		800,751	123,838	924,589
	1. 農 林 費	800,751	123,838	924,589
9. 土木費		11,597,641	40,000	11,637,641
	4. 都市計画費	5,446,855	40,000	5,486,855
11. 教育費		15,703,935	11,500	15,715,435
	6. 社会教育費	1,695,617	11,500	1,707,117
14. 諸支出金		292,495	423,334	715,829
	3. 減価基金	3,647	423,334	426,981
歳 出 合 計		161,869,779	1,593,949	163,463,728

=60=

第2表 繰越明許費

款	項	事業名	金額 千円
2. 経 務 費			1,536,898
	1. 経務管理費	自治会等活動推進経費	3,000
		庁舎等施設整備事業	388,030
		スポーツ施設整備事業	528,600
	2. 企画費	交通環境整備経費	120,745
		エネルギー政策経費	167,630
		防災対策経費	10,229
		文化振興施設整備事業	286,336
	3. 徴税費	賦課事務経費	6,000
	4. 戸籍住民基本台帳費	戸籍住民基本台帳事務経費	25,828
3. 民 生 費			367,992
	1. 社会福祉費	社会福祉事務経費	1,650
		認知症施策推進事業経費	2,000
	2. 児童福祉費	子ども医療費助成経費	2,750
		学童保育経費	3,240
		児童福祉施設整備事業	189,000
		認定こども園施設整備事業	169,352
4. 衛 生 費			246,827
	1. 保健衛生費	予防接種経費	16,137
		保健衛生施設整備事業	80,100
	3. 清掃費	工場維持補修経費	117,700
		清掃施設整備事業	32,890

=61=

款	項	事業名	金額 千円
5. 労 働 費			16,000
	1. 労働諸費	労働福祉施設整備事業	16,000
6. 農林水産業費			184,346
	1. 農 林 費	特産団地育成経費	98,753
		土地基盤整備事業	73,988
		元気な森林づくり経費	9,460
		林業施設整備事業	2,145
7. 商 工 費			20,000
	1. 商 工 費	移住・就業・起業支援経費	20,000
8. 観 光 費			16,082
	1. 観 光 費	針テラス運営管理経費	14,982
		観光施設整備事業	1,100
9. 土 木 費			3,386,010
	2. 道路橋梁費	道路橋梁維持補修経費	54,638
		道路橋梁新設改良事業	1,315,256
	3. 河 川 費	河川堤防改修事業	35,216
	4. 都市計画費	都市計画事務経費	120,757
		パリアフリー基本構想策定経費	10,600
		景観まちづくり事務経費	4,000
		歴史的風致形成建造物保存整備事業経費	10,000
		街 路 事 業	903,412
		J R奈良駅付近連絡立体交差事業	428,383
		公園管理経費	6,293

=62=

款	項	事 業 名	金 額
		公園維持補修經費	38,312
		公園事業	387,000
	6. 住宅費	住宅管理經費	25,495
		公営住宅整備事業	46,648
10. 消防費			79,078
	1. 消防費	消防施設整備事業	79,078
11. 教育費			2,318,234
	1. 教育経費費	不登校児童生徒サポート事業經費	3,000
		中高一貫校施設整備事業	1,362,097
	2. 小学校費	小学校施設整備事業	727,739
	3. 中学校費	中学校施設整備事業	42,600
6. 社会教育費		指定文化財補助經費	33,120
		輝くNARA歴史資産活用經費	40,270
		社会教育施設整備事業	109,408
合 計			8,170,967

=63=

第3表 地方債補正

1. 追加分

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
歳入補填	277,700	普通貸借 又 債券発行	5.0%以内 (利率見直し方式により当該利率の見直しを行った後においては、見直し後の利率とする。)	政府資金についてはその融資条件により、銀行その他の場合には、その債権者との協定による。ただし、市財政の都合により償還期間を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えすることができる。
計	277,700			

2. 変更分

起債の目的	限 度 額	
	補 正 前	補 正 後
土地整盤整備事業	26,500	32,400
都市計画事業	2,126,400	2,141,400
計	15,493,300	15,514,200

=64=

支出負担行為変更書

(委託)

施無単件

伝票番号

0148418-001

年度	05	会計	01	一般会計	所属	1009000907000000	環境政策課
市長	副市長	環境政策課長	環境政策課長	環境政策課長	環境政策課長	環境政策課長	環境政策課長
* * *							
合 議 議 決							
予算区分	現年度予算				起 原 日	6 年 3 月 27 日	
款	15	総務費				決 算 区 分	部長
項	15	企画費				契 約 方 法	随契6
目	25	環境対策費				工 事 財 源	単・国・県・地
大・事業	010	環境保全対策経費				予算現額	13,928,000 円
中・事業	013	エネルギー政策経費				負担行為額	13,756,160 円
小・事業	001	エネルギー政策経費				予算残額	171,840 円
節	12	委託料					
細 節	01	委託料					
細 節	002	計画策定委託料					
金額 円							
内税 消費税等 0 円							
変更前額	12,787,500 円			変更後額	12,787,500 円		
件 名	奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託						
期 間	令和 6 年 9 月 29 日 から 令和 6 年 12 月 27 日 まで または 日間						
履 行 場 所	奈良市						
備 考							
決 算 日	令和 6 年 3 月 27 日						
債 権 者	債権者コード 0100019641						
住 所	東京都千代田区有楽町1丁目1番2号 東京ミッドタウン日比谷 日比谷三井タワー						
氏 名	EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社						
代表者肩書	代表取締役 近藤 聡						
連番	品名コード	項目・品名	履 行 場 所	数量	単価 / 金額		

05 / 一般会

変更契約書

奈良市（以下「発注者」という。）とEYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社（以下「受注者」という。）とは、発注者と受注者との間で令和5年9月29日付けで締結した、奈良市地球温暖化対策庁内実行計画（第5次）及び奈良市ゼロカーボン戦略アクションプラン策定業務委託契約（以下「原契約」という。）の一部を変更する契約を次のとおり締結する。

なお、その他の契約事項は、原契約のとおりとする。

（契約期間の変更）

第1条 原契約頭書中、契約期間「令和5年9月29日から令和6年3月27日まで」を「令和5年9月29日から令和6年12月27日まで」に改める。

（履行期間の変更）

第2条 原契約頭書中、履行期間「令和5年9月29日から令和6年3月27日まで」を「令和5年9月29日から令和6年12月27日まで」に改める。

この変更契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、発注者及び受注者が両者記名押印のうえ、各自その1通を保有するものとする。

令和6年3月27日

発注者 奈良市二条大路南一丁目1番1号

奈良市

奈良市長 仲川 元庸

受注者 東京都千代田区有楽町一丁目1番2号

EYストラテジー・アンド・コンサルティング株式会社

代表取締役 近藤 聡

32. 新斎苑事業に関わる地域活性化対策事業の進ちよくがわかる資料(事業名ごと、令和5年度を含む過去年度ごとの予算額、決算額)

市民部 斎苑管理課

(単位 :円)

	地域集会所建設費補助経費			社会教育施設整備事業			市単独土地改良整備補助事業			西山山林整備事業		
	予算額	執行額	不用額 /繰越額	予算額	執行額	不用額 /繰越額	予算額	執行額	不用額 /繰越額	予算額	執行額	不用額 /繰越額
平成31年度 ／令和元年度	43,000,000	7,623,980	不 35,376,020				34,000,000	33,776,880	不 223,120			
令和2年度	66,150,000	64,150,000	不 2,000,000				18,571,000	18,564,700	不 6,300			
令和3年度	6,980,000	3,802,700	不 3,177,300				36,751,800	36,749,350	不 2,450	3,000,000	473,000	不 2,527,000
令和4年度	54,139,000	51,073,000	不 3,066,000	3,000,000	2,305,600	不 694,400	54,545,400	54,544,400	不 1,000	3,000,000	0	不 3,000,000
令和5年度	3,000,000	0	不 繰 3,000,000				61,499,000	10,204,700	不 繰 200 51,294,100			
合 計	173,269,000	126,649,680	46,619,320	3,000,000	2,305,600	694,400	205,367,200	153,840,030	51,527,170	6,000,000	473,000	5,527,000

33 令和5年度の月ヶ瀬ローカルコープ事業の仕様書と決算資料

市民部 月ヶ瀬行政センター

令和5年度奈良市
持続可能な地域共生社会構築検討業務

仕 様 書

奈 良 市

第1章 総則

1. 委託業務名

奈良市持続可能な地域共生社会構築検討業務

2. 適用範囲

本仕様書は、奈良市（以下、「発注者」という。）が実施する業務に関して必要な事項を定めるとともに、受託事業者（以下、「受注者」という。）が履行しなければならない事項を定めたものである。

3. 適用基準等

a. 適用基準

本業務の履行に当たっては、本仕様書のほか、奈良市契約規則等の関係法令に基づき実施しなければならない。

b. 業務対象区域

業務対象区域は、奈良市全域とする。

4. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結の日から令和6年3月31日までとする。ただし、各成果物等の納期限は別途定める。

5. 提出書類

受注者は本業務実施に当たって、次の書類を速やかに発注者に提出し、承認を得るものとする。

- a. 作業実施計画書
- b. 業務着手届
- c. 責任者届兼経歴書
- d. 業務行程表
- e. 実施体制図
- f. その他発注者が指示するもの

6. 責任者

- a. 受注者は、責任者をもって本業務を行うとともに、高度な技術及び知識を要する部門については、相当の経験を有する適切な数の責任者を配置しなければならない。
- b. 責任者は、本業務の全般にわたり、管理を行うものとする。
- c. 責任者の交代は、原則として認めない。ただし、死亡、傷病、退職等のようなやむを得ない理由による場合には、同等以上の責任者であると認められる場合に限りこれを認めるものとする。
- d. 本業務の円滑な進捗を図るため、実施前に発注者と受注者とが十分に協議を行うとともに常に連絡を密にし、本業務遂行に支障のないようにするものとする。

7. 資料の貸与

受注者は、本業務に必要な資料を発注者から借り受けるものとするが、適正な管理をもって行うとともに、本業務完了後速やかに返却するものとする。

8. 関係官公庁等への手続き等

本業務遂行のために必要な関係官公庁その他に対する諸手続きは、受注者の責任において迅速に処理するものとする。

9. 検査

本業務実施中、受注者は必要に応じて発注者の中間検査を受け、本業務完了後は最終検査を受けなければならないものとする。なお、加除・訂正等の指示を受けた場合は、速やかにその指示に従うものとする。また、それに要する経費は受注者が負担するものとする。

10. 成果品等の帰属

本業務で履行した内容は全て発注者の所有とし、調査結果についても発注者の承諾なくして貸与、公表又は使用してはならない。また、発注者へ提出された写真、イラスト及びグラフ等については、以後、発注者が使用するに当たり支障のないものとする。

第2章 業務内容

11. 業務概要

本市の総人口は、2005 年を境に減少傾向に転じ、2040 年には 30 万人を割り込むことが見込まれている。また、年少人口（0～14 歳）及び生産年齢人口（15 ～64 歳）の減少に伴い、高齢化率が上昇を続け、2040 年には 40%に到達する見込みである。特に東部地域では市街地に比して、その影響が顕著に表れており、地域の担い手不足による衰退など深刻な状況にある。

このような人口構造の変化は、市民生活や地域経済をはじめ、まちづくり、地方行政等に様々な影響を及ぼす。そして、その影響は更なる人口減少や人口構造の変化をもたらし、悪循環、負のスパイラルを引き起こしている。

そこで、少子高齢化・人口減少社会の中であっても、持続的に市民の生活が維持・発展できる社会基盤を構築することを目的に、地域の住民や団体などの主体的な支え合い（共助）の意識醸成と民間企業等の連携による AI・IoT・5G などの未来技術を活用した共助型サービスの社会実装を目指す。

また、令和 4 年度には、持続可能な社会基盤構築に向けた「奈良市東部地域における持続可能性向上のための中期実施計画」（以下、「中期実施計画」という。）を策定した。受注者は、中期実施計画の実現に向けて、月ヶ瀬地区及びその他奈良市東部地域（田原、柳生、大柳生、東里、狭川、都祁）を対象とし、以下に掲げる項目について履行するものとする。

a. 持続可能な地域共生社会構築に向けた地域課題の発掘と解決策の検討・提案

令和 4 年度に策定の中期実施計画の実現に向けて、月ヶ瀬ワーケーションルーム「ON00NO」等を活用し、東部地域住民同士のコミュニティ形成とコミュニケーションの活性化を促すことで潜在的な地域課題を掘り起こし、課題の可視化を行うこと。また、可視化された課題については発注者と共有し、解決策について民間企業や NPO、大学などと連携しながら地域住民を交えて検討し、解決策の提案等を実施する。

i. 企画及び実施

受注者は、地域住民同士のコミュニティ形成と地域住民とのコミュニケーションの活性化を図ることができる仕組みを検討し、住民とのワークショップなど地域課題の抽出を行う取り組みを実施すること。なお、参加住民の選定については発注者と協議の上、決定する。参加者への発送や会場の確保、運営、進行、設営、制作、調整など取り組みに際して必要なことは受注者が行うこととする。また、アンケート等を実施し、地域コミュニティの実態把握や効果測定を行うものとする。

ii. 課題解決策の検討・提案

受注者は、上記 i. で抽出された地域課題の解決を図るため、発注者との協議の上、地域内外問わず大学や民間企業、NPO などとのビジネスマッチング等を実施し、地域特性に応じた課題解決に向けたサービスやリソースの提供を検討・調整、提案すること。

b. 持続可能な地域共生社会構築に向けた新たな事業スキームの構築

現在、発注者が実施している業務（表①-A）について、令和6年度を目処に、共助を活用した持続可能なサービスへの転換を目指している。受注者は、表①-B 及び地域特性を鑑み、新たな事業スキームの構築を行い、令和6年度からの事業計画を作成するものとする。

i. 新たな事業スキームの構築

受注者は、表①に記載された項目について、表①-B 及び地域特性を鑑み、令和6年度からの実装を見据えた具体的な事業スキームについて構築すること。ただし、構築するにあたっては、発注者と協議の上、関係各所や地域住民との調整や採算性の確保など持続可能性の担保など十分な検討・検証を行い、実現可能性の高い事業スキームとすること。

また、検討・検証に必要な会場の確保、運営、進行、設営、制作など取り組みに際して必要なことは受注者が行うこととする。

ii. 事業計画の策定

受注者は、検討結果を踏まえ、事業スキームの実現に向けた事業計画を作成すること。なお、計画開始は令和6年度からとし、事業スキームの方針・スケジュール・実施体制など、事業を円滑に推進するために必要な項目を記載するものとする。

表①「持続可能な地域共生社会構築に向けた事業・サービス」

A. 業務内容	B. 新たな事業スキーム構築に勘案すべき要素
再生資源の収集運搬業務	■現在、発注者が収集している月ヶ瀬地域内の再生資源（ガラスびん、空き缶、ペットボトル、飲料用紙パック）の種類・収集頻度は最低限維持すること ■再生資源の集積地を活用し、利用者同士の交流を促進することで地域コミュニティの向上を図ること ■スキームに係る場所の確保、設備、車両などの負担等、

	その他の事項については、発注者と協議の上で決定すること
スクールバス／コミュニティバス車両運行管理業務	■現在、発注者が実施している月ヶ瀬小中学校の学生を対象としたスクールバス及び高齢者の通院等の域内交通（コミュニティバス）の対象者・頻度は最低限維持すること ■利便性の向上と地域コミュニティの向上を図ること ■スキームに係る場所の確保、設備、車両などの負担等、その他の事項については、発注者と協議の上で決定すること

c. 地域おこし協力隊制度の活用

発注者は、本業務を遂行するにあたり、適当な人材について地域おこし協力隊として委嘱し、業務に従事させるものとする。

受注者は、地域おこし協力隊候補者の募集行為に係る業務を行い、発注者は、候補者を地域おこし協力隊に委嘱する。また、受注者は、委嘱された地域おこし協力隊を適正に管理すること。地域おこし協力隊制度に関しては、要綱等の各種資料を参照し、趣旨及び内容を十分に理解し遵守すること。

(参照：総務省 | 地域力の創造・地方の再生 | 地域おこし協力隊)

i. 地域おこし協力隊候補者の募集と選考

受注者は、本業務の実施に必要なかつ適正な地域おこし協力隊の候補者を確保するため、本業務の目的の明確化や活動内容の検討等を含め、募集に係る業務を実施すること。なお、事業内容に適した人材からの応募が集まるよう、募集広告の方法や内容、実施について、発注者と協議の上で進めること。

候補者の選考にあたっては、書類選考や面接、おためし地域おこし協力隊制度の活用等、適切な選考過程や選考基準の検討及び実施を行うこと。

なお、選考による候補者の決定は令和 5 年 9 月末までに完了するものとするが、必要な人数が確保できない等の場合は、発注者と協議の上、追加募集等も含めて検討すること。

ii. 候補者の決定と地域おこし協力隊の委嘱

受注者は、上記 i. により、決定した候補者について発注者と共有し、協議の上、発注者は地域おこし協力隊に委嘱を行う。なお、発注者が委嘱する地域おこし協力隊は 12 名を上限とする。

ただし、候補者が地域おこし協力隊として相応しくないと判断される相当な理由がある場合は、発注者は地域おこし協力隊に委嘱をしないものとする。

iii. 地域おこし協力隊の雇用

受注者は、地域おこし協力隊を雇用し、適切に本業務の遂行のためにマネジメントを行うものとする。地域おこし協力隊に対して、危機・安全管理及び人権に配慮した対応を行い、勤務形態等については、労働基準法その他労働関係法令を遵守し、職員を指導監督し、規律及び清潔の保持に努めるものとする。

また、円滑な事業遂行に向けて、地域おこし協力隊に対して本業務の理解や地域おこし協力隊としての働き方などの教育等を実施すること。

iv. 地域おこし協力隊に関する経費

地域おこし協力隊に要する経費については、最新の「地域おこし協力隊推進要綱」を参照し、趣旨及び内容を十分に理解した上で、表②をもとに執行管理すること。執行管理方法については、事前に発注者と協議の上、決定するものとする。発注者が当該経費について調査を求める場合、この求めに応じること。

また、表②「3. 地域おこし協力隊の活動に要する経費」は、地域おこし協力隊の雇用人数（上限 12 名）に応じて、精算するものとする。

表②「持続可能な地域共生社会構築に向けた事業・サービス」

経費名	金額	経費内容例
1. 募集等に要する経費	上限 2,000,000 円（含む、取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額）	・ 募集に係る企画経費 ・ 求人サイト等を活用した PR に要する経費 ・ 都市部における説明会に要する経費など
2. おためし地域おこし協力隊の実施に要する経費	上限 1,000,000 円（含む、取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額）	住民との交流を含む、2泊3日以上地域協力活動の体験プログラム（おためし地域おこし協力隊）に要する経費など
3. 地域おこし協力隊の活動に要する経費	隊員 1 人あたり上限 2,400,000 円上限（※）（うち報償費等については 1,400,000 円を上限、報償費等以外の活動に要する経費については 1,000,000 円	・ 報償費 （※）地域おこし協力隊の報酬については別途定める。 ・ 住居、活動用車両の借上費 ・ 活動旅費等移動に要す

	を上限) (含む、取引に係る消費税及び地方消費税の合計金額) (※) 上記上限額は、令和5年10月から雇用した場合である。10月以降に雇用となった場合は、雇用期間に応じて月割りを行う。	る経費 ・作業道具・消耗品等に要する経費など
--	--	--------------------------------------

12. 成果物

本業務において成果品として取りまとめることとし、主な成果物は次のとおりとするが、詳細については発注者と受注者が協議の上決定するものとする。

a. 納品物

- ・「11. 業務概要」の各報告書
- ・諸調査の各原稿データ

※電子記録媒体に保存、調査で使用了各統計資料、ホームページ掲載のためのPDFデータを含む

b. 納期

令和6年3月31日

c. 納入場所

奈良市月ヶ瀬行政センター

令和5年度奈良市持続可能な地域共生社会構築検討業務 決算書

期 間	令和5年 4月 1日 ～ 令和6年 3月 31日
収入額	60,000,000 円
支出額	33,003,797 円
差引残高	26,996,203 円

■ 収入の部

項目名	予算額	収入額	増減額	備考欄
奈良市(受託料)	60,000,000	33,003,797	-26,996,203	
合 計	60,000,000	33,003,797	-26,996,203	

単位:円

■ 支出の部

項目名	予算額	支出額	増減額	備考
地域課題抽出会議運営	4,025,000	4,025,000	0	自分ごと化会議開催、運営
地域課題解決策の検討				
・ビジネスマッチング及び情報発信	1,495,000	1,495,000	0	事業広報活動(HP等)経費
・地域課題解決策の検討	3,694,000	3,694,000	0	R6実装事業に係る検証等
持続可能な事業スキーム検討				
・再生資源(ハード設置)	3,296,000	3,296,000	0	MEGURUステーション®に係るハード設置
・再生資源(事業計画策定)	3,350,000	3,350,000	0	
・域内交通(事業計画策定)	4,703,000	4,703,000	0	
地域課題解決に向けた推進体制構築 ディレクション				
・現地チーフディレクター	3,600,000	3,600,000	0	現地ディレクターへの支払い他
・企画調整費	1,200,000	1,200,000	0	旅費交通費他
地域おこし協力隊の採用及び教育を含む ディレクション				
・募集等に要する経費	2,000,000	2,000,000	0	協力隊採用活動関連経費
・おためし地域おこし協力隊	1,000,000	1,000,000	0	おためし協力隊実施関連経費
・地域おこし協力隊雇用	28,800,000	1,803,797	-26,996,203	協力隊2名の人件費他
・教育・ディレクション	2,900,000	2,900,000	0	着任協力隊への教育等
調整値引き	-63,000	-63,000	0	
合 計	60,000,000	33,003,797	-26,996,203	

単位:円

35. 配偶者暴力相談支援事業において配偶者暴力支援センター開設時から令和5年度までの相談件数がわかる資料

市民部 共生社会推進課

(単位：件)

年度	電話	来所	小計	その他			情報提供等 (他機関連 携等)	計	女性	男性
				同行支援	ケース会議	その他				
平成28年度	50	32	82	9	4	1	58	154	150	4
平成29年度	156	41	197	7	6	4	135	349	313	36
平成30年度	187	40	227	0	1	3	164	395	379	16
令和元年度	199	47	246	0	0	0	122	368	360	8
令和2年度	214	50	264	2	3	0	155	424	407	17
令和3年度	294	73	367	6	4	1	256	634	607	27
令和4年度	173	44	217	3	1	2	158	381	359	22
令和5年度	200	71	271	7	2	1	189	470	451	19

36 鴻ノ池陸上競技場補助競技場の平成27年度以降の稼働率と収入額がわかる資料

市民部 スポーツ振興課

年度	稼働率(%)	収入額(円)
平成27年度	65.4	904,040
平成28年度	63.0	801,365
平成29年度	59.4	1,673,450
平成30年度	61.1	1,540,080
令和元年度	64.4	1,372,060
令和2年度	66.5	354,840
令和3年度	69.7	292,405
令和4年度	65.5	553,370
令和5年度	72.4	348,950

37. アダプトプログラムの実績や支払額がわかる資料 過去5年

市民部 地域づくり推進課

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録団体数（団体）	104	105	102	100	100
従事者数（人）	2,092	2,029	2,061	1,995	1,707
活動回数（回）	3,211	3,353	4,331	3,539	3,833
報奨金交付団体数（団体）	70	86	80	88	85
報奨金（円）	700,000	860,000	800,000	880,000	850,000

38. グリーンサポートの実績や支払額がわかる資料 過去5年

市民部 地域づくり推進課

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
登録団体数（団体）	127	132	138	141	146
従事者数（人）	2,821	2,697	2,846	2,876	2,722
登録公園数（公園）	160	165	168	173	180
活動回数（回）	2,039	1,792	1,949	2,082	2,301
報奨金（円）	10,072,510	10,582,780	10,981,720	11,330,200	11,764,732
道具代（円）	1,550,000	1,530,000	1,910,000	2,200,000	2,660,000
報奨金＋道具代（円）	11,622,510	12,112,780	12,891,720	13,530,200	14,424,732

※道具代は新規登録団体に支給する倉庫代も含む

39. 時間帯別の市民課窓口への来庁者数の推移

市民部 市民課

	8:30～9:00	9:00～12:00	12:00～13:00	13:00～16:00	16:00～17:00	17:00～17:15	合計
来庁者数（人）	54	707	206	633	160	27	1,787
各時間帯の 来庁者数の 割合（％）	3.0	39.6	11.5	35.4	9.0	1.5	100.0

※令和6年4月15日～4月19日の実績数

40.地域ふれあい会館の利用状況がわかるもの(R4～5年度分)

市民部地域づくり推進課

会 館 名		令和4年度	令和5年度	指定管理者
済美地域ふれあい会館 (平成8年4月1日 開館)	のべ利用回数(回)	1,122	1,233	済美地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	10,469	12,337	
柳生地域ふれあい会館 (平成8年7月6日 開館)	のべ利用回数(回)	47	45	丹生町自治会
	のべ利用人数(人)	521	573	
とみの里地域ふれあい会館 (平成8年8月2日 開館)	のべ利用回数(回)	4,653	4,735	東登美ヶ丘地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	43,668	45,968	
右京地域ふれあい会館 (平成10年12月22日 開館)	のべ利用回数(回)	797	1,022	右京地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	9,522	13,889	
帯解地域ふれあい会館 (平成11年4月1日 開館)	のべ利用回数(回)	247	255	田中町自治会
	のべ利用人数(人)	2,185	2,213	
朱雀地域ふれあい会館 (平成13年4月9日 開館)	のべ利用回数(回)	2,122	2,102	朱雀地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	16,764	16,601	
東市地域ふれあい会館 (平成13年10月15日 開館)	のべ利用回数(回)	878	790	東市地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	8,810	8,220	
左京地域ふれあい会館 (平成14年4月1日 開館)	のべ利用回数(回)	823	858	左京地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	5,551	5,788	
青和地域ふれあい会館 (平成14年7月15日 開館)	のべ利用回数(回)	750	1,165	青和地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	8,176	12,402	
佐保川地域ふれあい会館 (平成16年3月13日 開館)	のべ利用回数(回)	1,333	1,288	佐保川地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	13,963	14,042	
辰市地域ふれあい会館 (平成16年8月30日 開館)	のべ利用回数(回)	439	401	辰市地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	2,996	3,261	
月瀬地域ふれあい会館 (平成17年4月1日 開館)	のべ利用回数(回)	4	4	月瀬自治会
	のべ利用人数(人)	48	103	
西大寺北地域ふれあい会館 (平成19年4月20日 開館)	のべ利用回数(回)	1,701	1,701	西大寺北地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	11,982	12,957	
佐保台地域ふれあい会館 (平成21年4月1日 開館)	のべ利用回数(回)	599	596	佐保台地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	5,327	5,823	
都跡地域ふれあい会館 (平成27年7月21日 開館)	のべ利用回数(回)	785	950	都跡地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	7,006	9,014	
大安寺西地域ふれあい会館 (平成31年4月1日 開館)	のべ利用回数(回)	455	471	大安寺西地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	5,204	6,769	
東里地域ふれあい会館 (平成31年4月1日 開館)	のべ利用回数(回)	208	198	東里地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	2,002	1,729	
佐保地域ふれあい会館 (令和2年4月1日 開館)	のべ利用回数(回)	713	625	佐保地域自治協議会
	のべ利用人数(人)	11,085	10,021	
伏見地域ふれあい会館 (令和4年4月1日 開館)	のべ利用回数(回)	339	374	伏見地区自治連合会
	のべ利用人数(人)	4,223	4,767	
明治地域ふれあい会館 (令和4年4月1日 開館)	のべ利用回数(回)	445	450	明治地区自治協議会
	のべ利用人数(人)	5,783	5,882	
合 計	のべ利用回数(回)	18,460	19,263	
	のべ利用人数(人)	175,285	192,359	

4 1. 地域自治協議会への交付金の状況一覧と自治連合会及び自治会への交付金の一覧（過去5年分）
市民部 地域づくり推進課

地区名	自治協 認定日	令和元年度					令和2年度				
		地域活動推 進交付金 (円)	立ち上がり 支援交付金 (円)	自治会 交付金 (円)	自治会数		地域活動推 進交付金 (円)	立ち上がり 支援交付金 (円)	自治会 交付金 (円)	自治会数	
					加入	未加入				加入	未加入
飛 鳥	R3.7.19	368,550		1,694,880	83	7	362,450		1,640,520	82	7
済 美	R1.7.19	359,700	550,000	1,539,360	65	3	357,300	550,000	1,522,080	64	3
済美南	R1.7.19	253,500	500,000	759,600	19	1	252,550	500,000	752,760	19	1
鼓 阪		257,800		809,640	33	1	251,300		762,120	33	1
佐 保	R1.7.19	399,900	550,000	1,830,600	76	1	395,200	550,000	1,796,760	76	1
青 山		157,900		502,560	1	12	82,989		500,400	1	12
椿 井		251,150		728,280	51	0	249,900		719,280	51	0
大 宮	R1.6.18	349,150	550,000	1,495,080	41	1	346,800	550,000	1,443,690	40	1
佐保川		286,250		1,053,000	27	1	285,200		1,032,840	27	1
大安寺西	R1.6.18	291,500	550,000	1,057,680	19	2	273,700	550,000	1,023,480	15	5
東 市		257,600		774,720	29	0	258,100		778,320	29	0
明 治	R3.4.12	284,350		967,320	15	0	282,700		955,440	15	0
辰 市		283,700		1,229,400	21	5	277,900		1,177,200	21	4
帯 解		209,200		426,240	10	0	208,500		421,200	10	0
精 華		164,500		104,400	8	0	164,500		104,400	8	0
大安寺		232,650		595,080	30	0	228,850		562,320	29	0
伏 見		379,350		1,738,800	24	4	377,550		1,724,760	24	4
伏見南		263,900		820,080	15	0	262,350		808,920	15	0
西大寺北	R5.7.5	260,050		858,240	16	3	260,300		855,360	16	3
六条校区	R6.7.11	372,050		1,903,680	35	7	367,200		1,875,600	34	8
あやめ池		297,950		1,101,600	45	4	299,650		1,112,400	46	4
都 跡		345,800		1,612,080	34	3	345,050		1,607,040	34	3
平 城		457,950		2,217,240	19	0	454,600		2,193,120	18	0
学園南	R1.6.18	194,000	450,000	316,800	11	0	192,950	450,000	309,240	10	0
富雄南		299,350		1,446,120	12	7	299,300		1,443,600	12	7
奈良帝塚山	R2.8.14	290,950		1,014,840	14	0	289,100	500,000	1,001,520	14	0
学園三碓		217,200		1,560,990	5	32	223,750		1,587,600	6	32
登美ヶ丘		225,950		1,019,160	10	6	226,150		843,120	10	6
東登美ヶ丘		221,150		971,280	7	11	220,600		969,840	7	11
平城西	R1.7.19	218,000	450,000	527,040	6	2	217,750	450,000	525,600	6	2
鶴 舞		252,350		764,280	15	2	248,350		743,040	14	3
二 名	R1.7.19	286,600	500,000	1,029,600	22	1	287,600	500,000	1,036,800	22	1
青 和		259,400		1,158,480	16	16	267,600		1,206,000	18	17
富 雄		325,650		1,429,920	22	4	326,000		1,431,360	22	4
鳥 見		243,950		759,960	10	5	243,000		751,320	10	5
田 原	R5.8.24	175,600		184,320	19	0	175,300		182,160	19	0
柳 生		166,950		122,040	7	0	166,550		119,160	7	0
大柳生		166,250		117,000	5	0	165,850		114,120	5	0
東 里		161,400		82,080	10	0	160,950		75,600	10	0
狭 川		157,250		52,200	10	0	157,250		52,200	10	0
月ヶ瀬		171,800		156,960	6	0	170,450		147,240	6	0
神 功		221,300		562,680	6	1	221,300		561,960	6	1
右 京		203,650		386,280	5	0	202,344		377,640	5	0
朱 雀	R1.7.19	251,150	500,000	759,600	8	1	249,750	500,000	748,800	8	1
左 京	R1.6.18	219,500	500,000	633,600	7	1	220,800	500,000	642,960	7	1
佐保台	R1.6.18	184,750	450,000	261,360	6	1	184,050	450,000	254,160	6	1
並 松		171,900		157,680	10	0	171,800		156,960	10	0
吐 山		166,550		119,160	3	0	166,550		119,160	3	0
都 祁		175,050		180,360	7	0	175,150		181,080	7	0
六 郷		169,050		137,160	9	0	168,750		135,000	9	0

地区名	令和3年度					令和4年度				
	地域活動推進交付金 (円)	地域づくり一括交付金 (円)	自治会交付金 (円)	自治会数		地域活動推進交付金 (円)	地域づくり一括交付金 (円)	自治会交付金 (円)	自治会数	
				加入	未加入				加入	未加入
飛鳥	359,100	550,000	1,602,000	82	8	351,900	550,000	1,546,560	81	10
済美		1,499,925	1,450,440	64	2		1,499,950	1,433,220	64	2
済美南		1,127,975	721,440	18	2		1,126,750	721,080	17	2
鼓阪	252,350		736,920	34	0	252,550		729,000	34	0
佐保		1,500,225	1,742,400	76	1		1,499,525	1,717,920	76	1
青山			419,760	0	13			414,360	0	13
椿井	247,150		650,520	51	0	245,750		599,040	51	0
大宮		1,527,800	1,307,880	40	1		1,525,450	1,299,240	40	1
佐保川	282,800		1,008,000	27	1	281,200		902,520	27	1
大安寺西		1,436,925	1,018,440	15	5		1,435,925	1,006,200	14	6
東市	255,250		757,800	29	0	254,450		745,200	29	0
明治	281,350	496,228	945,720	15	0		1,268,850	934,920	15	0
辰市	271,250		1,119,240	21	3	268,700		1,101,960	21	3
帯解	208,250		419,400	10	0	209,350		427,320	10	0
精華	163,100		94,320	8	0	162,900		92,880	8	0
大安寺	228,050		541,800	29	0	226,000		527,040	29	0
伏見	378,400		1,730,520	24	4	377,200		1,729,200	24	4
伏見南	261,650		803,880	15	0	260,050		792,360	15	0
西大寺北	255,100		864,360	15	4	249,900		821,520	15	4
六条校区	364,750		1,836,720	34	8	354,300		1,798,920	33	9
あやめ池	300,150		1,101,960	46	4	300,350		1,095,120	46	4
都跡	343,000		1,582,920	34	4	338,300		1,554,840	33	4
平城	451,000		2,167,200	18	0	447,550		2,142,360	18	0
学園南		1,007,775	307,440	10	0		1,008,950	312,120	10	0
富雄南	298,800		1,404,000	12	7	297,850		1,400,760	12	7
奈良帝塚山	288,250	500,000	995,400	14	0	287,650	500,000	991,080	14	0
学園三碓	224,600		1,567,080	6	32	224,000		1,562,760	6	32
登美ヶ丘	225,100		851,040	10	6	225,350		833,400	10	7
東登美ヶ丘	220,950		976,320	7	11	220,850		978,120	7	11
平城西		1,045,000	528,120	6	2		1,046,400	532,440	6	2
鶴舞	248,750		745,920	14	3	246,450		720,360	14	3
二名	287,000	500,000	1,032,480	22	1	287,000	500,000	1,032,480	22	1
青和	267,200		1,201,680	18	17	266,700		1,184,400	18	17
富雄	322,500		1,362,240	22	4	319,450		1,338,120	21	4
鳥見	240,600		687,550	10	5	239,500		728,640	10	5
田原	175,400		182,880	19	0	174,950		179,640	19	0
柳生	164,850		106,920	7	0	164,800		106,560	7	0
大柳生	165,850		114,120	5	0	165,900		114,480	5	0
東里	160,700		48,600	10	0	160,550		56,880	10	0
狭川	157,200		51,840	10	0	157,050		50,760	10	0
月ヶ瀬	170,300		146,160	6	0	170,150		145,080	6	0
神功	220,650		557,280	6	1	219,950		551,880	6	1
右京	201,450		370,440	5	0	199,350		355,320	5	0
朱雀		1,131,950	740,880	8	1		1,132,300	740,160	8	1
左京	220,900	500,000	643,680	7	1		1,110,650	551,160	7	1
佐保台	183,750	450,000	294,420	6	1	183,450	450,000	306,000	6	2
並松	165,450		111,240	10	0	167,550		126,360	10	0
吐山	166,600		119,520	3	0	166,050		115,560	2	0
都祁	170,550		147,960	7	0	170,500		147,600	7	0
六郷	167,750		127,800	9	0	167,650		127,080	9	0

地区名	令和5年度				
	地域活動推進交付金 (円)	地域づくり一括交付金 (円)	自治会交付金 (円)	自治会数	
				加入	未加入
飛鳥	343,300	550,000	1,465,200	81	10
済美		1,499,175	1,391,400	64	2
済美南		1,127,075	698,400	17	2
鼓阪	247,600		711,360	34	0
佐保		1,500,900	1,710,360	76	1
青山			402,480	0	13
椿井	243,000		593,640	51	0
大宮		1,525,550	1,297,800	40	1
佐保川	273,250		850,680	27	1
大安寺西		1,435,350	976,320	14	6
東市	251,500		725,760	29	0
明治		1,269,300	921,960	15	0
辰市	263,050		1,060,920	21	3
帯解	203,750		387,000	10	0
精華	162,700		91,440	8	0
大安寺	224,000		518,040	29	0
伏見	375,350		1,728,000	24	5
伏見南	258,600		781,920	15	0
西大寺北	249,200	500,000	813,240	15	4
六条校区	351,900		1,778,040	33	9
あやめ池	301,000		1,099,440	46	4
都跡	334,300		1,526,760	33	4
平城	441,350		2,115,000	18	1
学園南		1,008,550	305,640	10	0
富雄南	296,750		1,386,360	12	6
奈良帝塚山	286,650	500,000	983,880	14	0
学園三碓	223,650		1,558,080	6	32
登美ヶ丘	225,450		848,880	10	7
東登美ヶ丘	220,300		972,360	7	11
平城西		1,046,650	530,280	6	2
鶴舞	245,500		713,520	14	3
二名	286,150	500,000	1,026,360	22	1
青和	266,750		1,183,320	18	17
富雄	315,750		1,311,840	21	4
鳥見	232,350		699,480	8	7
田原	175,100	400,000	180,720	19	0
柳生	164,600		105,120	7	0
大柳生	166,550		119,160	5	0
東里	160,650		47,160	10	0
狹川	157,050		47,520	10	0
月ヶ瀬	170,000		144,000	6	0
神功	219,400		544,680	6	1
右京	196,650		335,880	5	0
朱雀		1,132,375	727,560	8	1
左京		1,110,600	545,040	7	1
佐保台		1,019,825	313,200	6	2
並松	164,900		103,680	10	0
吐山	165,700		113,040	2	0
都祁	169,550		140,760	7	0
六郷	167,550		124,560	9	0

42. マイナンバーカード取得における奈良市の取組一覧（過去５年分）

市民部 市民課

年度	取組	場所	対象者
令和元年度	マイナンバーカード出前申請	公共施設、商業施設等 （随時）	自治会、地域住民、買物客等
令和２年度	マイナンバーカード出前申請	公共施設、大学等 （随時）	地域住民、学生等
	マイナンバーカードセンター設置	ならファミリー内 （令和２年６月１２日設置）	マイナンバーカード取得促進により増加した申請者、買物客等
	マイナポイント特設会場設置	市役所内 （令和２年９月設置）	マイナンバーカード取得者
令和３年度	マイナンバーカード出前申請	公共イベント会場、商業施設、事業所等 （随時）	イベント来場者、買物客、事業所従業員等
令和４年度	マイナンバーカード出前申請	公共イベント会場、商業施設、大学、事業所等 （随時）	イベント来場者、買物客、学生、事業所従業員等
	マイナンバー親子教室	マイナンバーカードセンター （夏休み期間中）	小学生と保護者
	証明書のコンビニ交付手数料の減額	コンビニエンスストア各店舗 （令和５年１月５日から １通１０円）	マイナンバーカード取得者
令和５年度	マイナンバーカード出前申請	公共施設、公共イベント会場、福祉施設等 （随時）	自治会、地域住民、イベント来場者、施設入所者等

※いずれもマイナンバーカード交付事務費補助金を活用した取組（「証明書のコンビニ交付手数料の減額」を除く。）

※「公共施設」は、地域ふれあい会館、公民館等をいう。

43. マイナンバーカード制度開始以降の年度ごとの申請数、交付数、紛失届数、返納届数、及び最新の未交付数、年齢別保有枚数率

市民部 市民課

(単位：件)

	平成27年度 (※1)	平成28年度	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度 (※2)
申請数	29,530	13,253	7,830	9,298	14,679	83,679	35,693	99,019	15,802	7,444
交付数	6,937	26,927	8,423	8,403	12,447	56,902	54,193	72,213	35,905	6,029
紛失届数 (焼失・盗難等)	0	47	89	110	227	330	504	827	987	444
返納届数 (写真変更・自主返納等)	0	25	48	22	8	14	21	38	112	21

(※1) 平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始

(※2) 令和6年8月末時点

(単位：件)

最新(令和6年9月10日)のマイナンバーカードの未交付数
4,333

令和6年8月12日時点

年齢別保有枚数率

年齢	住民数 (人)	保有枚数 (枚)	保有枚数率
0	1,758	319	18.1%
1	1,961	912	46.5%
2	2,129	1,452	68.2%
3	2,189	1,577	72.0%
4	2,305	1,670	72.5%
5	2,446	1,770	72.4%
6	2,513	1,840	73.2%
7	2,586	1,920	74.2%
8	2,772	2,029	73.2%
9	2,789	2,061	73.9%
10	2,760	1,993	72.2%
11	2,875	2,099	73.0%
12	2,870	2,084	72.6%
13	2,919	2,139	73.3%
14	3,033	2,206	72.7%
15	2,882	2,088	72.4%
16	3,041	2,273	74.7%
17	3,013	2,260	75.0%
18	3,163	2,469	78.1%
19	3,196	2,558	80.0%
20	3,199	2,568	80.3%
21	3,539	2,816	79.6%
22	3,359	2,619	78.0%
23	3,263	2,467	75.6%
24	3,044	2,282	75.0%
25	3,018	2,223	73.7%
26	2,892	2,137	73.9%
27	2,900	2,137	73.7%

年齢	住民数 (人)	保有枚数 (枚)	保有枚数率
28	2,876	2,143	74.5%
29	2,871	2,167	75.5%
30	2,926	2,238	76.5%
31	3,058	2,364	77.3%
32	3,014	2,320	77.0%
33	3,092	2,373	76.7%
34	3,081	2,381	77.3%
35	3,255	2,525	77.6%
36	3,470	2,658	76.6%
37	3,577	2,727	76.2%
38	3,658	2,804	76.7%
39	3,794	2,894	76.3%
40	3,913	2,954	75.5%
41	3,951	3,016	76.3%
42	3,930	2,989	76.1%
43	4,012	3,064	76.4%
44	4,101	3,131	76.3%
45	4,209	3,247	77.1%
46	4,533	3,532	77.9%
47	4,543	3,496	77.0%
48	5,011	3,892	77.7%
49	5,196	3,985	76.7%
50	5,621	4,276	76.1%
51	5,791	4,403	76.0%
52	5,725	4,351	76.0%
53	5,559	4,299	77.3%
54	5,397	4,133	76.6%
55	5,389	4,110	76.3%

年齢	住民数 (人)	保有枚数 (枚)	保有枚数率
56	5,311	4,048	76.2%
57	5,089	3,942	77.5%
58	4,284	3,382	78.9%
59	4,969	3,849	77.5%
60	4,765	3,775	79.2%
61	4,601	3,701	80.4%
62	4,485	3,654	81.5%
63	4,032	3,314	82.2%
64	4,273	3,541	82.9%
65	4,402	3,659	83.1%
66	4,221	3,501	82.9%
67	4,101	3,435	83.8%
68	4,291	3,571	83.2%
69	4,508	3,800	84.3%
70	4,258	3,580	84.1%
71	4,707	3,882	82.5%
72	4,888	4,028	82.4%
73	5,256	4,362	83.0%
74	5,679	4,746	83.6%
75	6,372	5,289	83.0%
76	6,316	5,244	83.0%
77	5,537	4,601	83.1%
78	3,168	2,613	82.5%
79	3,729	3,024	81.1%
80	4,617	3,763	81.5%
81	4,044	3,266	80.8%
82	4,357	3,464	79.5%
83	3,844	3,013	78.4%

年齢	住民数 (人)	保有枚数 (枚)	保有枚数率
84	3,280	2,542	77.5%
85	2,700	2,063	76.4%
86	2,699	1,974	73.1%
87	2,550	1,863	73.1%
88	2,471	1,723	69.7%
89	1,953	1,346	68.9%
90	1,663	1,054	63.4%
91	1,464	907	62.0%
92	1,141	646	56.6%
93	1,036	568	54.8%
94	808	402	49.8%
95	618	297	48.1%
96	473	217	45.9%
97	376	160	42.6%
98	282	94	33.3%
99	167	41	24.6%
100	100	31	31.0%
101	90	19	21.1%
102	46	11	23.9%
103	25	6	24.0%
104	19	4	21.1%
105	6	1	16.7%
106	5	2	40.0%
107	1	0	0.0%
108	1	0	0.0%
109	1	0	0.0%
総計	348,046	267,458	76.8%

44. マイナンバーカードを利用したコンビニ交付を開始してからの窓口交付とコンビニ交付の実績がわかるもの

市民部 市民課

	窓口交付（郵送含む）		コンビニ交付		合計
	件数（件）	構成比（％）	件数（件）	構成比（％）	
令和元年度	351,132	97.5	8,906	2.5	360,038
令和2年度	312,172	93.5	21,661	6.5	333,833
令和3年度	274,228	87.9	37,780	12.1	312,008
令和4年度	246,330	76.8	74,304	23.2	320,634
令和5年度	181,081	53.6	156,448	46.4	337,529

※交付件数の対象は、コンビニ交付で取得できる証明書（戸籍謄本・抄本、住民票、戸籍の附票、印鑑証明書、課税（非課税）証明書）

45. 女性問題相談における相談件数・相談内容・相談員の数など（過去5年分）

市民部 共生社会推進課

令和5年度相談件数（単位：件）

項目		女性問題 相談室	西部会館 相談室	北部会館 相談室	合計
年 齢	10代	0	0	0	0
	20代	3	2	0	5
	30代	26	5	4	35
	40代	120	35	18	173
	50代	341	121	59	521
	60代	505	107	112	724
	70代以上	108	44	9	161
	年齢不詳	62	19	12	93
	小計	1,165	333	214	1,712
	①生き方	29	2	1	32
相 談 内 容	②夫婦	72	22	6	100
	③高齢者	19	7	3	29
	④障がい者	2	1	0	3
	⑤家族	194	51	45	290
	⑥人間関係	146	27	17	190
	⑦性	3	0	0	3
	⑧身体	21	7	8	36
	⑨精神保健	48	9	14	71
	⑩暮らし	604	191	116	911
	⑪仕事	21	7	2	30
相 談 方 法	⑫法律	4	5	1	10
	⑬その他	2	4	1	7
	小計	1,165	333	214	1,712
	01訪問	23	28	10	61
	02電話	1,142	305	204	1,651
	03文書	0	0	0	0
	小計	1,165	333	214	1,712
性 別	女	1,126	333	213	1,672
	男	39	0	1	40
	小計	1,165	333	214	1,712
特 記 事 項 （内数）	①DV	12	4	0	16
	②児童虐待	1	0	0	1
	③セクハラ・モラハラ	1	0	0	1
	④自殺念慮	0	0	0	0
	⑤ストーカー	0	0	0	0
	⑥その他	2	0	0	2

女性相談員数3名

令和4年度相談件数（単位：件）

項目		女性問題 相談室	西部会館 相談室	北部会館 相談室	合計
年 齢	10代	1	0	0	1
	20代	6	0	1	7
	30代	29	7	6	42
	40代	158	31	26	215
	50代	940	267	153	1,360
	60代	517	100	90	707
	70代以上	214	36	35	285
	年齢不詳	165	18	14	197
	小計	2,030	459	325	2,814
	①生き方	23	9	3	35
相 談 内 容	②夫婦	46	21	9	76
	③高齢者	24	9	9	42
	④障がい者	3	0	0	3
	⑤家族	228	71	44	343
	⑥人間関係	136	29	27	192
	⑦性	2	0	0	2
	⑧身体	70	9	11	90
	⑨精神保健	134	4	11	149
	⑩暮らし	1,275	279	190	1,744
	⑪仕事	79	23	20	122
相 談 方 法	⑫法律	5	2	1	8
	⑬その他	5	3	0	8
	小計	2,030	459	325	2,814
	01訪問	6	16	2	24
	02電話	2,024	443	323	2,790
	03文書	0	0	0	0
	小計	2,030	459	325	2,814
性 別	女	2,024	459	325	2,808
	男	6	0	0	6
	小計	2,030	459	325	2,814
特 記 事 項 （内数）	①DV	6	6	2	14
	②児童虐待	0	1	0	1
	③セクハラ・モラハラ	0	0	0	0
	④自殺念慮	2	1	0	3
	⑤ストーカー	0	0	0	0
	⑥その他	1	0	0	1

女性相談員数3名

令和3年度相談件数（単位：件）

項目		女性問題 相談室	西部会館 相談室	北部会館 相談室	合計
年 齢	10代	1	0	0	1
	20代	17	2	0	19
	30代	96	10	1	107
	40代	190	36	3	229
	50代	902	171	44	1,117
	60代	574	84	17	675
	70代以上	235	32	5	272
	年齢不詳	106	6	0	112
	小計	2,121	341	70	2,532
	①生き方	104	5	1	110
相 談 内 容	②夫婦	164	23	2	189
	③高齢者	21	4	0	25
	④障がい者	10	0	0	10
	⑤家族	307	57	9	373
	⑥人間関係	208	17	5	230
	⑦性	6	0	0	6
	⑧身体	60	11	0	71
	⑨精神保健	98	3	4	105
	⑩暮らし	1,030	198	45	1,273
	⑪仕事	92	19	4	115
相 談 方 法	⑫法律	9	2	0	11
	⑬その他	12	2	0	14
	小計	2,121	341	70	2,532
	01訪問	1	0	0	1
	02電話	2,120	341	70	2,531
	03文書	0	0	0	0
	小計	2,121	341	70	2,532
性 別	女	2,116	340	70	2,526
	男	5	1	0	6
	小計	2,121	341	70	2,532
特 記 事 項 （内数）	①DV	34	5	0	39
	②児童虐待	0	1	0	1
	③セクハラ・モラハラ	0	0	0	0
	④自殺念慮	1	0	0	1
	⑤ストーカー	0	0	0	0
	⑥その他	1	0	0	1

女性相談員数3名

令和2年度相談件数（単位：件）

項目		女性問題 相談室	西部会館 相談室	北部会館 相談室	合計
年 齢	10代	0	0	0	0
	20代	9	2	0	11
	30代	152	31	0	183
	40代	524	132	0	656
	50代	867	143	0	1,010
	60代	508	150	0	658
	70代以上	137	27	0	164
	年齢不詳	61	16	0	77
	小計	2,258	501	0	2,759
	①生き方	261	63	0	324
相 談 内 容	②夫婦	277	74	0	351
	③高齢者	75	22	0	97
	④障がい者	12	3	0	15
	⑤家族	212	68	0	280
	⑥人間関係	177	48	0	225
	⑦性	1	1	0	2
	⑧身体	63	7	0	70
	⑨精神保健	126	5	0	131
	⑩暮らし	852	166	0	1,018
	⑪仕事	162	38	0	200
相 談 方 法	⑫法律	21	4	0	25
	⑬その他	19	2	0	21
	小計	2,258	501	0	2,759
	01訪問	24	0	0	24
	02電話	2,234	501	0	2,735
	03文書	0	0	0	0
	小計	2,258	501	0	2,759
性 別	女	2,248	498	0	2,746
	男	10	3	0	13
	小計	2,258	501	0	2,759
特 記 事 項 （内数）	①DV	39	6	0	45
	②児童虐待	0	0	0	0
	③セクハラ・モラハラ	0	0	0	0
	④自殺念慮	0	0	0	0
	⑤ストーカー	0	0	0	0
	⑥その他	1	0	0	1

女性相談員数3名

令和元年度相談件数（単位：件）

項目		女性問題 相談室	西部会館 相談室	北部会館 相談室	合計
年 齢	10代	0	1	0	1
	20代	17	5	1	23
	30代	69	12	7	88
	40代	416	170	144	730
	50代	684	194	86	964
	60代	258	169	50	477
	70代以上	58	44	8	110
	年齢不詳	124	43	11	178
	小計	1,626	638	307	2,571
	①生き方	186	94	62	342
相 談 内 容	②夫婦	113	49	24	186
	③高齢者	51	26	20	97
	④障がい者	6	0	0	6
	⑤家族	200	105	43	348
	⑥人間関係	133	55	44	232
	⑦性	10	4	1	15
	⑧身体	56	15	2	73
	⑨精神保健	68	6	6	80
	⑩暮らし	648	222	74	944
	⑪仕事	111	41	25	177
相 談 方 法	⑫法律	29	13	5	47
	⑬その他	15	8	1	24
	小計	1,626	638	307	2,571
	01訪問	79	147	49	275
	02電話	1,547	491	258	2,296
	03文書	0	0	0	0
	小計	1,626	638	307	2,571
性 別	女	1,601	614	307	2,522
	男	25	24	0	49
	小計	1,626	638	307	2,571
特 記 事 項 （内数）	①DV	15	3	0	18
	②児童虐待	5	2	0	7
	③セクハラ・モラハラ	2	0	1	3
	④自殺念慮	0	0	0	0
	⑤ストーカー	0	0	0	0
	⑥その他	0	0	0	0

女性相談員数3名

46. 文化振興課における所管施設の事業一覧(企画事業・自主事業別)(過去5年分)

令和5年度

企画事業

市民部 文化振興課

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	池本喜己写真展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	新鋭展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉展Ⅱ
入江泰吉記念奈良市写真美術館	百々俊二展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉展Ⅲ
入江泰吉記念奈良市写真美術館	工藤利三郎と入江泰吉Ⅳ
入江泰吉記念奈良市写真美術館	あ3展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉写真展Ⅴ
入江泰吉記念奈良市写真美術館	写真のデジタル化事業
名勝大乗院庭園文化館	フォークコンサート
名勝大乗院庭園文化館	第24回庭園講座
名勝大乗院庭園文化館	ならまち燈花会 お茶席
名勝大乗院庭園文化館	庭園研究講座「かりうちで遊ぼう」
名勝大乗院庭園文化館	第25回庭園講座
名勝大乗院庭園文化館	フォークソングコンサート
奈良市音声館	制作教室「ギツツキノッカー」
なら100年会館	奈良の文化芸術の地産地消 奈良の魅力再発見 能楽普及事業
なら100年会館	なら100伝統芸能こども文化祭
なら100年会館	地域貢献・交流事業 なら100燈花会広場(映画会)
なら100年会館	文化の絆で奈良を結ぶ なら100朗読コンサート
なら100年会館	0歳からのオーケストラコンサートwith大阪交響楽団
なら100年会館	文化の絆で奈良を結ぶ アウトリーチ事業
なら100年会館	文化の絆で奈良を結ぶ
なら100年会館	なら100クラシックコンサート
奈良市ならまちセンター	飲食等スペース運営業務委託
奈良市ならまちセンター	暮らしに芸術の感動を届けるプロジェクト
奈良市ならまちセンター	ならまち青空BOOK CAFE
奈良市ならまちセンター	ならまち篝火コンサート
奈良市西部会館市民ホール	せいぶ大和学講座Ⅰ
奈良市西部会館市民ホール	せいぶ大和学講座Ⅱ
奈良市西部会館市民ホール	せいぶ正倉院講座
奈良市西部会館市民ホール	がくえんまえサロン
奈良市西部会館市民ホール	文化祭2023
奈良市西部会館市民ホール	帝塚山大学・奈良市西部会館市民ホール共催公開講座
奈良市西部会館市民ホール	奈良学セミナー(後期)
奈良市西部会館市民ホール	歴史文化連続講座「奈良へ」
奈良市西部会館市民ホール	行った気になる世界遺産
奈良市北部会館市民文化ホール	なら・あーとスペース
奈良市北部会館市民文化ホール	夏休みこども体操教室
奈良市杉岡華邨書道美術館	松崎コレクションの古筆と古写経③
奈良市杉岡華邨書道美術館	五鳳と華邨 共に咲く師弟の歩み
奈良市杉岡華邨書道美術館	京都教育大学で学んだ書家群像
奈良市杉岡華邨書道美術館	かな書を臨書する①細字を中心に
奈良市美術館	奈良市美術館活性化事業～絵本作家 岡田よしたかの世界～

施設名	事業名
奈良市美術館	第42回奈良市美術家展
奈良市美術館	第42回奈良市美術展覧会 市展「なら」
奈良市美術館	第4回奈良市中学校美術部合同展「若鹿たちの美術」
奈良市美術館	第20回奈良市児童生徒作品展
奈良市美術館	奈良を観る～写真で振り返る昭和時代～
入江泰吉旧居	入江泰吉を語り継ぐ
入江泰吉旧居	伝統行事と入江泰吉
入江泰吉旧居	入江泰吉さんぽみち
入江泰吉旧居	入江旧居で、はじめの一句
入江泰吉旧居	万葉の花を訪ねて
入江泰吉旧居	入江泰吉と奈良のゆかりの人々
入江泰吉旧居	発見 入江泰吉

自主事業

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高畑デジタル写真倶楽部
入江泰吉記念奈良市写真美術館	ワンポイントアドバイス事業
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高畑探検隊22
入江泰吉記念奈良市写真美術館	奈良県高等学校総合文化祭写真部門展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高校生の見た奈良大和路作品展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	出張広報展示
入江泰吉記念奈良市写真美術館	ミュージアムショップ運営事業
入江泰吉記念奈良市写真美術館	NFT写真美術館実証実験
入江泰吉記念奈良市写真美術館	奈良地域アートインクルージョン推進事業
名勝大乗院庭園文化館	二十四節気書画展
名勝大乗院庭園文化館	「描かれた大乗院庭園」資料展示(2回)
名勝大乗院庭園文化館	杉岡華邨書道美術館出張展示
名勝大乗院庭園文化館	近隣燈花会
名勝大乗院庭園文化館	「発掘された庭園」資料展示
名勝大乗院庭園文化館	ならまちわらべ歌フェスティバル
名勝大乗院庭園文化館	入江泰吉記念写真館資料展示
名勝大乗院庭園文化館	「戦前の絵葉書から見る奈良の世界遺産」
名勝大乗院庭園文化館	「写真で見る奈良ホテル」写真展
名勝大乗院庭園文化館	第3回歴史講座「奈良ホテルの歴史」
名勝大乗院庭園文化館	中秋名月鑑賞会茶会
奈良市音声館	奈良の民話普及事業
奈良市音声館	日本の伝統文化を学ぼう
奈良市音声館	ならまちわらべうた教室
奈良市音声館	気軽に音声館へ
なら100年会館	T.M.Revolutionコンサート
なら100年会館	令和5年度 奈良金春会演能会
なら100年会館	松山千春コンサート
なら100年会館	斉藤和義コンサート
なら100年会館	ものまねDream Live 奈良
なら100年会館	春咲きコンサート
なら100年会館	Little Glee Monsterコンサート
なら100年会館	スターダストレビューコンサート
なら100年会館	しまじろうコンサート
なら100年会館	ASKAコンサート
なら100年会館	秦基博コンサート

施設名	事業名
なら100年会館	GReeeeNコンサート
なら100年会館	久保ユリカコンサート
なら100年会館	第31回 大宮まつり
なら100年会館	仮面ライダースーパーライブ
なら100年会館	杉山清貴コンサート
なら100年会館	親子で楽しむ音楽イベント
なら100年会館	森山直太郎コンサート
なら100年会館	智内威雄コンサート
なら100年会館	ゴスペラーズコンサート
なら100年会館	JUJUコンサート
なら100年会館	稲川淳二の怪談ナイト
なら100年会館	市川団十郎公演
なら100年会館	フジコ・ヘミングコンサート
なら100年会館	広瀬香美コンサート
なら100年会館	桂米朝一門会
なら100年会館	なら市民フェスティバル
なら100年会館	H1法話グランプリ2023
なら100年会館	稲垣潤一コンサート
なら100年会館	クリスマスステンドグラス制作講座
なら100年会館	人形劇団クラルテ
なら100年会館	目の健康講座
なら100年会館	高嶋ちさ子コンサート
なら100年会館	浜崎あゆみコンサート
なら100年会館	海援隊コンサート
なら100年会館	島津亜矢コンサート
なら100年会館	藤井フミヤコンサート
なら100年会館	バックステージツアー～奈良有名建築探訪ツアー～
なら100年会館	なら100年会館ピアノ試弾会
なら100年会館	なら100年会館コーラス教室「ゆうゆう」
なら100年会館	たのしいリトミック教室
なら100年会館	健康いきいき講座
奈良市ならまちセンター	秋田慎治クリスマススペシャルピアノコンサート
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 子どもおん祭
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 ならまちマルシェ
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 奈良学生演劇祭2023
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 リヒトオイリュトミュージアンサンブル日本公演
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 十津川村公園
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 コールダックKちゃんと愉快的仲間マルシェ
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 グリーンマウンテンカレッジ運営補助
奈良市北部会館市民文化ホール	第7回高の原音楽芸術協会定期演奏会
奈良市北部会館市民文化ホール	10回記念癒しの和楽器コンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	高の原カルチャーサロン奈良大学公開講座
奈良市北部会館市民文化ホール	第41回高の原文化協会文化祭
奈良市北部会館市民文化ホール	第14回神功音楽祭
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「フラダンス」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「リラクセスヨガ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「体操教室」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ウォーキングエアロビクス」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「健康びんしゃんウォーキング」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ヨガ」

施設名	事業名
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「整体リズムヨガ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ゆる体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「いすを使ってバランス運動」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「リズム元気体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「カラダ整うストレッチ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「気功体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ピラティス」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「手芸ストレッチ編」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「高の原水彩画」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「日本刺繍」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「英会話」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「和紙ちぎり絵」
奈良市北部会館市民文化ホール	和楽器講座
奈良市北部会館市民文化ホール	和楽器無料体験会
奈良市北部会館市民文化ホール	第2回けいはんな音楽コンクール
奈良市北部会館市民文化ホール	高の原コーラス
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道文化講座①
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道文化講座②
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道文化講座③
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道実技講座①
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道実技講座②
奈良市杉岡華邨書道美術館	ミニコンサート
奈良市杉岡華邨書道美術館	出張パネル展
奈良市杉岡華邨書道美術館	夏休みクイズ
奈良市杉岡華邨書道美術館	ならまちわらべうたフェスタワークショップ
奈良市杉岡華邨書道美術館	ならまち年賀状コンクール
奈良市杉岡華邨書道美術館	筆書き体験コーナー
奈良市杉岡華邨書道美術館	子ども筆書き体験講座
奈良市杉岡華邨書道美術館	動画配信「散らし遊び」
奈良市杉岡華邨書道美術館	関連物販売事業
奈良市美術館	奈良女子大学連携協力事業夏休みこどもワークショップ～せっけんをつくろう！～
奈良市美術館	奈良女子大学連携協力事業 仏教美術講座 ～笠置寺～
奈良市美術館	奈良の散歩道～JR奈良界隈を巡る～ 奈良の散歩道～お水取り～
奈良市美術館	市民実技講座子供のやさしいアート体験
奈良市美術館	第41回市民実技講座作品展
入江泰吉旧居	親子で作るピンホールカメラ教室
入江泰吉旧居	日光写真でラインスタンプをつくろう
入江泰吉旧居	お抹茶でひとやすみ
入江泰吉旧居	入江泰吉の眼を歩く
入江泰吉旧居	入江泰吉の仏像を巡る
入江泰吉旧居	夕べの集い～常鑑賞～
入江泰吉旧居	旧居から写真美術館までの歴史散策
入江泰吉旧居	写真美術館出張・作品解説

令和4年度

企画事業

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	マーク・ピアソンコレクション展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	没後30年入江泰吉「文楽」
入江泰吉記念奈良市写真美術館	新鋭展

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	没後30年入江泰吉「大和のみほとけ」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	太田順一写真展「ものがたり」
入江泰吉記念奈良市写真美術館	没後30年入江泰吉「大和路1945－1970」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	藤岡亜弥写真展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉「春日野」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	没後30年入江泰吉「万葉大和路みほとけ」展
名勝大乗院庭園文化館	第22回庭園講座
名勝大乗院庭園文化館	第23回庭園講座
奈良市音楽館	楽器制作「竹のカルンパ」
なら100年会館	なら100伝統芸能こども文化祭
なら100年会館	なら100映画会「AKAI」
なら100年会館	なら100朗読コンサート
なら100年会館	0歳からのオーケストラコンサート 大阪交響楽団
奈良市ならまちセンター	飲食等スペース運営業務委託
奈良市ならまちセンター	ならまち篝火コンサート
奈良市ならまちセンター	芝生広場活用プロジェクト
奈良市西部会館市民ホール	奈良フィルハーモニーセレクト ワンコインコンサート(2回)
奈良市西部会館市民ホール	LEO(筆)×CLASSIC
奈良市西部会館市民ホール	ならどっとFMラジオ収録コンサート
奈良市西部会館市民ホール	1966カルテット
奈良市西部会館市民ホール	学園前ホールHIP HOP LIVE
奈良市西部会館市民ホール	西澤安澄ピアノリサイタル
奈良市西部会館市民ホール	学園前ニュージェネレーションフェスタ
奈良市西部会館市民ホール	テレマン室内管弦楽団
奈良市西部会館市民ホール	奈良フィルハーモニーセレクト ワンコインコンサート
奈良市西部会館市民ホール	ならどっとFMラジオ収録コンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	夏休み子供体操教室
奈良市北部会館市民文化ホール	キッズスペシャル
奈良市北部会館市民文化ホール	あーとすぺーず
奈良市杉岡華邨書道美術館	松崎コレクション古筆と古写経②
奈良市杉岡華邨書道美術館	没後10年私が選ぶ杉岡華邨展
奈良市杉岡華邨書道美術館	大阪教育大学で学んだ書家群像
奈良市杉岡華邨書道美術館	華邨が書く尾上柴舟の歌とその時代
奈良市美術館	奈良市美術館活性化事業「妖怪POP 妖怪書家 逢香展」
奈良市美術館	第41回奈良市美術家展
奈良市美術館	第41回奈良市美術展覧会市展「なら」
奈良市美術館	第3回奈良市中学校美術部合同展「若鹿たちの美術」
奈良市美術館	第19回奈良市児童生徒作品展
奈良市美術館	奈良女子大学連携協力事業奈良を観る～奈良女子大学コレクション～
奈良市美術館	近代奈良の芸術文化調査
入江泰吉旧居	入江泰吉を語り継ぐ
入江泰吉旧居	伝統行事と入江泰吉
入江泰吉旧居	入江泰吉さんほみち
入江泰吉旧居	入江旧居で、はじめの一句
入江泰吉旧居	万葉の花を訪ねて
入江泰吉旧居	入江泰吉の椿図鑑
入江泰吉旧居	入江泰吉の文楽
入江泰吉旧居	入江泰吉と奈良のゆかりの人々

自主事業

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高畑デジタル写真倶楽部

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	ワンポイントアドバイス事業
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高畑探検隊21
入江泰吉記念奈良市写真美術館	奈良県高等学校総合文化祭写真部門展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高校生の見た奈良大和路作品展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	出張広報展示、出張講座
入江泰吉記念奈良市写真美術館	NFT写真美術館実証実験
入江泰吉記念奈良市写真美術館	オリジナルフレームを作ろう
名勝大乗院庭園文化館	二十四節気書画展
名勝大乗院庭園文化館	杉岡華邨書道パネル展
名勝大乗院庭園文化館	「発掘された庭園」資料展示
名勝大乗院庭園文化館	文化サロン、資料展、文化講演会
奈良市音声館	奈良の民話普及事業
奈良市音声館	日本の伝統文化を学ぼう
奈良市音声館	ならまちわらべうた教室
奈良市音声館	気軽に音声館へ
奈良市音声館	出張わらべうた教室
奈良市音声館	特別コンサート
奈良市音声館	子ども邦楽教室
奈良市音声館	大人邦楽教室
なら100年会館	Aimerコンサート
なら100年会館	スキマスイッチコンサート
なら100年会館	BISHコンサート
なら100年会館	仮面ライダースーパーライブ
なら100年会館	きやりーばみゅばみゅコンサート
なら100年会館	BEGINコンサート
なら100年会館	ものまねコンサート
なら100年会館	ASIAN KUNG-FU GENERATIONコンサート
なら100年会館	しまじろうコンサート
なら100年会館	GReeeeNコンサート
なら100年会館	UNISON SQUARE GARDENコンサート
なら100年会館	アニソンBIG3スーパーライブ
なら100年会館	山下達郎コンサート
なら100年会館	杉山清貴コンサート
なら100年会館	近藤真彦コンサート
なら100年会館	HYコンサート
なら100年会館	稲川淳二怪談ナイト
なら100年会館	sumikaコンサート
なら100年会館	桂米朝一門会
なら100年会館	大黒摩季コンサート
なら100年会館	電大の着席にて御座候vol.2
なら100年会館	ベリーグッドマンコンサート
なら100年会館	なら市民フェスティバル
なら100年会館	高嶋ちさ子コンサート
なら100年会館	人形劇団クラルテ公演
なら100年会館	なら100クラシックコンサートwith 大阪交響楽団
なら100年会館	Saucy Dogコンサート
なら100年会館	笑い飯哲夫のおもしろ仏教講座in なら100年会館 vol.2
なら100年会館	恐竜ラボ！ディノ・サバイバル
なら100年会館	梅沢富美男 奈良特別公演
なら100年会館	デリシャスパーティ プリキュアドリームステージ

施設名	事業名
なら100年会館	ピアノ試弾会
なら100年会館	MY FIRST STORYコンサート
なら100年会館	藤井フミヤコンサート
なら100年会館	健康いきいき講座
奈良市ならまちセンター	ならまち“いきいき”フェスタ
奈良市ならまちセンター	ならまち落語会
奈良市ならまちセンター	ならまちコンサート
奈良市ならまちセンター	ならまち新春コンサート
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 こどもおん祭
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 ならまち歴史講座
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 ピアノ試弾会
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 東部マルシェ
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 ならまちマルシェ
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 十津川村公園
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 奈良学生演劇祭
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 グリーン・マウンテン・カレッジ
奈良市西部会館市民ホール	せいぶ正倉院講座
奈良市西部会館市民ホール	奈良フィル・ピアノトリオコンサート
奈良市西部会館市民ホール	帝塚山大学特別公開講座「世界の転換点に立って」「春日若宮御造替を終えて」
奈良市西部会館市民ホール	大和、ふたつの姫物語
奈良市西部会館市民ホール	ならどっとFMラジオ収録コンサート
奈良市西部会館市民ホール	学園前フューチャーセッション
奈良市西部会館市民ホール	がくえんまえサロン
奈良市西部会館市民ホール	スタンウェイピアノ演奏体験
奈良市西部会館市民ホール	林家たい平独演会
奈良市北部会館市民文化ホール	高の原音楽芸術協会定期演奏会
奈良市北部会館市民文化ホール	サマー室内楽コンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	わはは 高の原コーラス
奈良市北部会館市民文化ホール	ピアノコンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	癒しのオータムコンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	邦楽コンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座体操
奈良市北部会館市民文化ホール	平城ニュータウン地区文化祭
奈良市北部会館市民文化ホール	神功音楽祭
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「フラダンス」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「リラックスヨガ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ストレッチ体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ウォーキングエアロビクス」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「デューク式ウォーキング」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ヨガ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「整体リズムヨガ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ゆる体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「いすを使ってバランス運動」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「リズム元気体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「気功体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ピラティス」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「手芸ストレッチ編」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「高の原水彩画」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「日本刺繍」

施設名	事業名
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「英会話」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「和紙ちぎり絵」
奈良市北部会館市民文化ホール	けいはんな音楽コンクール
奈良市北部会館市民文化ホール	高の原カルチャーサロン奈良大学公開講座
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道文化講座①
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道文化講座②
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道文化講座③
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道実技講座①
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道実技講座②
奈良市杉岡華邨書道美術館	出張パネル展
奈良市杉岡華邨書道美術館	夏休みクイズ
奈良市杉岡華邨書道美術館	ならまちわらべうたフェスタワークショップ
奈良市杉岡華邨書道美術館	ならまち年賀状コンクール
奈良市杉岡華邨書道美術館	筆書き体験コーナー
奈良市杉岡華邨書道美術館	子ども筆書き体験講座
奈良市杉岡華邨書道美術館	関連物販販売事業
奈良市美術館	奈良女子大学連携協力事業 仏教美術講座 ～西ノ京 唐招提寺・薬師寺～
奈良市美術館	奈良の散歩道～ならまち界隈を巡る～ ～お水取り～
奈良市美術館	市民実技講座親と子のやさしいアート体験
奈良市美術館	第40回市民実技講座作品展
入江泰吉旧居	親子で作るピンホールカメラ教室
入江泰吉旧居	日光写真
入江泰吉旧居	大和路撮影考
入江泰吉旧居	入江泰吉の眼を歩く
入江泰吉旧居	入江泰吉の仏像を巡る
入江泰吉旧居	タペの集い～蛸鑑賞～
入江泰吉旧居	旧居から写真美術館までの歴史散策
入江泰吉旧居	写真美術館出張・作品解説

令和3年度

企画事業

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉法隆寺展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	山内悠惑星展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉×工藤利三郎「斑鳩」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	新鋭展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	聖徳太子ゆかりの地展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	元田敬三展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	中藤毅彦展「エンター・ザ・ミラー」
入江泰吉記念奈良市写真美術館	ならまち巡回展
名勝大乗院庭園文化館	第20、21回庭園講座
名勝大乗院庭園文化館	第8回庭園研究講座
名勝大乗院庭園文化館	文化講演会（文化サロン・資料展は実施なし）
なら100年会館	文化の絆で奈良を結ぶなら100朗読コンサート
奈良市ならまちセンター	飲食等スペース運営業務委託
奈良市ならまちセンター	ならまち篝火コンサート
奈良市西部会館市民ホール	Bonjour! Takarazuka!
奈良市西部会館市民ホール	桂米團治独演会
奈良市西部会館市民ホール	学園前ニュージェネレーションズフェスタ
奈良市西部会館市民ホール	ならどっとFMラジオ収録コンサート 住谷美帆サクソフォン・リサイタル

施設名	事業名
奈良市西部会館市民ホール	奈良フィルハーモニーセレクト ワンコインコンサート
奈良市西部会館市民ホール	せいぶ市民カレッジ
奈良市西部会館市民ホール	田村響ピアノ・リサイタル
奈良市西部会館市民ホール	帝塚山大学特別講座
奈良市西部会館市民ホール	奈良フィルハーモニー管弦楽団コンサート
奈良市西部会館市民ホール	正倉院講座
奈良市西部会館市民ホール	中村征司 テノール・リサイタル
奈良市西部会館市民ホール	中橋玲子 うた語り会
奈良市西部会館市民ホール	テレマン室内弦楽団コンサート
奈良市西部会館市民ホール	ならどっとFMラジオ収録コンサート 横山幸雄ピアノ・リサイタル
奈良市西部会館市民ホール	奈良フィルハーモニーセレクト ワンコインコンサート
奈良市西部会館市民ホール	スタインウェイピアノ演奏体験
奈良市北部会館市民文化ホール	夏休み子ども体操教室
奈良市北部会館市民文化ホール	キッズスペシャル
奈良市北部会館市民文化ホール	なら・あーと・すべーす
奈良市杉岡華邨書道美術館	【企画展】松崎コレクションの古筆と古写経
奈良市杉岡華邨書道美術館	【館蔵品展】華邨の心と書の世界
奈良市杉岡華邨書道美術館	【企画展】奈良教育大学で学んだ書家群像
奈良市杉岡華邨書道美術館	【企画展】佐伯華水遺作展
奈良市美術館	第40回奈良市美術家展
奈良市美術館	第40回市展なら
奈良市美術館	奈良市中学校美術部合同展
奈良市美術館	創作活動35周年光土義和の世界動く段ボールアート
奈良市美術館	奈良市第18回児童生徒作品展
奈良市美術館	名勝指定100周年記念奈良を観る～名勝・月ヶ瀬梅林～展
入江泰吉旧居	入江泰吉語り継ぐ
入江泰吉旧居	伝統行事と入江泰吉
入江泰吉旧居	入江泰吉さんぼみち
入江泰吉旧居	入江泰吉旧居で、はじめの一句
入江泰吉旧居	入江泰吉と万葉集
入江泰吉旧居	入江泰吉と奈良ゆかりの人々

自主事業

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高畑デジタル写真倶楽部
入江泰吉記念奈良市写真美術館	ワンポイントアドバイス
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高畑探検隊20
入江泰吉記念奈良市写真美術館	奈良県高等学校総合文化祭写真真部門展
名勝大乗院庭園文化館	二十四節気書画展
名勝大乗院庭園文化館	杉岡華邨書道パネル展
名勝大乗院庭園文化館	庭園関係資料展「描かれた大乗院庭園」
名勝大乗院庭園文化館	庭園関係資料展「発掘された庭園・つちに埋もれた古の庭」
名勝大乗院庭園文化館	ならまちわらべうたフェスタ(動画配信)
名勝大乗院庭園文化館	入江泰吉写真展「奈良大和路春夏秋冬」
名勝大乗院庭園文化館	奈良市美術館ミニ出張展示「名勝月ヶ瀬梅林と奈良公園」
奈良市音声館	ならまちわらべうた教室
奈良市音声館	出張わらべうた教室
奈良市音声館	奈良の民話普及事業
奈良市音声館	特別コンサート
奈良市音声館	子ども邦楽教室
奈良市音声館	日本の伝統文化を学ぼう

施設名	事業名
なら100年会館	斉藤和義コンサート
なら100年会館	SUPER BEAVERコンサート
なら100年会館	ソナーポケットコンサート
なら100年会館	Little Glee Monsterコンサート
なら100年会館	ブラザーズ5コンサート
なら100年会館	しまじろう夏コンサート
なら100年会館	仮面ライダースーパーライブ
なら100年会館	杉山清貴コンサート
なら100年会館	智内威雄コンサート
なら100年会館	Six Unlimited
なら100年会館	財津和夫＆姫野達也コンサート
なら100年会館	稲川淳二怪談ナイト
なら100年会館	高橋優コンサート
なら100年会館	ホセカレラスコンサート
なら100年会館	立川志らく落語会
なら100年会館	HIグランプリ
なら100年会館	布袋寅泰コンサート
なら100年会館	スターダストレビューコンサート
なら100年会館	なら市民フェスティバル
なら100年会館	石川さゆりコンサート
なら100年会館	ペリーグッドマンコンサート
なら100年会館	人形劇団クラルテ
なら100年会館	宮本浩次コンサート
なら100年会館	高嶋ちさ子コンサート
なら100年会館	THE ORAL CIGARETTESコンサート
なら100年会館	藤井フミヤコンサート
なら100年会館	中村勘九郎 中村七之助特別公演2022
なら100年会館	夏井いつき講演会
なら100年会館	なら100年会館ピアノ試弾会
なら100年会館	健康いきいき講座
奈良市ならまちセンター	ならまちいきいきフェスタ
奈良市ならまちセンター	ならまち落語会
奈良市ならまちセンター	ならまちコンサート
奈良市ならまちセンター	ならまち新春コンサート
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 劇団高円演劇練習
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 子どもおん祭
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 ならまち古文書講座
奈良市ならまちセンター	地域コミュニティ活性化事業 ピアノの名器を弾こう
奈良市西部会館市民ホール	桂ざこば一門会
奈良市西部会館市民ホール	学園前ホール オータム名曲コンサート
奈良市西部会館市民ホール	学園前ホール20周年＆西部公民館50周年事業
奈良市北部会館市民文化ホール	癒しのオータムコンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	邦楽コンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	明日へ輝くコンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	高の原音楽芸術協会演奏会(オンライン開催)
奈良市北部会館市民文化ホール	和楽器講座
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「手芸・ストレッチ編み」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「日本刺繍」
奈良市北部会館市民文化ホール	平城ニュータウン地区文化祭
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ピラティス」

施設名	事業名
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「整体リズムヨガ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「リズム元気体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「気功体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「フラダンス」(3講座)
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「高の原水彩画」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「和紙ちぎり絵」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ウォーキングエアロビクス」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「デューク式ウォーキング」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ヨガ」(2講座)
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「英会話」(2講座)
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ゆる体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「いすを使ってバランス運動」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ストレッチ体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「リラックスヨガ」
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道文化講座「松崎春川、中正の蒐集活動」「奈良教育大学と書道教育について」「佐伯華水先生を偲んで」
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道実技講座「カレンダーを書こう」
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道実技講座「かなの散らしを楽しむ」
奈良市杉岡華邨書道美術館	大乗院庭園文化館出張パネル展
奈良市杉岡華邨書道美術館	筆書き体験コーナー
奈良市杉岡華邨書道美術館	夏休み子どもクイズ
奈良市杉岡華邨書道美術館	ならまち年賀状コンクール
奈良市杉岡華邨書道美術館	関連物販販売事業
奈良市美術館	「仏教美術講座」
奈良市美術館	奈良の散歩道
奈良市美術館	展覧会関係グッズ販売
奈良市美術館	市民実技講座 親と子のやさしいアート体験
入江泰吉旧居	夏休み親子でピンホールカメラ教室
入江泰吉旧居	親子で体験！日光写真
入江泰吉旧居	大和路撮影考
入江泰吉旧居	入江泰吉の眼を歩く
入江泰吉旧居	入江泰吉の仏像を巡る
入江泰吉旧居	写真美術館出張・写真作品講評
入江泰吉旧居	写真美術館出張・作品解説

令和2年度

企画事業

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉「奈良。古色大和路」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	石川直樹展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	妹尾豊孝写真展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉「万葉集」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	マーク・ピアソンコレクション展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉写真「灯り」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	第四回入江泰吉記念奈良市写真賞作品展
名勝大乗院庭園文化館	第19回庭園講座
名勝大乗院庭園文化館	文化講演会「旧大乗院庭園の土器陶磁器」
奈良市西部会館市民ホール	学園前ホール ワンコインコンサート
奈良市西部会館市民ホール	岡田将 ショパンピアノコンサート
奈良市西部会館市民ホール	柳家権太楼・笑福亭松喬 東西落語名人会
奈良市西部会館市民ホール	中野振一郎チェンバロ・リサイタル

施設名	事業名
奈良市西部会館市民ホール	テレマン室内オーケストラ バロック音楽コンサート
奈良市西部会館市民ホール	新春初笑寄席
奈良市西部会館市民ホール	学園前ホール ワンコインコンサート
奈良市西部会館市民ホール	ならどっとFM MUSIC GLOW ラジオ収録コンサート
奈良市杉岡華邨書道美術館	春季企画展 近現代かな書の流れ④「現代かな書の展開」
奈良市杉岡華邨書道美術館	開館20周年記念展「奈良万葉の書」第1期～第4期
奈良市杉岡華邨書道美術館	館蔵品展「新春を彩った華邨のかな」
奈良市美術館	第39回市展なら
奈良市美術館	第39回奈良市美術家展
奈良市美術館	奈良市美術館活性化事業オープンミュージアムプロジェクトVol.2
奈良市美術館	奈良を観る～ならのシカと昆虫たち～
奈良市美術館	第17回奈良市児童生徒作品展
入江泰吉旧居	入江泰吉さんぼみち
入江泰吉旧居	入江旧居ではじめの一句
入江泰吉旧居	入江泰吉とゆかりの人々
入江泰吉旧居	歴史散策ツアー(水門町一高畑)

自主事業

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	ワンポイントアドバイス事業
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高畑探検隊19
入江泰吉記念奈良市写真美術館	奈良県高等学校総合文化祭写真部門展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	秋を撮ろう！撮影&好評会
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高校生の見た大和路作品展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	出張広報展示「万葉大和路」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高畑デジタル写真倶楽部
名勝大乗院庭園文化館	資料展「旧大乗院庭園の土器陶磁器」
名勝大乗院庭園文化館	二十四節気書画展
名勝大乗院庭園文化館	杉岡華邨書道パネル展「華邨が書く茂吉の世界」
名勝大乗院庭園文化館	ならまちわらべ歌フェスタ 動画配信
名勝大乗院庭園文化館	入江泰吉出張写真展
名勝大乗院庭園文化館	奈良市美術館出張展示
名勝大乗院庭園文化館	庭園関係資料展
奈良市音声館	わらべうた教室
奈良市音声館	出張わらべうた教室
奈良市音声館	奈良の民話普及事業
奈良市音声館	特別コンサート
奈良市音声館	子ども邦楽教室
奈良市音声館	日本の伝統文化を学ぼう
なら100年会館	しまじろうコンサート
なら100年会館	人形劇団クラルテ
なら100年会館	郷ひろみコンサート
なら100年会館	なら100年会館ピアノ試弾会
なら100年会館	flumpoolコンサート
なら100年会館	稲川淳二
なら100年会館	藤井フミヤコンサート
なら100年会館	なら100年会館子ども体操教室
なら100年会館	健康いきいき講座
なら100年会館	夜のクラシック大阪交響劇団
奈良市ならまちセンター	ならまち落語会
奈良市ならまちセンター	ならまち新春コンサート

施設名	事業名
奈良市ならまちセンター	コミュニティー活性化事業 高円公演
奈良市ならまちセンター	コミュニティー活性化事業 南都落語会
奈良市ならまちセンター	コミュニティー活性化事業 子どもおん祭り
奈良市西部会館市民ホール	桂吉弥独演会
奈良市西部会館市民ホール	ならどっとFM MUSIC GLOW ラジオ収録コンサート
奈良市西部会館市民ホール	がくえんまえサロン
奈良市西部会館市民ホール	ならどっとFM MUSIC GLOW 特別企画ラジオ収録コンサート
奈良市西部会館市民ホール	奈良フィルハーモニー室内楽団スペシャルセレクトサマーコンサート
奈良市西部会館市民ホール	帝塚山大学特別公開講座
奈良市西部会館市民ホール	正倉院講座
奈良市西部会館市民ホール	スタンウェイピアノ演奏体験
奈良市北部会館市民文化ホール	ピアノコンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	邦楽コンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	明日へ輝くコンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	和楽器講座
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「手芸・ストレッチ編み」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「日本刺繍」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「整体リズムヨガ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「リズム元気体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「気功体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ピラティス」
奈良市北部会館市民文化ホール	平城ニュータウン地区文化祭
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「リラックスヨガ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「フラダンス」(3講座)
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「高の原水彩画」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「ウォーキングエアロビクス」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「デューク式ウォーキング」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ヨガ」(2講座)
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「英会話」(2講座)
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ゆる体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「座式ストレッチング」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「和紙ちぎり絵」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ストレッチ体操」
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道実技講座「年賀状の書き方」「かなの散らしを楽しむ」
奈良市杉岡華邨書道美術館	調査研究事業 筆書き体験コーナー
奈良市杉岡華邨書道美術館	調査研究事業 出張パネル展
奈良市美術館	仏教美術講座
奈良市美術館	奈良の散歩道
奈良市美術館	展覧会関連グッズ販売
入江泰吉旧居	大和路撮影考
入江泰吉旧居	入江泰吉の眼を歩く
入江泰吉旧居	入江泰吉と仏像を巡る
入江泰吉旧居	写真美術館出張・写真作品講評
入江泰吉旧居	写真美術館出張作品解説

令和元年度

企画事業

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉「祈り」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	瀬戸正人「旅しないカメラ」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉「はな」展

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	石内都「布の来歴—ひろしまから」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉「道」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	尾中浩二「Faraway boat」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	百々新「WHITE MAP- On the Silk Road-」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	入江泰吉「ほとけさま」展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	鬼海弘雄「PERSONA 最終章」展
名勝大乗院庭園文化館	湖国と奈良とジョイントコンサート
名勝大乗院庭園文化館	第3回フルートコンサート
名勝大乗院庭園文化館	第17,18庭園講座「日本庭園の現場から・庭木その1」
名勝大乗院庭園文化館	庭園観賞お茶席
名勝大乗院庭園文化館	燈花会
名勝大乗院庭園文化館	燈花会お茶会
名勝大乗院庭園文化館	第7回庭園研究講座「昭和の作庭記」
名勝大乗院庭園文化館	文化サロン「土器陶磁器」講演会・資料展
なら100年会館	奈良の文化芸術の地産地消 奈良の魅力再発見 能楽普及事業
なら100年会館	奈良の文化芸術の地産地消 奈良の魅力再発見 能楽みどころ講座
なら100年会館	奈良の文化芸術の地産地消 万葉オペララボ事業（まちなか万葉劇場・オペラ魅力探訪）
なら100年会館	地域貢献・交流事業 奈良アート・クラフトフェア2019
なら100年会館	地域貢献・交流事業 なら100燈花会広場（燈花会、夏休み映画会）
なら100年会館	文化の絆で奈良を結ぶ なら100朗読コンサート「音×朗読×絵」～令和に贈る、美しい響き～
なら100年会館	文化の絆で奈良を結ぶ "なら100"クリスマスコンサート with Osaka shion Wind Orchestra
なら100年会館	文化の絆で奈良を結ぶ こども未来プロジェクト 親子コンサート&楽器体験
なら100年会館	文化の絆で奈良を結ぶ なら100ふれあいコンサート ～バリアフリーコンサート～
なら100年会館	文化の絆で奈良を結ぶ アウトリーチ事業
なら100年会館	地域貢献・交流事業 第5回なら100コーラスフェスティバル
なら100年会館	なら100年会館ピアノ試弾会
なら100年会館	地域貢献・交流事業（各種教室・健康講座・ワークショップ）
なら100年会館	万葉オペラ研鑽事業（薬師寺伎楽公演「万葉オペラ・ラボスタジオによる音楽の贈り物」公演）
なら100年会館	第40回なら100年会館こども人形劇場
なら100年会館	若手演奏家育成事業 第3回ウーヴェルチュールコンサート
なら100年会館	しまじろうコンサート
なら100年会館	なら楽人の会コンサート
なら100年会館	人形劇団クラルテ公演
なら100年会館	よちよちコンサート～親子で楽しむ～
なら100年会館	なら100年会館こどもコーラス教室
奈良市ならまちセンター	ならまち篝火コンサート
奈良市ならまちセンター	芝生広場活用プロジェクト ならまちBOOK&CAFÉ
奈良市ならまちセンター	芝生広場活用プロジェクト グリーンマウンテンカレッジ
奈良市ならまちセンター	芝生広場活用プロジェクト ならのうまいものフェスタ
奈良市ならまちセンター	芝生広場活用プロジェクト ならまちハワイアンフェスタ
奈良市杉岡華邨書道美術館	冬季館蔵品展 華邨の書—新収蔵作品特別展—
奈良市杉岡華邨書道美術館	春季企画展「謙慎の書⑤殿村藍田ゆかりの書家」展
奈良市杉岡華邨書道美術館	夏季館蔵品展 新元号「令和」記念 —華邨が書く万葉の世界—
奈良市杉岡華邨書道美術館	秋季企画展 成田山書道美術館コレクション 明治150年の書道
奈良市美術館	奈良を観る ～なら観光記展～
奈良市美術館	第38回 奈良市美術家展
奈良市美術館	奈良市児童生徒作品展
奈良市美術館	現代芸術子どもワークショップ奈良市美術館活性化事業
奈良市美術館	第38回 市展「なら」

自主事業

施設名	
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高畑デジタル写真倶楽部

施設名	事業名
入江泰吉記念奈良市写真美術館	写真の撮りかたワンポイントアドバイス
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高畑探検隊18
入江泰吉記念奈良市写真美術館	奈良県高等学校総合文化祭 写真部門展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	高校生の見た奈良大和路作品展
入江泰吉記念奈良市写真美術館	物販等事業(ショップ販売)
名勝大乗院庭園文化館	二十四節季書画展
名勝大乗院庭園文化館	みどり会お茶会 (ならまち振興事業部門共催)
名勝大乗院庭園文化館	「描かれた大乗院庭園」資料展
名勝大乗院庭園文化館	「大乗院庭園の保存のあゆみ」資料展
名勝大乗院庭園文化館	「パネルで見る 万葉と華邸のかな書」
名勝大乗院庭園文化館	「発掘された庭園―土に埋もれた古の庭」資料展(再)
名勝大乗院庭園文化館	親月の夕べ お茶席同時開催
名勝大乗院庭園文化館	ならまちわらべうたフェスタ参加「宝引き、風車」作り体験
名勝大乗院庭園文化館	入江泰吉出張展示「大和の道」
名勝大乗院庭園文化館	奈良市美術館・ミニ出張展示「なら観光記展」
奈良市音声館	ならまちわらべうた教室
奈良市音声館	出張わらべうた教室
奈良市音声館	奈良の民話普及事業
奈良市音声館	特別コンサート
奈良市音声館	子ども邦楽教室
奈良市音声館	エントランスギャラリー
奈良市音声館	エントランスコンサート
奈良市音声館	日本の伝統文化を学ぼう
なら100年会館	だいすけお兄さんの世界迷作劇場 2018-2019
なら100年会館	市川海老蔵 古典への誘い
なら100年会館	まほろば映画祭
なら100年会館	ラジオ公開収録コンサート MUSIC GLOW Public Rcoring Concert
なら100年会館	ゴールデンボンバー全国ツアー2019「地方民について本気出して考えてみた～4年以上行ってない県ツアー」
なら100年会館	斎藤和義 弾き語りツアー2019 “Time in the Garage”
なら100年会館	横原敬之 2019年全国ツアー
なら100年会館	くぼゆりか おたんじょうびかい
なら100年会館	スターダスト☆レビュー ライブツアー「還暦少年」
なら100年会館	工藤静香Acoustic Live Tour 2019 POP IN 私とピアノ～Deep Breath～
なら100年会館	ユニコーン100周年ツアー“百が如く”
なら100年会館	Osaka shion Wind Orchestra ドラゴンクエストコンサートin奈良
なら100年会館	MAKI OHGURO MUSCLE TOUR 2019
なら100年会館	flumpool 9th tour 2019「Command Shift Z」
なら100年会館	華麗なるクラシックバレエ・ハイライト ～ロシア4大バレエ劇場の競演～
なら100年会館	劇団四季ファミリーミュージカル「はだかの王様」
なら100年会館	仮面ライダースーパーライブ2019
なら100年会館	杉山清貴 acoustic solo tour 2019
なら100年会館	出前GACHI037～奈良場所 浜崎貴司vs田島貴男
なら100年会館	プラスト！ミュージック・オブ・ディズニー 2019
なら100年会館	TOSHIKI KADOMATSU SPECIAL LIVE TOUR 秋の旅情サスペンス「お前と俺」vol.3
なら100年会館	劇団四季ミュージカル「エビータ」
なら100年会館	Hiromi Go Concert tour 2019
なら100年会館	日医工presents 葉加瀬太郎コンサートツアー2019「Dal Segno～Story of My Life」

施設名	事業名
なら100年会館	公共ホール音楽活性化事業 酒井有紗ピアノソロリサイタル
なら100年会館	第11回なら100年会館 落語会
なら100年会館	フジコヘミングコンサート
なら100年会館	ナオト・インティライミ TOUR 2019～新しい時代の幕開けだ！パンダ、ダンサー、全部入り！欲しかったんでしょ？この感じ～
なら100年会館	ゴスペラーズ坂ツアー2019～2020“G25”
なら100年会館	谷山浩子コンサート ～奈良でオールリクエスト～
なら100年会館	「目の健康講座」と近藤嘉宏ピアノ演奏会
奈良市ならまちセンター	ならまち落語会
奈良市ならまちセンター	ならまちジャズピアノコンサート
奈良市ならまちセンター	ならまち謎解きラリー&ボードゲーム
奈良市ならまちセンター	ならまち邦楽コンサート
奈良市ならまちセンター	親子で楽しめるならまちクリスマスコンサート
奈良市ならまちセンター	夏休みならまち子供和裁教室
奈良市ならまちセンター	ならまちシアター（映画上映会）
奈良市ならまちセンター	劇団高円定期公演「ヤマトタケル～飛翔編～」
奈良市ならまちセンター	劇団高円 芝居練習
奈良市ならまちセンター	南都落語会
奈良市ならまちセンター	子どもおん祭
奈良市ならまちセンター	絵本ギャラリー IN 奈良
奈良市ならまちセンター	世界遺産講座・ならまちナイトスクーリング
奈良市ならまちセンター	奈良町歴史講座
奈良市西部会館市民ホール	桂ざこば一門会
奈良市西部会館市民ホール	和楽器ユニットおとぎ「風雅草紙コンサート」
奈良市西部会館市民ホール	松本梨香 学園前スペシャルライブ
奈良市西部会館市民ホール	Music Glow Public Recording Concert ～リスト国際コンクール覇者 岡田将氏を迎えて～
奈良市西部会館市民ホール	わたしの弟 ～ウォルフガング・アマデウス・モーツァルトの姉に生まれて～
奈良市西部会館市民ホール	地域連携事業「せいぶ市民カレッジ」
奈良市西部会館市民ホール	スタインウェイ・ピアノ体験演奏会
奈良市西部会館市民ホール	加羽沢美濃 ピアノ・ファンタジー Part II
奈良市西部会館市民ホール	奈良フィルハーモニー管弦楽団スペシャルセレクト オータムコンサート
奈良市西部会館市民ホール	地域連携事業「帝塚山大学特別公開講座」
奈良市西部会館市民ホール	桂南光独演会
奈良市西部会館市民ホール	Music Glow Public Recording Concert ～世界のチェンバロ奏者 中野振一郎氏を迎えて～
奈良市西部会館市民ホール	地域連携事業「奈良市西部地域文化祭」
奈良市西部会館市民ホール	地域連携事業「正倉院特別講座」
奈良市西部会館市民ホール	学園前アートフェスタ2019at学園前ホール
奈良市西部会館市民ホール	言の葉うた語り「深野物語」
奈良市西部会館市民ホール	ワンコイン・コンサート
奈良市西部会館市民ホール	延原武春&テレマン室内オーケストラ「バロック音楽コンサート」
奈良市西部会館市民ホール	山田姉妹ソプラノデュオコンサート with 奈良女子大附属小学校のびてゆく合唱団
奈良市北部会館市民文化ホール	癒しのオータムコンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	キッズスペシャル こども体操教室
奈良市北部会館市民文化ホール	わはは元気コーラス教室
奈良市北部会館市民文化ホール	高の原コーラス①みんなで歌を楽しもう
奈良市北部会館市民文化ホール	ピアノコンサート（共催）姫野真紀1コインコンサート
奈良市北部会館市民文化ホール	邦楽コンサート（共催）山口朋子 絲の詩
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「親子・キッズ・ジュニアキッズピクス」
奈良市北部会館市民文化ホール	高の原音楽芸術協会演奏会
奈良市北部会館市民文化ホール	高の原カルチャーサロン奈良大学公開講座
奈良市北部会館市民文化ホール	和楽器講座「琴・三味線・尺八」

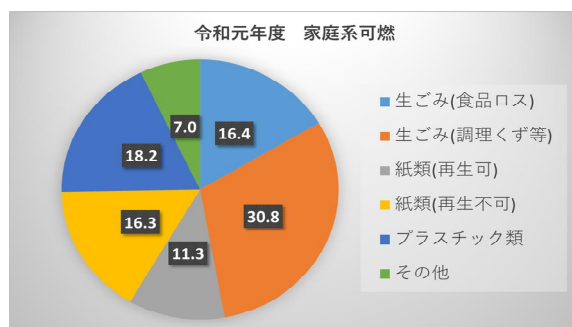
施設名	事業名
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「手芸・ストレッチ編み」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「日本刺繍」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「整体リズムヨガ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「リズム元気体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「気功体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ピラティス」
奈良市北部会館市民文化ホール	平城ニュータウン地区文化祭
奈良市北部会館市民文化ホール	青少年のための会議「ロボット製作を通じての小中学生の集い」
奈良市北部会館市民文化ホール	神功音楽祭
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「リラックスヨガ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「フラダンス」(3講座)
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「高の原水彩画」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「ウォーキングエアロビクス」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「デューク式ウォーキング」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ハワイアンフラ」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ヨガ」(2講座)
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「英会話」(2講座)
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ゆる体操」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「KINKOU座敷ストレッチング」
奈良市北部会館市民文化ホール	文化講座「和紙ちぎり絵」
奈良市北部会館市民文化ホール	健康講座「ストレッチ体操」
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道文化講座「藍田先生を偲んで」
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道文化講座「万葉人の奈良」
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道文化講座「成田山書道美術館のコレクションについて」
奈良市杉岡華邨書道美術館	書道実技講座「年賀状の書き方」
奈良市杉岡華邨書道美術館	筆書き体験コーナー
奈良市杉岡華邨書道美術館	出張パネル展「パネルで見る 万葉と華邨のかな書」
奈良市杉岡華邨書道美術館	関連物販売事業
奈良市美術館	市民実技講座 親と子のやさしいアート体験
奈良市美術館	第38回 市民実技講座作品展
奈良市美術館	奈良の散歩道
入江泰吉旧居	大和路撮影考
入江泰吉旧居	写真美術館による出張作品解説
入江泰吉旧居	入江泰吉さんぼみち
入江泰吉旧居	旧居で、はじめの一句
入江泰吉旧居	入江泰吉を語り継ぐ
入江泰吉旧居	今昔写真ツアー
入江泰吉旧居	入江泰吉と奈良ゆかりの人々
入江泰吉旧居	タペの集い～蛸鑑賞～
入江泰吉旧居	夜景の撮り方のワンポイントアドバイス
入江泰吉旧居	入江泰吉と万葉集
入江泰吉旧居	親子で作るピンホールカメラ教室
入江泰吉旧居	暗室体験～ピンホールカメラ
入江泰吉旧居	抹茶でひとやすみ
入江泰吉旧居	撮影会・講評
入江泰吉旧居	入江泰吉の仏像を巡る
入江泰吉旧居	お正月福引き
入江泰吉旧居	伝統行事と入江泰吉

47.家庭系ごみの組成分析がわかるもの(過去5年分)及び事業系ごみの組成分析がわかるもの

環境部 廃棄物対策課

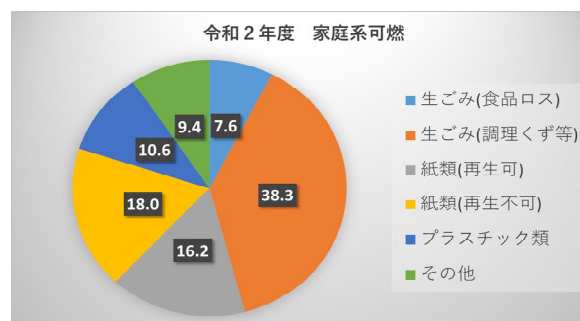
令和元年度家庭系可燃 重量比(%)

生ごみ(食品ロス)	16.4
生ごみ(調理くず等)	30.8
紙類(再生可)	11.3
紙類(再生不可)	16.3
プラスチック類	18.2
その他	7.0



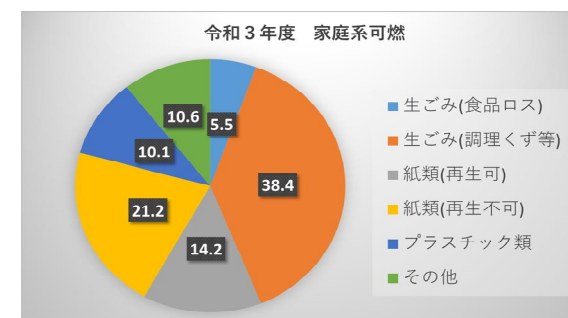
令和2年度家庭系可燃 重量比(%)

生ごみ(食品ロス)	7.6
生ごみ(調理くず等)	38.3
紙類(再生可)	16.2
紙類(再生不可)	18.0
プラスチック類	10.6
その他	9.4



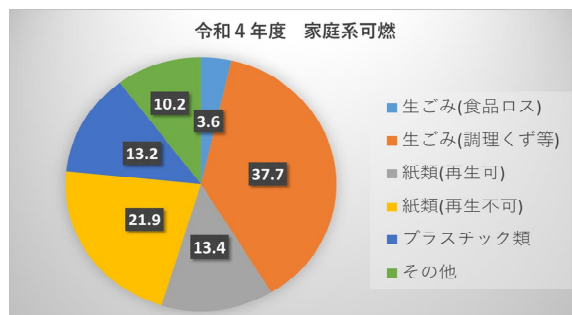
令和3年度家庭系可燃 重量比(%)

生ごみ(食品ロス)	5.5
生ごみ(調理くず等)	38.4
紙類(再生可)	14.2
紙類(再生不可)	21.2
プラスチック類	10.1
その他	10.6



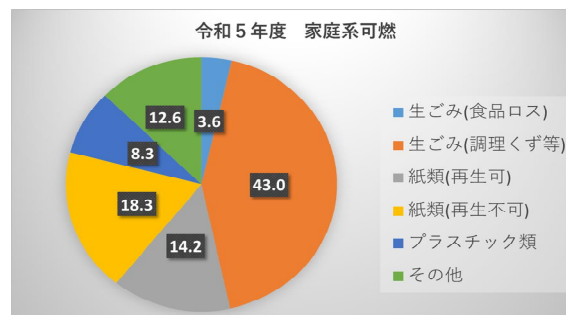
令和4年度家庭系可燃 重量比(%)

生ごみ(食品ロス)	3.6
生ごみ(調理くず等)	37.7
紙類(再生可)	13.4
紙類(再生不可)	21.9
プラスチック類	13.2
その他	10.2



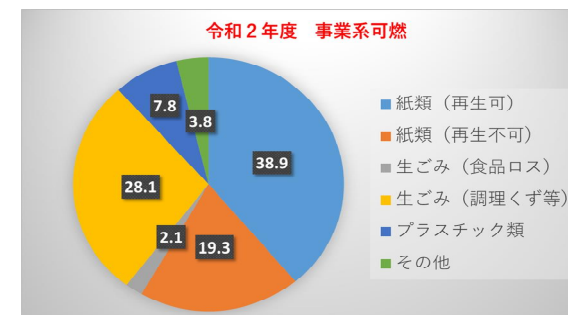
令和5年度家庭系可燃 重量比(%)

生ごみ(食品ロス)	3.6
生ごみ(調理くず等)	43.0
紙類(再生可)	14.2
紙類(再生不可)	18.3
プラスチック類	8.3
その他	12.6



令和2年度事業系可燃 重量比(%)

紙類(再生可)	38.9
紙類(再生不可)	19.3
生ごみ(食品ロス)	2.1
生ごみ(調理くず等)	28.1
プラスチック類	7.8
その他	3.8



48. プラスチック製容器包装の回収量と再商品化事業者に引き渡された量とその割合がわかるもの（過去5年分）

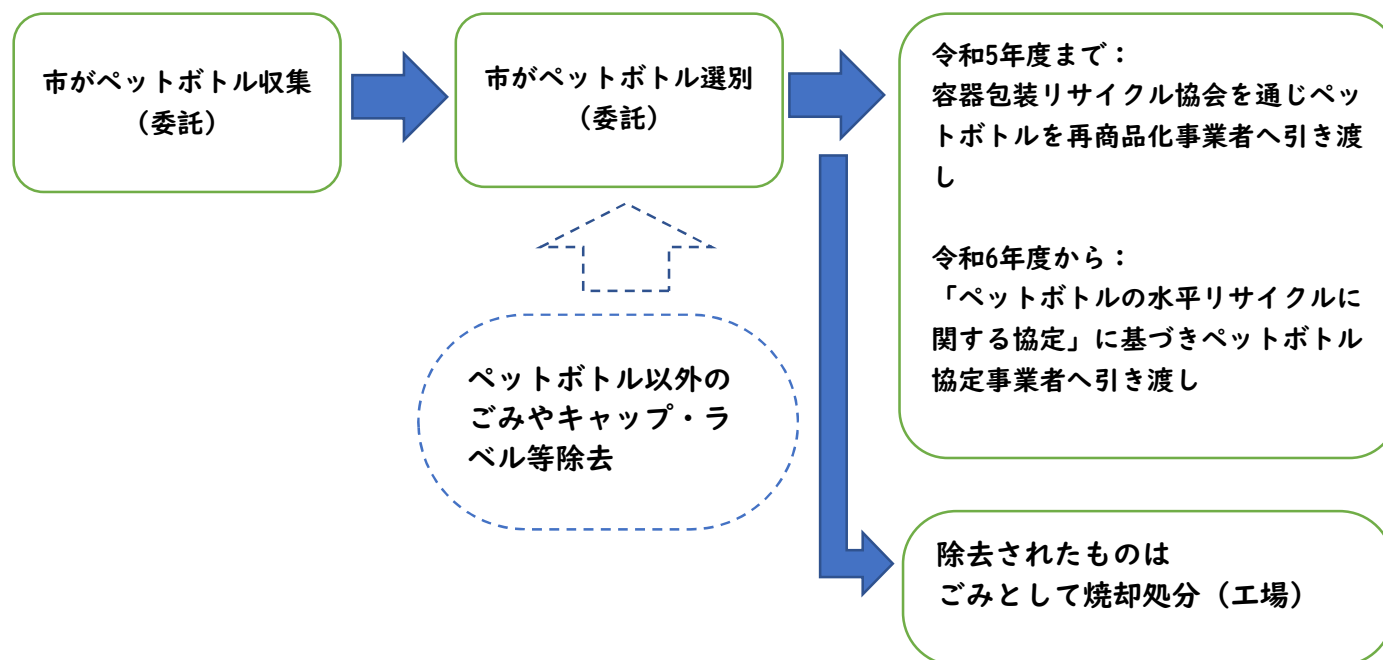
環境部 廃棄物対策課

年度	回収量 (t) A	再商品化事業者に 引き渡された量 (t) B	割合 (%) B/A
令和元年度	4,133.06	3,272.56	79.2
令和2年度	4,293.48	3,366.82	78.4
令和3年度	4,220.84	3,381.80	80.1
令和4年度	4,123.98	3,383.71	82.0
令和5年度	3,969.43	3,239.74	81.6

49. 再商品化事業者へ引き渡されたペットボトルの量（過去5年分）とその流れがわかるもの

環境部 廃棄物対策課

年度	引渡量(t)
令和元年度	453.7
令和2年度	484.7
令和3年度	488.8
令和4年度	493.3
令和5年度	463.1



50.奈良市のリサイクル率及び中核市比較（過去5年分）

環境部廃棄物対策課

平成30年度

順番	地方公共団体名	リサイクル率（％）
1	福山市	44.2
2	下関市	39.8
3	八王子市	33.9
4	横須賀市	31.8
5	豊橋市	29.9
6	松江市	27.7
7	長野市	25.7
8	鳥取市	24.4
9	富山市	24.4
10	秋田市	23.1
11	川越市	22.8
12	久留米市	22.6
13	川口市	22.5
14	いわき市	22.4
15	旭川市	22.2
16	船橋市	21.1
17	前橋市	20.7
18	奈良市	20.2
19	松山市	20.1
20	柏市	20.0
21	枚方市	19.9
22	豊田市	19.8
23	大分市	19.5
24	岡崎市	19.4
25	高松市	18.3
26	越谷市	17.4
27	高知市	17.4
28	盛岡市	16.2
29	姫路市	16.1
30	大津市	15.7
31	那覇市	15.4
32	宇都宮市	15.1
33	函館市	15.1
34	青森市	14.9
35	八尾市	14.8
36	豊中市	14.8
37	西宮市	14.7
38	宮崎市	14.4
39	呉市	14.2
40	長崎市	14.0
41	鹿児島市	13.6
42	尼崎市	13.5
43	金沢市	13.3
44	八戸市	13.3
45	高槻市	12.8
46	高崎市	12.7
47	岐阜市	12.1
48	明石市	11.9
49	佐世保市	11.9
50	郡山市	9.8
51	東大阪市	9.7
52	福島市	9.3
53	倉敷市	8.2
54	和歌山市	6.6

令和元年度

順番	地方公共団体名	リサイクル率（％）
1	倉敷市	46.0
2	福山市	43.3
3	下関市	39.3
4	八王子市	33.9
5	横須賀市	31.2
6	豊橋市	27.2
7	長野市	27.2
8	松江市	26.9
9	鳥取市	23.6
10	川越市	23.3
11	富山市	23.1
12	秋田市	22.8
13	川口市	22.4
14	いわき市	22.3
15	久留米市	21.9
16	船橋市	21.5
17	旭川市	21.3
18	寝屋川市	21.3
19	豊田市	20.9
20	奈良市	20.7
21	前橋市	20.0
22	枚方市	19.6
23	岡崎市	19.5
24	山形市	19.3
25	大分市	19.2
26	柏市	19.1
27	甲府市	19.1
28	松山市	18.9
29	佐世保市	18.0
30	高知市	17.7
31	越谷市	17.7
32	高松市	17.4
33	那覇市	17.1
34	大津市	15.7
35	盛岡市	15.6
36	宮崎市	15.3
37	姫路市	15.1
38	宇都宮市	15.0
39	豊中市	14.7
40	青森市	14.7
41	函館市	14.6
42	呉市	14.0
43	八尾市	13.7
44	西宮市	13.5
45	長崎市	13.4
46	金沢市	13.3
47	高槻市	13.1
48	鹿児島市	12.7
49	八戸市	12.7
50	尼崎市	12.6
51	高崎市	12.1
52	福井市	11.7
53	岐阜市	11.6
54	福島市	10.1
55	明石市	9.9
56	郡山市	9.5
57	東大阪市	9.3
58	和歌山市	6.8

令和2年度

順番	地方公共団体名	リサイクル率（％）
1	倉敷市	44.3
2	福山市	43.5
3	下関市	38.4
4	八王子市	34.7
5	横須賀市	33.8
6	長野市	28.9
7	松江市	27.9
8	豊橋市	25.8
9	川口市	23.4
10	いわき市	23.3
11	川越市	23.0
12	鳥取市	22.9
13	船橋市	22.9
14	久留米市	22.9
15	秋田市	22.1
16	富山市	22.0
17	寝屋川市	21.2
18	奈良市	21.1
19	旭川市	20.8
20	柏市	20.3
21	那覇市	19.7
22	豊田市	19.6
23	松山市	19.4
24	枚方市	19.3
25	大分市	19.3
26	前橋市	19.0
27	甲府市	19.0
28	岡崎市	18.8
29	山形市	18.7
30	高知市	18.2
31	高松市	18.2
32	越谷市	17.8
33	佐世保市	17.3
34	姫路市	15.7
35	盛岡市	15.7
36	豊中市	15.6
37	大津市	15.3
38	宮崎市	15.2
39	宇都宮市	15.0
40	函館市	14.5
41	青森市	14.3
42	西宮市	13.9
43	長崎市	13.2
44	高槻市	13.1
45	八尾市	13.1
46	呉市	13.1
47	鹿児島市	13.1
48	八戸市	12.7
49	金沢市	12.7
50	尼崎市	12.3
51	福井市	11.9
52	高崎市	11.4
53	岐阜市	11.8
54	郡山市	10.1
55	福島市	10.1
56	明石市	9.6
57	東大阪市	9.3
58	和歌山市	8.9

令和3年度

順番	地方公共団体名	リサイクル率（％）
1	倉敷市	43.5
2	福山市	43.4
3	下関市	38.4
4	八王子市	34.6
5	横須賀市	33.3
6	長野市	28.3
7	松江市	26.5
8	いわき市	24.5
9	豊橋市	23.5
10	鳥取市	23.0
11	川口市	23.0
12	船橋市	22.7
13	久留米市	21.8
14	川越市	21.6
15	富山市	21.4
16	寝屋川市	21.3
17	旭川市	21.1
18	秋田市	21.1
19	奈良市	20.8
20	水戸市	20.3
21	柏市	19.8
22	枚方市	19.0
23	前橋市	19.0
24	大分市	18.9
25	松山市	18.6
26	山形市	18.4
27	甲府市	18.3
28	豊田市	18.2
29	高松市	18.0
30	岡崎市	17.9
31	高知市	17.7
32	佐世保市	17.3
33	那覇市	17.1
34	越谷市	16.6
35	豊中市	15.8
36	吹田市	15.7
37	盛岡市	15.6
38	姫路市	15.6
39	宇都宮市	15.3
40	宮崎市	15.2
41	大津市	15.2
42	函館市	15.0
43	青森市	14.4
44	呉市	14.4
45	西宮市	13.9
46	高槻市	13.3
47	鹿児島市	13.1
48	金沢市	13.1
49	長崎市	13.0
50	尼崎市	12.8
51	八尾市	12.6
52	八戸市	12.2
53	長崎市	11.8
54	高崎市	11.2
55	岐阜市	10.8
56	福島市	10.2
57	郡山市	9.9
58	東大阪市	9.1
59	明石市	9.0
60	和歌山市	8.5

令和4年度

順番	地方公共団体名	リサイクル率（％）
1	倉敷市	44.1
2	福山市	44.0
3	八王子市	33.8
4	横須賀市	32.5
5	長野市	27.4
6	水戸市	26.3
7	松江市	25.7
8	豊橋市	23.4
9	川口市	22.8
10	いわき市	22.7
11	鳥取市	22.7
12	船橋市	21.9
13	下関市	21.6
14	川越市	21.6
15	久留米市	21.5
16	奈良市	21.3
17	富山市	21.2
18	寝屋川市	20.8
19	旭川市	20.8
20	秋田市	20.6
21	松本市	19.3
22	柏市	19.3
23	枚方市	18.8
24	松山市	18.6
25	前橋市	18.4
26	那覇市	18.3
27	大分市	18.1
28	山形市	18.0
29	高松市	17.9
30	岡崎市	17.9
31	高知市	17.6
32	豊田市	17.5
33	甲府市	17.4
34	吹田市	17.1
35	越谷市	16.3
36	佐世保市	16.3
37	西宮市	15.5
38	豊中市	15.5
39	函館市	15.4
40	盛岡市	15.4
41	宇都宮市	15.2
42	宮崎市	14.6
43	姫路市	14.5
44	大津市	14.1
45	一宮市	13.9
46	青森市	13.8
47	呉市	13.5
48	岐阜市	13.5
49	高槻市	13.2
50	八尾市	13.2
51	鹿児島市	13.0
52	金沢市	12.8
53	長崎市	12.7
54	尼崎市	12.3
55	八戸市	11.6
56	福井市	11.5
57	高崎市	10.9
58	福島市	10.1
59	郡山市	9.3
60	東大阪市	8.9
61	明石市	8.9
62	和歌山市	8.3

51.環境部における民間委託と会計年度任用職員、再任用職員及び定年延長職員の職員数、業務内容と率がわかるもの(過去5年分)

環境部 環境政策課

①令和6年度におけるごみ処理・収集業務に係る民間委託の状況【実施予定含む】

所属	契約名	業務内容
廃棄物対策課	プラスチック製容器包装減容処理業務委託	家庭から出たプラスチック製容器包装を再生利用するため、収集したものの中から異物を取り除き、一定の大きさのかたまりに圧縮する業務を委託している
	食品残渣及び草木類たい肥化事業業務委託	環境清美工場の焼却炉の負担軽減等のため、市立学校園から発生する給食残渣と町内清掃等で集められた草木類を堆肥化する業務を委託している
	使用済小型電子機器等収集運搬業務委託	市内の公共施設等に設置している小型家電回収ボックスから回収した使用済み小型電子機器と環境清美センターへ持ち込まれた燃やせないごみからピックアップした家電製品の再資源化業務を委託している
	再生資源収集運搬業務委託 (市街地・東部地域)	再生資源(ガラスびん・缶・ペットボトル・飲料用紙パック)の収集運搬業務を委託している
	不燃物(石綿含有物)処理業務委託	アスベスト含有物の処理に関する業務を委託している(本市の処理施設では適正な処理ができないため)
	環境清美センター内再生資源回収コーナー再生資源分別運搬業務委託	環境清美センターにて回収した再生資源(ガラスびん・缶・ペットボトル・飲料用紙パック)の分別及び運搬業務を委託している
	再生資源選別及び処理等業務委託	再生資源(ガラスびん)のリサイクルを行うための選別及び中間処理を委託している
	再生資源選別及び処理等業務委託	再生資源(缶・ペットボトル・飲料用紙パック)及び古紙・古布のリサイクルを行うための選別及び中間処理を委託している
	再生資源の再商品化業務委託	再生資源(ガラスびん)の再商品化に関する処理を、国の指定法人に委託している
	陶磁器製及びガラス製食器類のリサイクル業務	回収した陶磁器製及びガラス製食器類の再商品化に関する業務を委託している

所属	契約名	業務内容
収集課	奈良市市街地家庭系ごみ収集運搬業務委託	家庭系ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装)の収集運搬業務を委託している
	奈良市中高層住宅等家庭系ごみ収集運搬業務委託	家庭系ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装)及び在宅医療廃棄物(プラマークのついたものに限る)の収集運搬業務を委託している
	奈良市月ヶ瀬・都祁・東部地域・精華地区等家庭系ごみ収集運搬業務委託	家庭系ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装)の収集運搬業務を委託している
	奈良市家庭系ごみ収集運搬業務委託	家庭系ごみ(燃やせるごみ・燃やせないごみ・プラスチック製容器包装)の収集運搬業務を委託している
土地改良 清美事務所	濃縮塩運搬処理業務委託	一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設から発生する濃縮塩の回収運搬処理業務を委託している
	カルシウム汚泥運搬処理業務委託	一般廃棄物最終処分場浸出水処理施設内に設置されている脱塩設備より排出されるカルシウム汚泥の運搬処理業務を委託している
環境清美工場	奈良市不燃ごみ等処理業務委託	奈良市環境清美工場に搬入された不燃ごみ等の積込み、運搬及び処分を委託する(令和6年10月開始予定)
	水銀含有廃棄物処分委託	使用済み乾電池・蛍光灯等の収集運搬・処理処分を委託している
	ばいじん処理物運搬業務委託	環境清美工場より発生したばいじん処理物を10トンダンプトラック車に積載し大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬を委託している
	焼却灰(非鉄)運搬業務委託	環境清美工場より発生した焼却灰(非鉄)を10トンダンプトラック車に積載し大阪湾広域臨海環境整備センター堺基地への運搬を委託している
	一般廃棄物埋立処分委託	奈良市から排出される一般廃棄物(焼却灰・ばいじん処理物)の埋立処分を委託している
まち美化 推進課	奈良市東部地域等大型・有害ごみ収集運搬業務委託	東部山間部地域及び都市再生機構管理の団地などの指定区域において、大型・有害ごみの収集業務を委託している
	町内清掃及び不法投棄一般廃棄物収集運搬業務委託	東部山間部地域において、町内清掃ごみおよび不法投棄物の収集運搬業務を委託している
	公衆便所産業廃棄物収集・運搬業務委託	公衆トイレ(近鉄奈良駅前、新大宮駅前、大和西大寺駅南口)清掃で発生した、ごみの収集・運搬業務を委託している

②直近5年間の係別の職員数推移(現業職に限る)

単位:人

所属	上段:係名 下段:業務内容	任用区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
廃棄物対策課	衛生浄化センター 肥料の無料配布における事務等	正規職員	1	100%	1	100%	1	100%	1	100%	1	100%
		定年延長	—		—		—		—			0%
		再任用		0%		0%		0%		0%		0%
		会計年度		0%		0%		0%		0%		0%
旧リサイクル 推進課	管理職	正規職員	2		2		2					
		定年延長	—		—		—					
	収集再生第一係 再生資源の収集運搬業務	正規職員	19		15		21					
		定年延長	—		—		—					
		再任用										
		会計年度	9		8		8					
	収集再生第二係 再生資源の収集運搬業務	正規職員	19		17							
		定年延長	—		—		—					
		再任用										
		会計年度	9		8							
	課合計	正規職員	40	69%	34	68%	23	74%				
		定年延長	—		—		—					
		再任用	0	0%	0	0%	0	0%				
		会計年度	18	31%	16	32%	8	26%				
収集課	管理職	正規職員	3		3		3		2		2	
		定年延長	—		—		—		—			
	総務係 一般廃棄物の収集・運搬の企画及び 調査に関する業務	正規職員	6		2		2		2		2	
		定年延長	—		—		—		—		1	
		再任用							2			
		会計年度									2	
	車両係 収集車両の維持管理	正規職員	2		1		1		2		1	
		定年延長	—		—		—		—			
		再任用	1		1		1		1		1	
		会計年度										
	作業第一～五係(-R4) 作業第一～四係(R5-) 家庭系ごみの収集運搬業務	正規職員	64		61		56		53		52	
		定年延長	—		—		—		—			
		再任用										
		会計年度	23		24		23		21		22	
	課合計	正規職員	75	76%	67	73%	62	72%	59	71%	57	69%
		定年延長	—		—		—		—		1	1%
		再任用	1	1%	1	1%	1	1%	3	4%	1	1%
		会計年度	23	23%	24	26%	23	27%	21	25%	24	29%

令和5年度において再生資源
収集運搬業務を100%外部委託
管理事務は廃棄物対策課へ引継

所属	上段:係名 下段:業務内容	任用区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
まち美化 推進課	管理職	正規職員	2		2		2		2		2	
		定年延長	—		—		—		—			
	町内清掃係	正規職員	8		7		12		10		9	
		定年延長	—		—		—		—			
	市民の自主的な町内清掃と不法投棄 ごみの収集運搬	再任用	2		4		2		6		6	
		会計年度	6		7							
	大型ごみ収集係	正規職員	9		10		14		19		15	
		定年延長	—		—		—		—		4	
		再任用	15		18		21		12		8	
	家庭系大型ごみの収集運搬	会計年度	7		8		9		6		6	
	循環型社会推進係	正規職員							8		8	
		定年延長	—		—		—		—		2	
再任用								3		5		
給食残さ及び草木類によるたい肥の 生成に関する業務	会計年度											
管理係(R4) 総務係(R5-)	正規職員						1		1		1	
	定年延長	—		—		—		—				
	再任用											
収集車両の運用管理	会計年度											
課合計		正規職員	19	39%	19	34%	29	48%	40	60%	35	53%
		定年延長	—		—		—		—		6	9%
		再任用	17	35%	22	39%	23	38%	21	31%	19	29%
		会計年度	13	26%	15	27%	9	14%	6	9%	6	9%
環境清美工場	管理職	正規職員	1		1		1		1		1	
		定年延長	—		—		—		—			
	施設第一～四係	正規職員	19		20		20		22		20	
		定年延長	—		—		—		—		1	
	焼却炉の運転操作・日常点検・軽微 な補修	再任用	1		1		4		4		4	
		会計年度	3		3		3		3		4	
	施設第五係	正規職員	9		10		10		12		9	
		定年延長	—		—		—		—		2	
		再任用			1		2		4		3	
	破碎機の運転操作・日常点検・軽微な補 修、有害廃棄物の処理、廃棄物の搬入管 理等	会計年度	11		10		10		10		9	
	施設第六係	正規職員									2	
		定年延長	—		—		—		—		1	
再任用												
焼却残灰等の運搬・管理、運搬車両 の日常点検	会計年度											
施設管理室 (R6より工場整備課)	正規職員											
	定年延長	—		—		—		—				
	再任用	4		3		3		1				
焼却炉及び破碎機の運転管理の総 括・維持管理等	会計年度	3		3		3				4		
所属合計		正規職員	29	57%	31	60%	31	55%	35	61%	32	53%
		定年延長	—		—		—		—		4	7%
		再任用	5	10%	5	10%	9	16%	9	16%	7	12%
		会計年度	17	33%	16	30%	16	29%	13	23%	17	28%

所属	上段:係名 下段:業務内容	任用区分	令和2年度		令和3年度		令和4年度		令和5年度		令和6年度	
土地改良 清美事務所	工事係 最終処分地に係る環境保全や災害 防止対策、工事監理等に関する業務	正規職員	2		2		2		2		2	
		定年延長	—		—		—		—			
		再任用										
		会計年度			1		1					
	奈良阪処分地管理事務所 廃棄物の埋立処分や処分地の維持 管理に関する業務	正規職員	2		2		2		1		1	
		定年延長	—		—		—		—			
		再任用										
		会計年度	1		1		1		1		1	
	所属合計	正規職員	4	80%	4	67%	4	67%	3	75%	3	75%
		定年延長	—		—		—		—		0	0%
		再任用	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%	0	0%
		会計年度	1	20%	2	33%	2	33%	1	25%	1	25%
総合計	正規職員	168	64%	156	61%	150	62%	138	65%	128	60%	
	定年延長	—		—		—		—		11	5%	
	再任用	23	9%	28	11%	33	14%	33	16%	27	13%	
	会計年度	72	27%	73	28%	58	24%	41	19%	48	22%	
	総数	263		257		241		212		214		

5 2. 奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会の開催実績と会議録について令和5年度から直近まで

市民部 地域づくり推進課

年度	開催日	主な議題
令和5年度	令和6年2月19日	・地域自治協議会の推進について ・奈良市自治連合会の取組について ・市長との意見交換会の概要について

第 1 1 回 奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会				
開催日時	令和 6 年 2 月 1 9 日（月）午後 2 時 0 0 分～			
開催場所	奈良市役所 中央棟 5 階 秘書広報課会議室			
出席者	委 員	真銅副市長（委員長）、鈴木副市長（副委員長） 庁内部長級職員（代理出席含む）		
	事務局	地域づくり推進課長ほか 4 名		
開催形態	非公開	担当課	市民部 地域づくり推進課	
議 題 又は 案 件	(1) 地域自治協議会の推進について (2) 奈良市自治連合会の取組について (3) 市長との意見交換会の概要について			
議事の概要及び議題又は案件に対する主な意見等				
1 開会 事務局より資料の確認				
2 案件 (1) 地域自治協議会の推進について ○事務局より、資料 1 から 5 に基づき、地域自治協議会の取組状況、地域自治協議会の推進に向けた取組状況、奈良市自主防災防犯協議会会長会議アンケート結果報告書、地域自治協議会設立に向けた各地区自治連合会役員へのヒアリング結果、地域自治協議会啓発パンフレットについて説明があった。 ○主な意見は以下の通り ・学校のクラブ活動の在り方について、教員に任せきりになっている現状に対して、今後どのようにして教員の負担軽減に取り組んでいくかを教育委員会でも協議している。奈良市部活動指導委員会に候補者バンクを設置し、指導者の確保に努めており、一般企業にお勤めの方や自営業の方の登録、及び教員のOBなど約 1 7 0 名の登録をいただき、現在 1 0 5 名の指導員を派遣している。 行政職員や教職員でさまざまな能力を持つ人を登録し、地域で活躍していただく事ができれば良いと思うが、そのための課題について、事務局としてどう考えているのか。（教育長） ➢地域自治活動全般ということで検討しているが、実際に担っていただける方がどれだけおられ、どれだけうまく運用していけるか。また、個人情報の取り扱い等、具体的な設定については検討しており、教職員の方、OB の方も、人材として活用できるかと思うので、今後教育委員会にも協力をいただきたい。（地域づくり推進課長） ・民生委員については、3 年に 1 度の改選期になると、人手不足、担い手不足ということが課題になっている。地域自治協議会の啓発について、地区社会福祉協議会で研修会ができていないため、現在調整中ということだったが、具体的な状況を教えてほしい。（福祉部次長） ➢地区社会福祉協議会については、研修や啓発活動の説明を実施した。既存の活動も活発にされているということもあり、地域自治協議会という仕組みについて、全体的にまだご				

理解をいただいていない。様々なご意見がある中で、まだ全体に対してご説明するところには至っていない状況であるため、引き続き働きかけていく。（地域づくり推進課長）
・地域自治協議会のパンフレットについて、地域自治協議会構成団体の例に事業者の記載があるが、事業者が協議会に入っていたらどのような活動をしてられるのか、お聞きしたい。（観光経済部長）
➤地域と事業者がタイアップし、人的交流と情報共有と共同参加をしていく。例えば地域では多くの小さな福祉事業者があり、地域だけでは見えていない部分の支援をしていただく。つまり、人力的なことで協働参画を推進しているイメージである。（作間奈良市自治連合会長）
➤事業者は連合会の立ち位置とは異なるため、自治会未加入の事業所については、地域自治協議会に直接入っていただくこともある。また、地域自治協議会や、コミュニティスクールの運営協議会として事業者と一緒に受け皿を考えていくことにも取り組んでおり、単体の組織ではできないことが、できるようになると考える。（吉岡奈良市自治連合会相談役）
・奈良市自治連合会でワークショップや勉強会を開催し、高齢化社会の中でどのように地域づくりを進めていくかを考えている。また、地域自治協議会として認定はされていなくても、実態は地域自治協議会と同じような動きになっている地域も複数あるため、これをうまく地域自治協議会に移行できるよう、行政も横串を刺して全庁的な課題として働きかけてほしい。（作間奈良市自治連合会長）
・自治会加入率の推移を見ても低下しているが、これは自治会、地域をめぐる構造的な要因がある。大方は行政主導型になっており、国から始まって全て縦割りのため、ワンストップサービスになっていない。 また、地域によって加入率の増減があり、紐解いていくと地域の人が行政に依存している現状がある。連絡所があったり、職員の方が地域活動もやっていたりしている。これではかえって、意識的に頑張って進めていく姿勢が薄れ、人材が育たない。 また、毎年リーダーが交代したり、旧集落と新しい住民との人間関係等障壁があるが、打開策を考えていかなければいけないと思っている。行政としても地域が衰退すると困ると思うので、地域とともに歩んでいただきたい。（吉岡奈良市自治連合会相談役）
➤ご指摘いただいた縦割りや要望事例の部分等、全体的にうまく動いてない課題を、職員が我が事の課題として捉えるということが最も重要であると考えている。地域の課題イコール行政の課題でもあるので、我が事の課題として持ち帰って検討していきたい。（地域づくり推進課長）
（２）奈良市自治連合会の取組について ○事務局より、資料 6 から資料 9 に基づき、奈良市自治連合会自治会長研修会でのアンケート結果、奈良市自治連合会ワークショップの概要、自治会加入率対策について説明を行った。
○主な意見は以下の通り ・7 割程度の自治会長が 1 年で交代し、5 割程度の自治連合会長も 1 年で交代する現状が課

題である。奈良市自治連合会自治会長研修会では、自治会の手引きを用いて説明したところ、これまで潜在していた様々な意見や質問が多く出た。幅広い地域活動の共通課題になるような意見があったので、これらを参考にしていきたい。 ワークショップについては、要望ばかりを出す場ではなく、共通の地域課題の抽出を目的として進めた。今後、さらにこれらを「地域でできること」、「地域と行政または事業者と協働すること」、「行政と事業者にお願いすること」の3つに仕分けをして進めていく予定である。あくまでも協働参画というのが軸であるべき。 自治会の加入促進チラシについては、例えばマンションの管理組合の場合であれば、条例等々少しずつ整備されているように見受けられるが、自治会加入促進条例のようなかたちで、特効薬になるような仕組みを考えていただきたい。(作間奈良市自治連合会長) - 自治会加入率の分母ばかりが増え続けている状況は地域の能力の問題でもある。事業所も含め、地域でオーケストラを作るイメージで進め、活動計画を楽譜とし、これに従って分担して進めていくのが地域自治協議会の姿である。自治会、自治連合会は基盤組織に違いはないが、その力が落ちてくるため、地域全体に入ってもらい、各々の得意分野で演奏していければいい。 また、交付金を増やし、「3年以内に地域自治協議会を設立しなければいけない」というような仕組みも必要ではないか。(吉岡奈良市自治連合会相談役) - 行政の人員も不足している中で、地域づくり推進課だけで自治会も自治連合会も地域自治協議会も管轄するのは賄いきれないのではないか。まずは人員を増やすか、総合政策部が管轄するなどし、組織全体で推進していただきたい。(作間奈良市自治連合会長) ➤即答は難しいが、検討していきたい。(地域づくり推進課長) - 自治会長研修のアンケート結果では、役員等の負担軽減に取り組まれている自治会も見受けられるが、事務局のほうでなにか課題となっていることなどはあるか。(委員長) ➤毎月開催される奈良市自治連合会の役員会及び定例会において、各課から行政情報の提供や共有を行っている。一方で、市からの周知依頼や委嘱等、自治会等に協力をいただいているケースが多々あるが、案件によっては自治会や自治連合会の負担が大きいのという声もあるため、庁内に向けて自治連合会を通した回覧配布の見直しなどをお願いしているところであるが、十分な負担軽減には至っていないのが実情である。新年度に向けて、自治会や自治連合会への依頼事項をとりまとめ、見直しが図れるものがないか検討を進めていくため、各部局にも協力をお願いしたい。(地域づくり推進課長)	(3) 市長との意見交換会の概要について ○事務局より、資料10に基づき、奈良市自治連合会各ブロックと市長との意見交換会の概要について説明を行った。 ○主な意見は以下の通り 地域の課題やご意見・要望については、各部局で日ごろから対応いただいている内容もあると思うが、今年度の意見交換会に関しては、市長と教育長又は教育部長・次長のみの出席のため、不明な内容については事務局と調整を図っていただくとともに、対応につい
---	---

て各部局で検討をいただきたい。(委員長) - 本委員会の開催時期について、2月に開催しても、4月に異動があるとすぐにメンバーが変わってしまうため、6月や7月頃に開催すれば、1年かけてPDCAサイクルが成り立つと考える。(作間奈良市自治連合会長) - 地域自治協議会の設立が16地区で止まっているので、引き続き、皆様のご協力をいただきたい。毎年連合会長が代わると活動のレベルが上がっていかないので、その辺りも考えていきたい。(吉岡奈良市自治連合会相談役) - 本日の議論を踏まえて、委員の皆さまにも地域の在り方、市民参画・協働の在り方といった点について、市の施策を進めるうえで、各課の職員とともに意識しながら業務を進めていただきたい。(委員長)	
資料	資料1. 地域自治協議会の取組状況 資料2. 地域自治協議会の推進に向けた取組状況 資料3. 奈良市自主防災防犯協議会 会長会議アンケート結果報告書 資料4. 地域自治協議会設立に向けた各地区自治連合会役員へのヒアリング結果 資料5. 地域自治協議会啓発パンフレット「この先 新しい地域づくりのカタチあり」 資料6. 令和5年度 自治会長研修会参加者アンケート結果 資料7. 地域課題解決に向けたワークショップ概要(奈良市自治連合会実施) 資料8. 自治会加入率一覧表 資料9. 自治会・地区自治連合会の加入率の推移 資料10. 市長との意見交換会 要対応事項一覧(紙ベース) 参考資料1. 奈良市協働のまちづくり推進庁内検討委員会 設置要領 参考資料2. 奈良市地域自治協議会の設置、認定及び運営に関する規則 参考資料3. 奈良市市民参画及び協働によるまちづくり条例